

令和7年度

北九州市水防計画

北九州市

目 次

第 1 章	総 則	
第1節	目 的	1-1-1
第2節	計画の内容	1-1-1
第3節	水防計画	1-1-1
第4節	安全配慮	1-1-1
第5節	津波における留意事項	1-1-2
第 2 章	水防組織	1-1-2
第1節	準備配置体制	2-1-1
第2節	非常配置体制	2-2-1
第3節	水防関係機関・部署の連絡先	2-3-1
第4節	大規模氾濫減災協議会	2-4-1
第 3 章	予報・警報	
第1節	水防警報	3-1-1
第2節	洪水予報	3-2-1
第3節	河川水位情報	3-3-1
第4節	貯留施設からの放流・越流に関する通報	3-4-1
第5節	福岡管区気象台が行う水防に関する予報・警報の発表基準	3-5-1
第6節	福岡管区気象台が行う水防に関する予報・警報の連絡系統図	3-6-1
第 4 章	気象情報の収集	
第1節	雨 量	4-1-1
第2節	気象情報の収集	4-2-1
第3節	潮 位	4-3-1
第 5 章	重要水防箇所等	
第1節	重要水防箇所	5-1-1
第2節	浸水想定区域	5-2-1
第 6 章	水防活動	
第1節	河川等の水防巡視（出水期前）	6-1-1
第2節	水防監視（出水時）	6-2-1
第3節	安全確保の原則	6-2-1
第4節	水門・排水機場等の操作	6-4-1
第5節	出 動	6-5-1
第6節	輸 送	6-5-1
第7節	水防信号	6-7-1
第8節	警戒区域の設定	6-7-1
第9節	自衛隊及び警察官の出動要請	6-9-1
第10節	河川管理者による水防活動への協力	6-9-1
第11節	隣接水防管理団体その他との協定応援	6-9-1
第12節	水防資器材	6-12-1
第13節	通 信	6-12-1
第14節	公用負担及び証票	6-14-1
第15節	避難のための立退き	6-14-2

第 7 章 水防訓練	
第 1 節 水防訓練	7-1-1
第 8 章 水防協力団体	
第 1 節 水防協力団体の指定	7-1-1
第 2 節 水防協力団体の業務	7-1-1
第 9 章 費用の負担	7-1-1
第 10 章 雑 則	
第 1 節 水防報告と記録	7-1-1
第 2 節 県知事への報告	10-2-1
資 料	
資料—1 北九州市災害対策本部事務分担表	資料—1-1
資料—2 水防資器材保管場所（水防倉庫）一覧	資料—2
資料—3 北九州市水防資器材及び水防資材一覧表（内訳）	資料—3
資料—4 水防工法一覧表（抜粋）	資料—4-1
資料—5 令和 5 年度の水防活動	資料—5-1
資料—6 ダム（貯水池）等放流に伴う河川の水位上昇について	資料—6-1
様 式	
様式総括表	
1. 水防組織に関する様式（様式—1）	様式—1-1
2. 水防活動に関する様式	
①洪水予報に関する様式	様式—2
②水防警報に関する様式	様式—3-1
③水位情報に関する様式	様式—4-1
④ダム放流に関する様式（様式—5～8）	様式—5-1
⑤公用負担及び証票に関する様式（様式—9）	様式—9-1
3. 県知事への報告に関する様式（様式—10）	様式—10
水防法	1

北九州市水防計画

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条に基づき、福岡県知事から指定された水防管理団体である北九州市が、水防法第33条に基づき、福岡県水防計画及び北九州市地域防災計画に応じて、北九州市における洪水、内水排除(法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。)、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害の軽減を図り、水防活動の万全を期することを目的とする。

第2節 計画の内容

この計画で定める水防上の事項は、次のとおりとする。

- 1 水防組織及び体制に関する事項
- 2 気象情報、水防情報の情報連絡に関する事
- 3 重要水防箇所、浸水想定区域に関する事
- 4 監視、警戒、水門操作に関する事
- 5 通信、連絡、輸送に関する事
- 6 消防機関及び水防協力団体の活動に関する事
- 7 河川管理者及び下水道管理者の協力に関する事
- 8 器具、資材及び設備の整備及び運用に関する事
- 9 訓練に関する事
- 10 その他水防活動に必要な事務に関する事

第3節 水防計画

水防法第33条の規定により、水防管理者(市長)は、福岡県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは、これを変更するものとする。

水防管理者(市長)は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ北九州市防災会議に諮るものとし、変更したときは遅滞なく福岡県知事に届け出るものとする。

第4節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

《水防活動従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項》

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動時は、原則として複数人で行う。

第5節 津波における留意事項

津波は、日本沿岸で発生する「近地津波」と遠方で発生する「遠地津波」に分類できる。

「遠地津波」は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

「近地津波」は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

このため、「遠地津波」で襲来まで時間がある場合、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。一方、「近地津波」で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合、水防活動従事者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防活動従事者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

水防法第3条

市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

市町村は水防法の定めるところにしたがって、水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等水防に関するあらゆる準備行為、具体的な水防活動等水防全般に関し、これを行う責任を有する。

市は、福岡管区気象台が発表する気象情報（大雨・洪水等の警報）又は国土交通省九州地方整備局等からの水防警報の通知等を受け、必要と認めたときは「水防準備本部」を設置する。

その後、福岡県が「北九州水防地方本部」を設置し、かつ市が「災害警戒本部」を設置した場合に「水防準備本部」を「水防警戒本部」に移行する。

さらに、市が「災害警戒本部」を「災害対策本部」に移行した時点で、「水防警戒本部」を「水防本部」に移行し、「水防本部」は、「災害対策本部」の指揮下に入る。

《北九州市の防災体制》

福岡県 (北九州県土整備事務所)		北九州水防地方本部				
北九州市	地域 防災 計画	災害警戒本部	本部長 危機管理監		本部長 危機管理監	
		災害対策本部	本部長 市長			
	水防 計画	水防準備本部 (大雨・洪水等の警報)	河川整備課			河川整備課
		水防警戒本部	本部長 都市整備局長 (代理:河川公園部長)		本部長 都市整備局長 (代理:河川公園部長)	
		水防本部	本部長 市長			

第1節 準備配置体制

1 水防準備本部

1) 水防準備本部の設置

水防準備本部は、以下のいずれかに該当し、必要と認めるときに設置する。

- ・ 気象注意報（大雨、洪水、高潮、津波）
- ・ 水防警報（国、県）
- ・ 洪水予報（国）
- ・ 水位情報（国、県）
- ・ 大雨（特別）警報
- ・ 高潮（特別）警報
- ・ 洪水警報
- ・ 津波警報
- ・ 大津波警報
- ・ 北九州水防地方本部（県）の設置

事務局は都市整備局河川公園部河川整備課とする。

2) 水防準備本部の廃止

福岡県が「北九州水防地方本部」を廃止した場合、本市は「水防準備本部」を廃止する。

3) 水防準備本部の配置要員計画

担当	河川整備課	計
要員	3	3

4) 水防準備本部の活動

「水防準備本部」は、国土交通省遠賀川河川事務所や福岡県との情報連絡、北九州市河川情報システム等による雨量・水位等の観測、必要がある場合の水防組織各部との情報連絡等を行う。

また、気象状況に応じて速やかに「水防（警戒）本部」に移行できる体制を整えておく。

第2節 非常配置体制

1 水防警戒本部

1) 水防警戒本部への移行

- ・福岡県が「北九州水防地方本部」を設置し、かつ本市が「災害警戒本部」を設置した場合北九州市水防本部長（市長）は「水防警戒本部」を設置する。（様式－1－1）
- ・「水防警戒本部」は、水位の情報を収集し、関係機関との連絡調整を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに「水防本部」へ移行できる体制を整えておく。
- ・水防警戒本部長は都市整備局長とし、事務局は都市整備局河川公園部河川整備課とする。なお、本市の災害動員体制が初動警戒体制の場合、水防警戒本部長は、河川公園部長が代理する。
- ・その後、本市の災害動員体制が警戒体制に移行した場合や浸水被害が多発する、または多発するおそれがある段階で都市整備局長を配置する。

2) 水防警戒本部の廃止

- ・本市が「災害対策本部」を設置した場合、水防警戒本部は、「水防本部」に移行し「災害対策本部」の指揮下に入る。
- ・本市が「災害警戒本部」を閉鎖した後も、福岡県が「北九州水防地方本部」を設置している場合は、「水防警戒本部」から「水防準備本部」に移行する。
（様式－1－2）、（様式－1－3）

3) 水防警戒本部の配置要員計画

配置要員は以下のとおりとし、水防警戒本部長は都市整備局長とする。

ただし、「災害警戒本部」が初動警戒体制である場合、状況に応じて「水防準備本部」の配置要員計画まで減ずることができる。

担当	都市整備局長	河川公園部長	河川整備課	水環境課	神嶽川旦過地区整備室	下水道整備課長	計
要員	1	1	1 1	6	1	1	2 1

4) 水防警戒本部の活動

水防準備本部の業務に加え、関係機関へ洪水予報河川、水位周知河川に関する洪水予報、水防警報、河川水位情報、貯留施設からの放流越流情報の通知等を行う。また、気象状況に応じて水防本部に移行できる体制を整えておく。

2 水防本部

1) 水防本部の設置

福岡県が「北九州水防地方本部」を設置し、かつ本市が「災害対策本部」を設置した場合に「水防警戒本部」を「水防本部」に移行する。（様式－１－１）

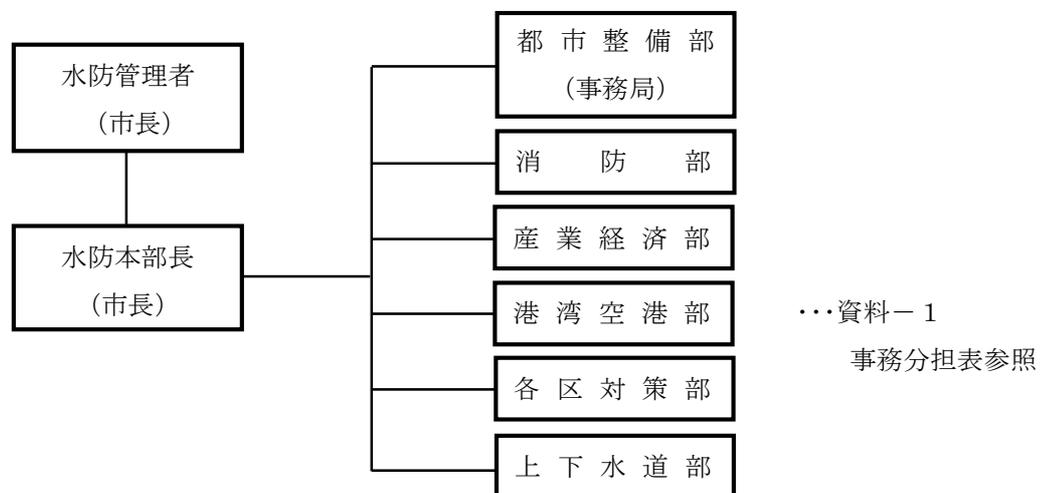
2) 水防本部の廃止

本市が「災害対策本部」を廃止、または「災害警戒本部」に移行した場合、水防組織も「水防本部」を廃止（様式－１－２）または、「水防警戒本部」に移行する。

3) 水防本部事務局の配置要員計画

- ・配置要員は、「水防警戒本部」と同様とし、水防本部長は、市長とする。
- ・「水防本部」の事務局は、都市整備局河川公園部とし、水防本部の組織計画は「北九州市地域防災計画・災害対策編（以下「地域防災計画」という）第3章第1節 防災組織」に定める組織によるものとする。水防活動に主として従事する部は、以下のとおりである。
- ・なお、「水防本部」は、「災害対策本部」の指揮下に入るものとする。

その際、災害対策本部に河川情報に詳しい都市整備局職員（課長級以上）を派遣する。



4) 水防本部の活動

水防準備本部の業務に加え、関係機関へ洪水予報河川、水位周知河川に関する洪水予報、水防警報、河川水位情報、貯留施設からの放流越流情報の通知等を行う。

(参考)

1 福岡県水防準備本部の設置基準

福岡管区気象台が発表する気象情報又は国土交通省九州地方整備局からの水防警報の通知を受け、必要と認めたときは水防準備本部(準備配置体制)及び水防地方準備本部を設置する。

2 福岡県水防地方本部の設置基準

福岡管区気象台又は福岡管区気象台と九州地方整備局の共同による気象状況の通知を受けて、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、水防地方本部を設置する。

水防地方本部を設置した時、各県土整備事務所・支所、その他出先機関及びその他の水防関係機関に通知するものとする。

	福岡管区気象台等からの情報
福岡県水防地方本部 の設置基準	警報(大雨・洪水・津波・高潮)
	氾濫警戒情報(遠賀川) [洪水]

3 北九州市災害警戒本部の設置基準

- ①北九州市に暴風、大雨、洪水、高潮等の警報又は注意報が発表され、災害が発生するおそれがある場合
- ②12時間後の台風進路予報で市域の一部または全域が暴風警戒域に入った場合
- ③国土交通大臣又は福岡県知事により、市内の河川について水防警報が発令された場合
- ④遠賀川下流部氾濫警戒情報が発表された場合
- ⑤市域の一部において、有効先行降雨量が一定基準に達し、なお降雨が見込まれる場合
- ⑥市内に震度4を観測する地震が発生した場合
- ⑦市内の沿岸部を含む津波予報区に、津波注意報が発表された場合
- ⑧その他軽微な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合

4 北九州市災害対策本部の設置基準

- ①北九州市域を含む記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ②北九州市に土砂災害警戒情報が発表され、市内各地で土砂災害の発生のおそれがある場合
- ③台風接近時に市域が暴風域に入るおそれがある場合
- ④遠賀川下流部氾濫危険情報が発表された場合
- ⑤市内に震度5弱以上を観測する地震が発生した場合
- ⑥市内の沿岸部を含む津波予報区に、大津波警報・津波警報が発表された場合
- ⑦その他災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合

第3節 水防関係機関・部署の連絡先

部署名・機関名	連絡先(北九州市：093)	
都市整備局 河川整備課	TEL：582-2281	FAX：561-5758
危機管理室 危機管理課	TEL：582-2110	FAX：582-2112
消防局 警防課	TEL：582-3817	FAX：592-6898
消防局 指令課	TEL：582-3811	FAX：592-6805
門司 消防署	TEL：372-0119	FAX：381-9274
小倉北 消防署	TEL：582-0119	FAX：582-5525
小倉南 消防署	TEL：951-0119	FAX：941-3914
若松 消防署	TEL：752-0119	FAX：771-9967
八幡東 消防署	TEL：663-0119	FAX：661-2542
八幡西 消防署	TEL：622-0119	FAX：621-2542
戸畑 消防署	TEL：861-0119	FAX：883-0173
門司区 総務企画課	TEL：331-0001	FAX：331-1805
門司区 まちづくり整備課	TEL：331-1886	FAX：332-1936
小倉北区 総務企画課	TEL：582-3301	FAX：581-5496
小倉北区 まちづくり整備課	TEL：582-3471	FAX：571-7142
小倉南区 総務企画課	TEL：951-4112	FAX：951-5553
小倉南区 まちづくり整備課	TEL：951-4123	FAX：951-5552
若松区 総務企画課	TEL：761-4045	FAX：761-4975
若松区 まちづくり整備課	TEL：761-5326	FAX：761-4975
八幡東区 総務企画課	TEL：671-1459	FAX：681-8329
八幡東区 まちづくり整備課	TEL：671-0805	FAX：681-9612
八幡西区 総務企画課	TEL：642-1442	FAX：622-6463
八幡西区 まちづくり整備課	TEL：642-1454	FAX：642-9053
戸畑区 総務企画課	TEL：871-3600	FAX：871-4807
戸畑区 まちづくり整備課	TEL：871-1504	FAX：881-2677
都市整備局 東部整備事務所 工務第二課	TEL：582-2971	FAX：582-2966
都市整備局 西部整備事務所 工務第二課	TEL：642-5434	FAX：642-5404
上下水道局 総務課	TEL：582-3131	FAX：582-3100
上下水道局 下水道計画課	TEL：582-2480	FAX：582-2533
上下水道局 下水道保全課	TEL：582-2426	FAX：582-2533
上下水道局 下水道整備課	TEL：582-2482	FAX：582-2533
上下水道局 水道部穴生浄水所畑浄水場	TEL：617-4813	FAX：617-4807
港湾空港局 総務課	TEL：321-5911	FAX：321-5915
産業経済局 総務課	TEL：582-2190	FAX：591-2566
福岡県 河川管理課	TEL：092-643-3666	FAX：092-643-3669
福岡県 北九州県土整備事務所 用地課	TEL：691-2764	FAX：692-9479
福岡県 直方県土整備事務所 用地課	TEL：0949-22-5617	FAX：0949-22-5644
福岡県 ます刈ダム管理出張所	TEL：451-1130	FAX：451-1131
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所	TEL：0949-22-1830～1836	FAX：0949-24-7536
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所中間出張所	TEL：245-0154	FAX：245-0160

第4節 大規模氾濫減災協議会

水防法第15条の9及び第15条の10に基づき、河川管理者である国土交通大臣と福岡県知事が、河川管理者と北九州市など関係自治体からなる大規模氾濫減災協議会を設置（既存組織から移行）。それぞれの協議会で、取りまとめた「地域の取り組み方針」を水防計画に反映して、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進するものとする。

《本市に関連する大規模氾濫減災協議会》

1) 遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会（平成28年5月設立）

（旧）遠賀川水防災意識社会再構築推進協議会

【取り組み方針】（抜粋）

- ・大規模な洪水の発生を想定した安全な避難場所等の確保
- ・避難に着目したタイムライン（行動計画）の作成
- ・水害リスク情報の周知（想定最大規模の洪水浸水想定公表やハザードマップ作成）
- ・避難に資するリアルタイム情報の提供（ホットラインの構築） など

2) 北九州・宗像水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会（平成29年6月設立）

（旧）北九州・宗像水防地方本部圏域水防災意識再構築ビジョン協議会

【取り組み方針】（抜粋）

- ・水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保（洪水浸水想定区域の公表等）
- ・治水対策の取組み（河床掘削、護岸、橋梁架け替え、堰改修等）
- ・的確な水防活動や迅速な復旧等のための取組み（水防訓練、災害復旧講習会等）
- ・住民等の防災意識向上に向けた取組み（防災情報パンフレット配布） など



第3章 予報・警報

第1節 水防警報

水防法第16条

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

「水防警報」とは、水防法に基づき指定された河川等において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、国土交通大臣または県知事が、水防活動の必要がある旨を警告する発表をいう。

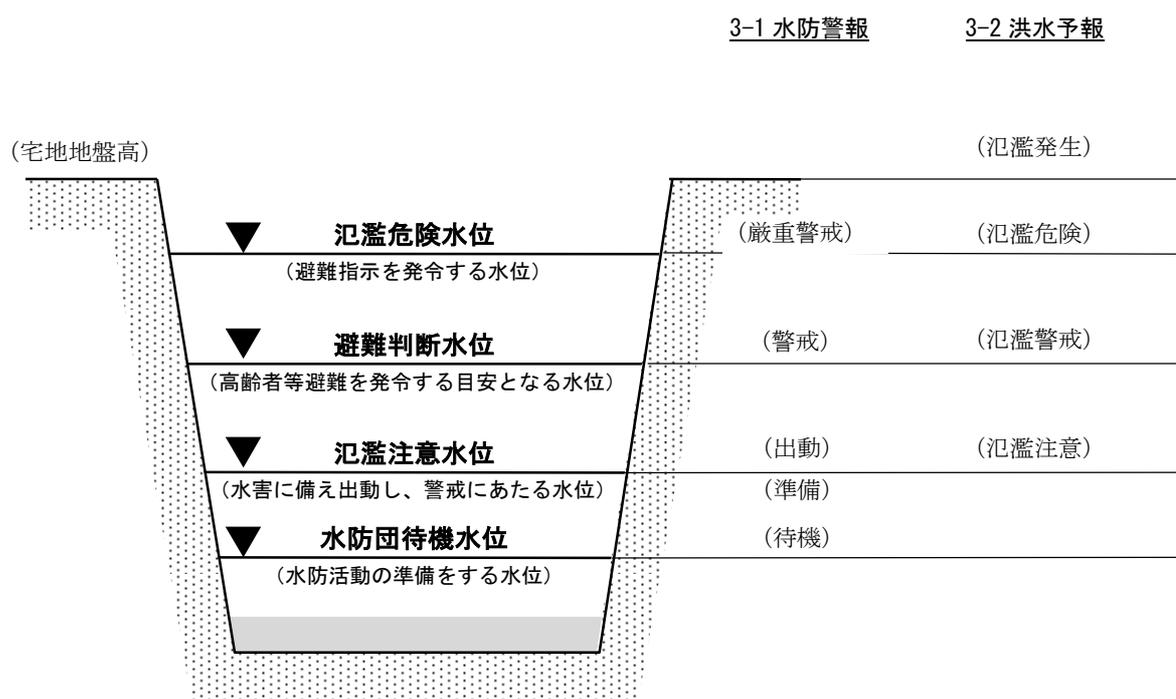
1 水防警報の流れ

水防警報の通知を受けた水防管理者（市長）は、水防関係機関、団体を待機させ、必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。

2 水防警報の内容と対象河川

水防法第16条第1項の規定により国土交通大臣及び知事が行う水防警報は「①水防警報（P 3-1-2）」のとおりであり、その対象河川は「②水防警報を行う河川（P 3-1-3）」に示すとおりである。

（参考）水防警報に関する基準水位のイメージ図



3 水防警報の種類と対象量水標及び連絡系統

水防警報が発せられた場合の水防本部からの連絡様式は様式-3-1-1～様式-3-2-7とし、その連絡は「③水防警報連絡系統(P.3-1-4)」により行うものとする。

1) 水防警報の種類と発表時期、発表基準、内容

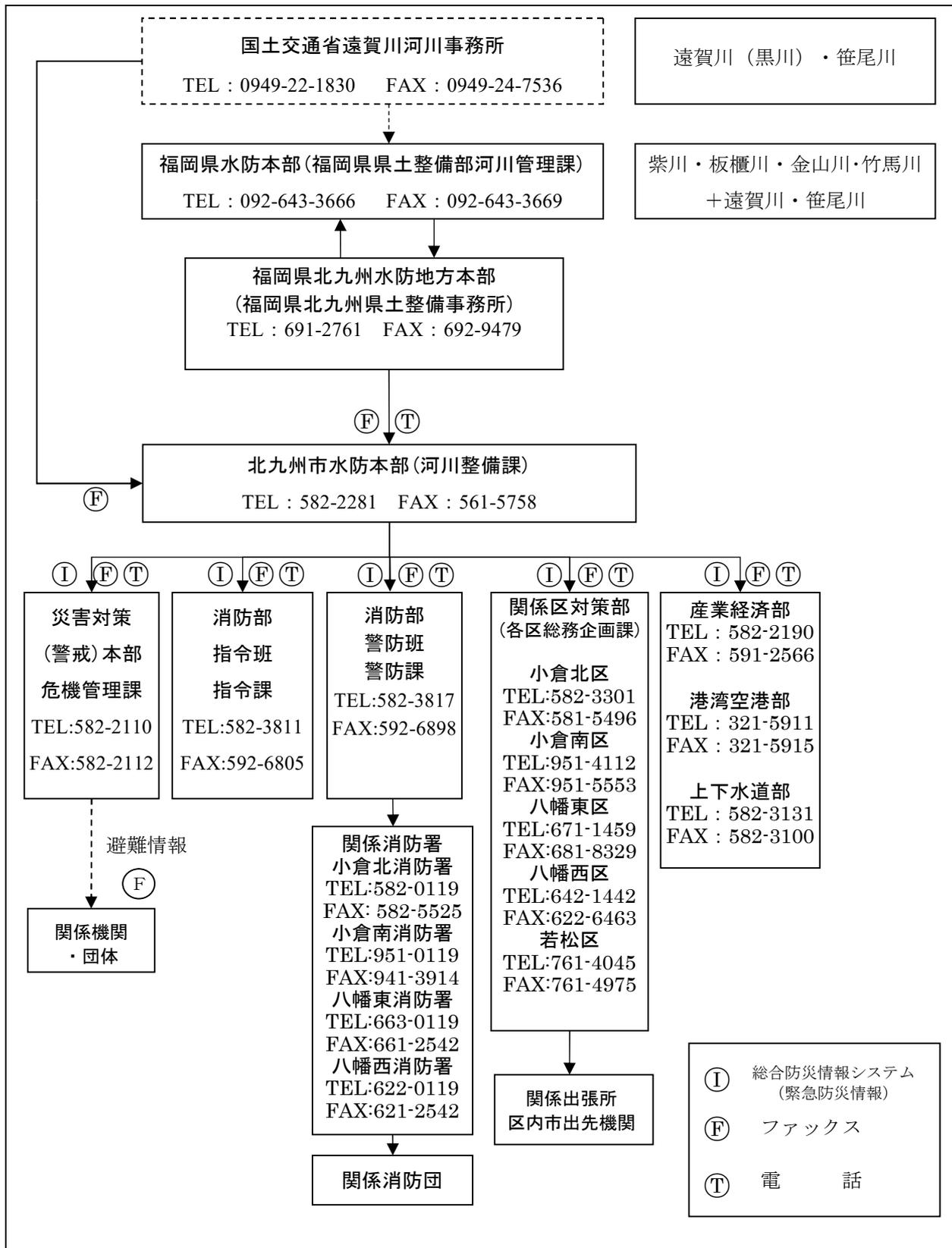
種類	発表時期	発表基準	内容
第一段階 待機	<u>氾濫注意水位に達する見込み</u> があるとき。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、人員を減らしながらも差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第二段階 準備	<u>氾濫注意水位を突破する見込み</u> があるとき。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第三段階 出動	<u>氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込み</u> があるとき。	氾濫注意報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
第四段階 警戒	<u>避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込み</u> があるとき。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第五段階 嚴重警戒	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。		出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第六段階 解除	<u>氾濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがない</u> と思われるとき。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	水防活動を必要とする河川の増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

2) 水防警報を行う河川の対象量水標と条件

河川名	観測所名 対象量水標	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 警戒	第五段階 嚴重警戒	第六段階 解除	警報 発表者
遠賀川	中間 (八幡西区)	氾濫注意水位 (3.70m)に達 すると思われる とき	氾濫注意水位 (3.70m)を突 破すると思わ れるとき	氾濫注意水位 (3.70m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	避難判断水位 (5.00m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき		氾濫注意水位 (3.70m)以下に下 がって再び増水 のおそれがないと思 われるとき	国土交通省 遠賀川 河川事務所
	日の出橋 (直方市)	氾濫注意水位 (5.90m)に達 すると思われる とき	氾濫注意水位 (5.90m)を突 破すると思わ れるとき	氾濫注意水位 (5.90m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	避難判断水位 (7.10m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき		氾濫注意水位 (5.90m)以下に下 がって再び増水 のおそれがないと思 われるとき	
黒川	石園 (八幡西区)				避難判断水位 (3.40m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき			
笹尾川	野面 (八幡西区)	氾濫注意水位 (2.40m)に達 すると思われる とき	氾濫注意水位 (2.40m)を突 破すると思わ れるとき	氾濫注意水位 (2.40m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	避難判断水位 (2.70m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき		氾濫注意水位 (2.40m)以下に下 がって、再び増水 のおそれがないと思 われるとき	
紫川	藪瀬橋 (小倉北区)	氾濫注意水位 (3.35m)に達 すると思われる とき	氾濫注意水位 (3.35m)を突 破すると思わ れるとき	氾濫注意水位 (3.35m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	避難判断水位 (3.48m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	氾濫危険水位 (3.75m)に達 し、氾濫発生 のおそれがあ るとき	氾濫注意水位 (3.35m)以下に下 がって、再び増水 のおそれがないと思 われるとき	福岡県 北九州水防 地方本部長
	桜橋 (小倉南区)	氾濫注意水位 (1.81m)に達 すると思われる とき	氾濫注意水位 (1.81m)を突 破すると思わ れるとき	氾濫注意水位 (1.81m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	避難判断水位 (2.47m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	氾濫危険水位 (2.90m)に達 し、氾濫発生 のおそれがあ るとき	氾濫注意水位 (1.81m)以下に下 がって、再び増水 のおそれがないと思 われるとき	
東谷川	高志橋 (小倉南区)	氾濫注意水位 (2.58m)に達 すると思われる とき	氾濫注意水位 (2.58m)を突 破すると思わ れるとき	氾濫注意水位 (2.58m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	避難判断水位 (3.17m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	氾濫危険水位 (3.55m)に達 し、氾濫発生 のおそれがあ るとき	氾濫注意水位 (2.58m)以下に下 がって、再び増水 のおそれがないと思 われるとき	
板櫃川	仙房橋 (八幡東区)	氾濫注意水位 (1.70m)に達 すると思われる とき	氾濫注意水位 (1.70m)を突 破すると思わ れるとき	氾濫注意水位 (1.70m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	避難判断水位 (2.10m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	氾濫危険水位 (2.50m)に達 し、氾濫発生 のおそれがあ るとき	氾濫注意水位 (1.70m)以下に下 がって、再び増水 のおそれがないと思 われるとき	
金山川	下上津役 大橋 (八幡西区)	氾濫注意水位 (2.08m)に達 すると思われる とき	氾濫注意水位 (2.08m)を突 破すると思わ れるとき	氾濫注意水位 (2.08m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	避難判断水位 (2.37m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	氾濫危険水位 (2.63m)に達 し、氾濫発生 のおそれがあ るとき	氾濫注意水位 (2.08m)以下に下 がって再び増水 のおそれがないと思 われるとき	
竹馬川	新竹馬橋 (小倉南区)	氾濫注意水位 (2.15m)に達 すると思われる とき	氾濫注意水位 (2.15m)を突 破すると思わ れるとき	氾濫注意水位 (2.15m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	避難判断水位 (2.32m)に達 し、なお上昇 の見込みがあ るとき	氾濫危険水位 (2.66m)に達 し、氾濫発生 のおそれがあ るとき	氾濫注意水位 (2.15m)以下に下 がって再び増水 のおそれがないと思 われるとき	

3) 水防警報連絡系統

遠賀川(黒川)・笹尾川・紫川・板櫃川・金山川・竹馬川 水防警報連絡系統



第2節 洪水予報

1 洪水予報（〇〇川氾濫（注意 警戒 危険 発生）情報）

（国の機関が行う洪水予報）

水防法第10条

- 1 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

水防法第11条

都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

洪水予報とは、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の指針となるとともに、一般にも周知し洪水、津波又は高潮に対する種々の準備をさせるためのもので、国土交通省及び気象庁長官が共同で水防法に基づき指定された洪水予報河川に対して行う発表をいう。

洪水予報が発せられた場合の発表形式は、様式－2のイメージを基本として行うが、詳細な文言は必要に応じて変更できるものとする。連絡は「4 洪水予報連絡系統」（P. 3－2－3）により行うものとする。

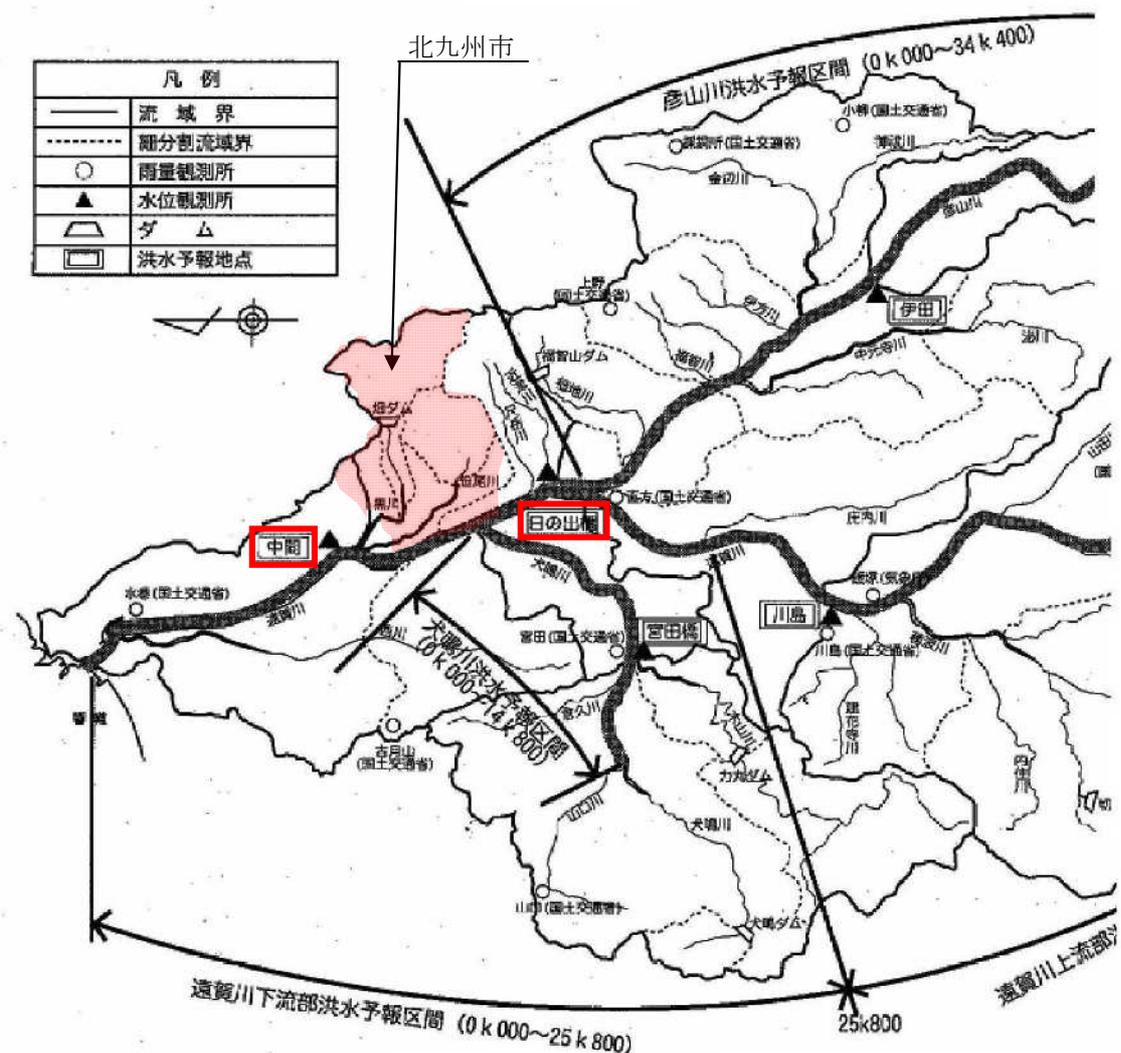
2 洪水予報河川

本市の洪水予報河川は、遠賀川（国土交通大臣指定）のみである。

水系名	予報区域名	実施区域	基準地点
遠賀川	遠賀川 上流部	福岡県嘉麻市中益字火渡田 705 番地先から飯塚市口原字池向 786 番地 4 まで	川島
	遠賀川 下流部	飯塚市口原字池向 786 番地 4 から海まで (犬鳴川)	日の出橋 中間
		左岸：福岡県宮若市小伏字北川原 1894 番の 2 地先から幹川合流点まで 右岸：福岡県宮若市小伏字金生字藤原 1078 番の 2 地先から幹川合流点まで	宮田橋 (犬鳴川)
彦山川	左岸：福岡県田川郡添田町大字落合字打ヶ瀬山 1379 番の 1 地先から幹川合流点まで 右岸：福岡県田川郡添田町大字落合字山ノ下 748 番の 1 地先から幹川合流点まで	伊田	

※網掛けは、北九州市に關係する地点を示す

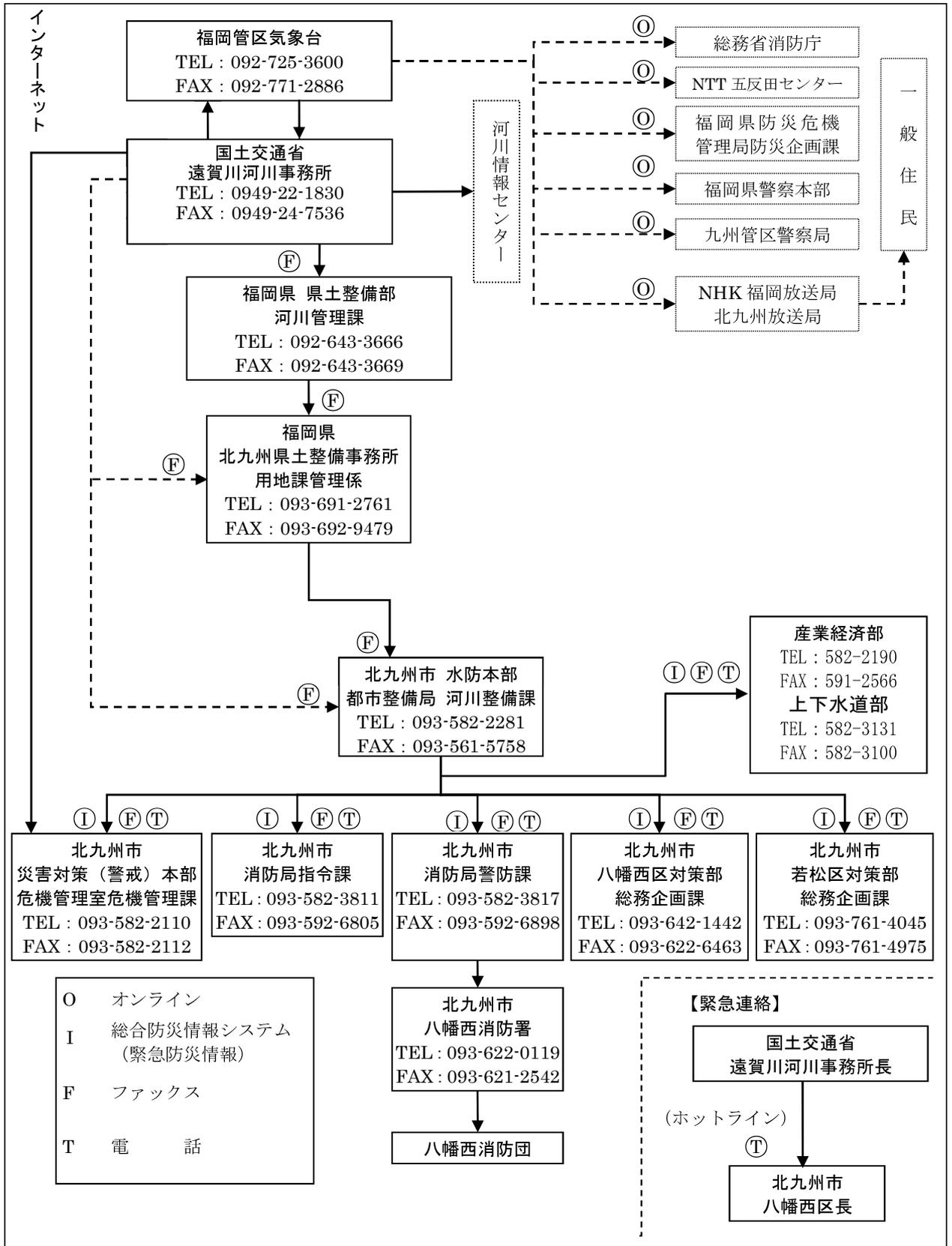
遠賀川洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図



3 洪水予報連絡系統

遠賀川氾濫（注意・警戒・危険・発生）情報〔洪水予報〕連絡系統

連絡様式は、様式2、様式-3-1とする。



第3節 河川水位情報

(水位の通報及び公表)

水防法第12条

- 1 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

水防法第13条

- 1 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

※ 量水標管理者は、氾濫注意水位を超えるときに水位状況の公表を行い、関係者に通報しなければならない。

1 洪水予報河川及び水位周知河川（北九州市内）

本市の洪水予報河川は1河川、水位周知河川は7河川である。

番号	河川名		対象行政区	管理者
1	洪水予報河川	遠賀川	八幡西区・若松区	国土交通省
1	水位周知河川	笹尾川	八幡西区	国土交通省
2		黒川	八幡西区	
3		紫川	小倉北区・小倉南区	福岡県
4		東谷川	小倉南区	
5		板櫃川	小倉北区・八幡東区	
6		金山川	八幡西区	
7		竹馬川	小倉南区	

2 基準水位の位置付け（3-1-1 イメージ図参照）

名称	位置付け
氾濫危険水位	<ul style="list-style-type: none"> 洪水により浸水被害が発生するおそれがある水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれがある水位 市長の避難指示の発令判断の目安
避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> 洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位 市長の高齢者等避難の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位
氾濫注意水位	<ul style="list-style-type: none"> 住民の氾濫情報への注意喚起、水防団の出動の目安となる水位 水防活動の基準となる水位
水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> 水防活動の基準となる水位 水防団が出動のために待機する水位

3 基準水位と警戒レベル相当情報、避難指示等の発令判断基準の関係

警戒レベル	判断基準
レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合 河川越水・溢水の発生が予測され、被害の危険が目前に切迫している場合 決壊や越水・溢水が発生した場合 (氾濫発生情報等により把握できた場合)
レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に達した場合 異常な漏水・浸食等が発見された場合
レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 軽微な漏水・浸食等が発見された場合

4 主要河川の水位観測所及び基準水位

	河川名	観測所 観測 種別	所在地	溢水等 危険箇所	水 位					管理者
					水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位 (危険水位 相当換算 水位)	既往最高 水位 (発生年月日)	
									零点高 T.P.	
1	遠賀川	中間 テレメータ	中間市 大字中間 河口から 10.8 km		2.40	3.70	5.00	5.40	5.52 (H30.7.6)	国土交通省 遠賀川河川事務所
									0.695	
2		唐熊 テレメータ	八幡西区 唐熊 河口から 13.7 km		—	—	—	—	7.85 (H30.7.6)	
	0.500									
3	日の出橋 テレメータ	直方市 津田町 河口から 18.7 km		4.60	5.90	7.10	8.10	8.63 (H30.7.6)	2.000	
4	笹尾川	野面 テレメータ	八幡西区 大字野面 合流点から 4.7 km		2.00	2.40	2.70	2.94	3.13 (H30.7.6)	国土交通省 遠賀川河川事務所
									3.000	
5		石園 テレメータ	八幡西区 大字香月 合流点から 3.1 km		—	—	3.40	3.81	3.25 (H30.7.6)	
6	紫川	藪瀬 テレメータ	小倉北区 藪瀬橋上流 左岸	小倉北区 今町	3.12	3.35	3.48	3.75	3.50 (H21.7.24)	福岡県 ダム管理 出張所 ますみ
									9.393	
7		桜橋 テレメータ	小倉南区 徳力桜橋 下流	徳吉東三丁目 (右岸)	1.44	1.81	2.47	(2.90)	3.50 (S.28.6.28)	
8	東谷川	高志橋 テレメータ	小倉南区 大字母原	小倉南区 大字新道寺 (右岸)	1.46	2.58	3.17	(3.55)	3.43 (H29.7.7)	福岡県 北九州 県土整備 事務所
									32.398	
9		板櫃川	仙房橋 テレメータ	八幡東区 昭和三丁目 41-4	小倉北区 上到津四丁目 (左岸)	1.40	1.70	2.10	(2.50)	
	14.450									
10	金山川	下上津役 大橋 テレメータ	八幡西区 下上津役 四丁目 101-5	八幡西区 町上津役西 四丁目 (右岸)	1.36	2.08	2.37	(2.63)	3.15 (H.15.7.19)	福岡県 北九州 県土整備 事務所
									13.137	
11		竹馬川	新竹馬橋 テレメータ	小倉南区 津田新町 一丁目 11	小倉南区 長野一丁目 (右岸)	1.81	2.15	2.32	(2.66)	
	0.033									

※ 国土交通省及び福岡県が数値を追加・変更した場合、その時点で変更するものとする。

5 北九州市設置の水位観測所と基準水位

番号	河川名	観測所	所在地		溢水等 危険箇所	水 位				管理者	
						水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位		
1	相割川	舟木橋	門司区	恒見町		—	1.10	1.30	1.60	北九州市	
2	神嶽川	神嶽川流入 (地下調整池流 入口下流)	小倉北区	三郎丸三丁目	萩崎1号橋	—	1.50	1.74	2.08		
3		神嶽川放流 (平和橋)		古船場	旦過	—	2.04	2.28	2.88		
4	砂津川	砂津川放流 (砂津橋)		砂津三丁目	中津口二丁目	—	1.35	1.44	1.62		
5	板櫃川	日明		日明一丁目	平松町	—	3.30	3.80	4.00		
6	紫川	宝来橋		船場町		—	—	—	—		
7		貴船橋		木町二丁目	馬借一丁目	0.61	1.81	2.78	3.16		
8		木町	木町二丁目	今町二丁目	2.66	3.08	3.15	3.77			
9		城野	下城野三丁目	今町二丁目	3.19	3.47	3.70	3.96			
10	紫橋	下南方二丁目	南方一丁目	2.65	3.02	3.58	4.01				
11	竹馬川	竹馬川水門 (上流)	小倉南区	沼南町二丁目		—	—	—	—		
12		竹馬川水門 (下流)			—	—	—	—			
13	貫川	貫川水門 (上流)		曾根新田 二丁目		—	—	—	—		
14		貫川水門 (下流)			—	—	—	—			
15	江川	宿ノ内橋	若松区	高須南		—	3.20	3.50	3.90		
16	金山川	1号流入	八幡西区	町上津役東 一丁目		—	—	—	—		
17		4号流入		町上津役 四丁目		—	—	—	—		
18	新々堀川	排水機場 (上流)		中須一丁目			—	—	—		—
19		排水機場 (下流)				—	—	—	—		

(参考)

避難指示等の区分と実施基準

(「地域防災計画 第3章 第19節 警戒レベルの伝達、避難指示等の実施、警戒区域の設定」より抜粋)

①避難指示等の区分

区分	考え方	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	避難に時間を要する高齢者や障害のある人、避難支援者等が安全に避難できるタイミング等の早めの提供を促すもの	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者、障害のある人及びその人の避難を支援する者等 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル4】 避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めるもの。	【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全 確保	災害が発生し、又は切迫している状況において、まだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めるもの。 立退き避難をすることがかえって危険な状況において「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促す情報。	【命の危険 直ちに安全確保】 ・避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

②実施基準（風水害等における基準）

避難指示等は、以下のア～ウの発令基準を原則として、市長が必要と認める場合に、避難所の開設の有無に関わらず躊躇なく発令する。

その判断においては、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、堤防の異常や土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、気象レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で判断できないものや有効先行降雨量、流域雨量指数の予測値も含めて、総合的な判断を行うものとする。

また、災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模等が想定される風水害等の場合は、タイムライン（防災行動計画）を考慮し発令する。

発令の対象地域は、土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）、浸水想定区域、その他の災害発生のおそれのある地域及びその周辺地域とする。洪水浸水想定区域においては、想定最大規模や計画規模、高潮浸水想定区域においては想定最大規模やその他の規模の段階的な発令ができるとし、予想される降雨、暴風、潮位、台風の進路等の状況から判断することとする。

その際、必要に応じて、指定地方行政機関の長又は県知事に対し、避難指示等に関する事項について助言を求め、判断を行うものとする。

ア 洪水・内水氾濫

区分		発令基準
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>(ア) 河川において、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>(イ) 河川において、軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>なお、基準水位がない河川においては、洪水警報が発表され、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」となり、漏水・侵食等が発見された場合</p>
警戒レベル4	避難指示	<p>(ア) 河川において、氾濫危険水位に達した場合</p> <p>(イ) 河川において、異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>(ウ) まず沢ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>なお、基準水位がない河川においては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」となり、漏水・侵食等が発見された場合</p>
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>(ア) 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</p> <p>(イ) 河川において、異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>(ウ) 河川の越水・溢水の発生が予測され、被害の危険が目前に切迫している場合</p> <p>(エ) 水門等の異常が確認された場合</p> <p>(オ) 河川において、決壊や越水・溢水が発生した場合</p>

イ 土砂災害

区分		発令基準
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>(ア) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>(イ) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、福岡県土砂災害危険度情報において、2時間後までの予想で「警戒（赤）」となった場合</p>
警戒レベル4	避難指示	<p>(ア) 福岡県土砂災害危険度情報において、2時間後までの予想で「危険（紫）」となった場合</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>(ウ) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>(エ) 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>(ア) 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</p> <p>(イ) 土砂災害が発生した場合</p>

ウ 高潮

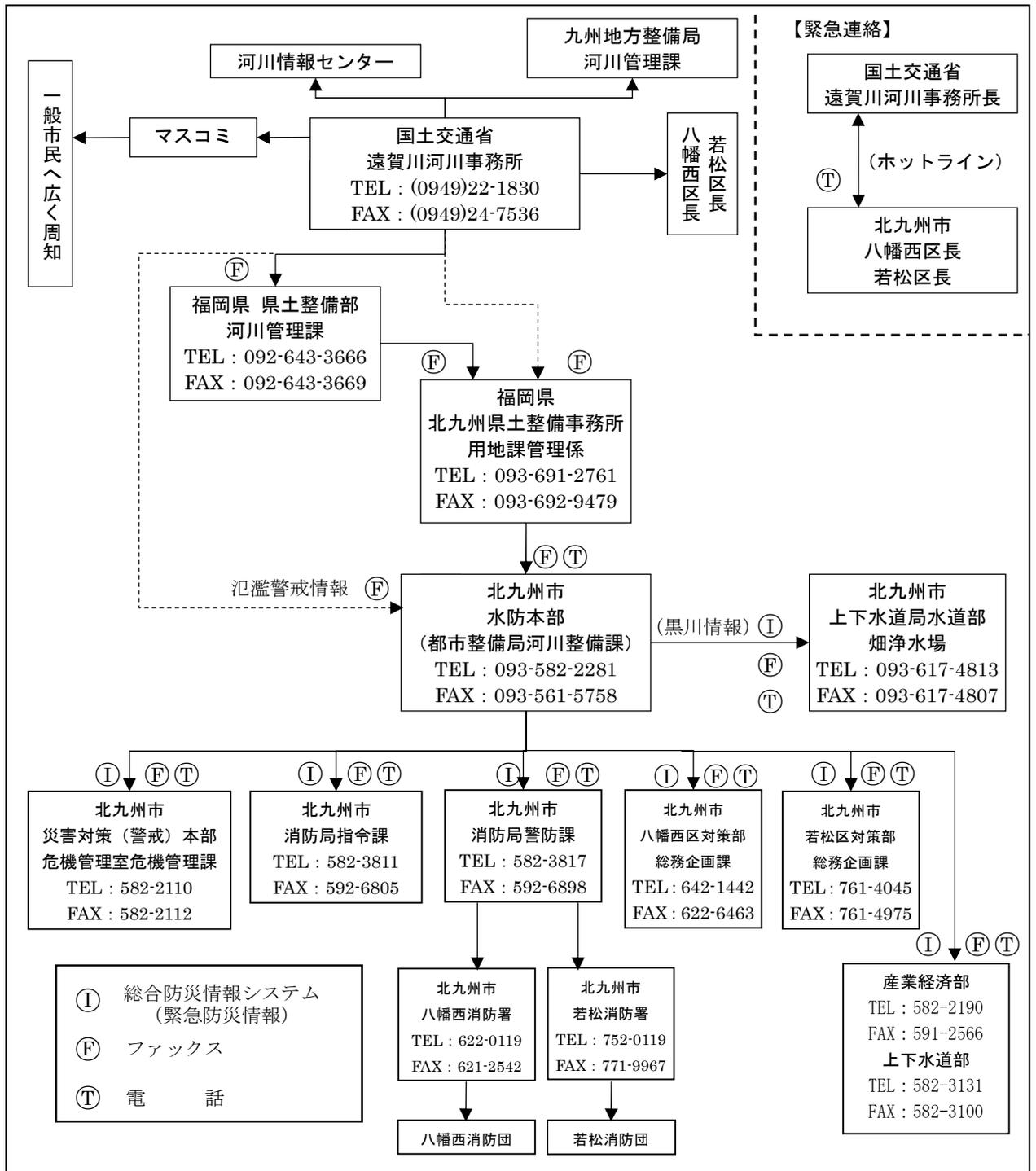
区分		発令基準
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>(ア) 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</p> <p>(イ) 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかると予想されている、又は台風が市域に接近することが見込まれる場合</p> <p>(ウ) 台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>
警戒レベル4	避難指示	<p>(ア) 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</p> <p>(イ) 高潮警報または、高潮特別警報が発表された場合</p>
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>(ア) 海岸部等への浸水が発生し、被害の危険が目前に切迫している場合</p> <p>(イ) 海岸において、堤防の倒壊や決壊が発生した場合</p> <p>(ウ) 海岸において、異常な越波・越流が発生した場合</p>

6 水位情報連絡系統

1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知

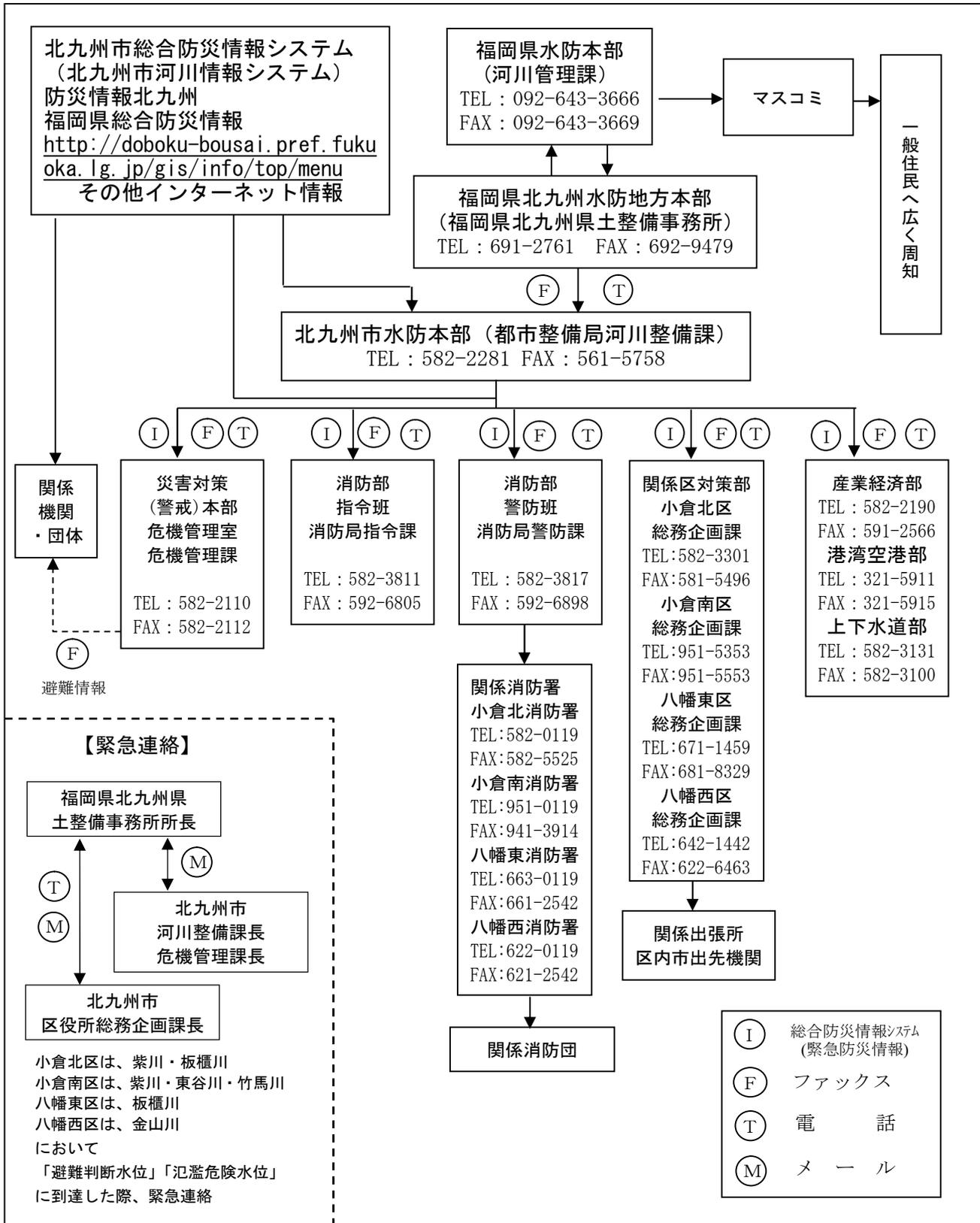
国土交通大臣が行う笹尾川・黒川に関する水位情報連絡系統は以下のとおりとし、連絡様式は様式－4－1～－3によるものとする。

氾濫警戒情報(避難判断水位情報)は、遠賀川河川事務所から北九州市水防本部にも直接連絡が入るものとする。なお、緊急時には、遠賀川河川事務所長から八幡西区長、若松区長に直接電話をする場合がある。



2) 県知事が行う水位情報の通知及び周知

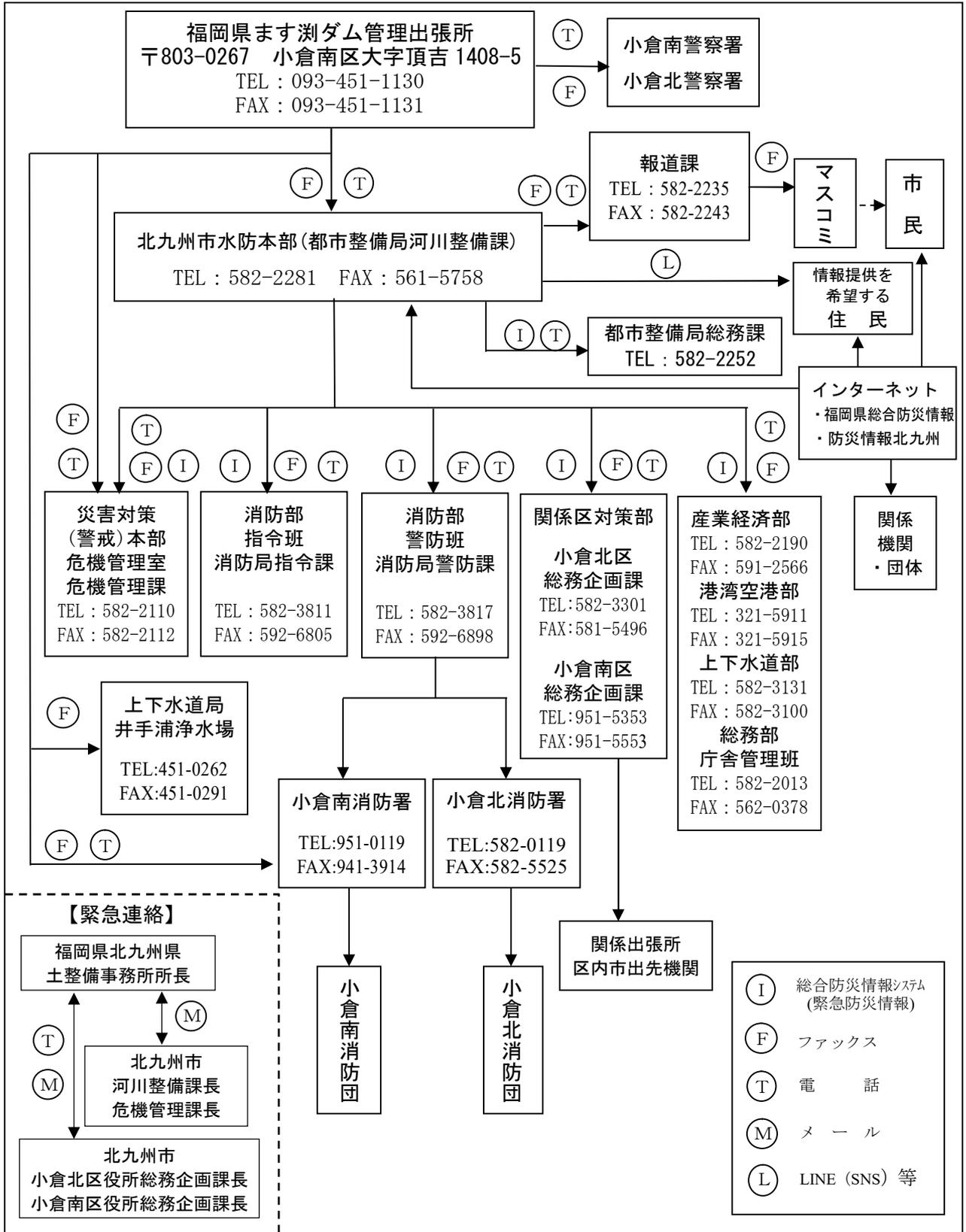
県知事が行う紫川・東谷川・板櫃川・金山川・竹馬川に関する水位情報連絡系統は以下のとおりとし、連絡様式は様式－４－４～－５によるものとする。



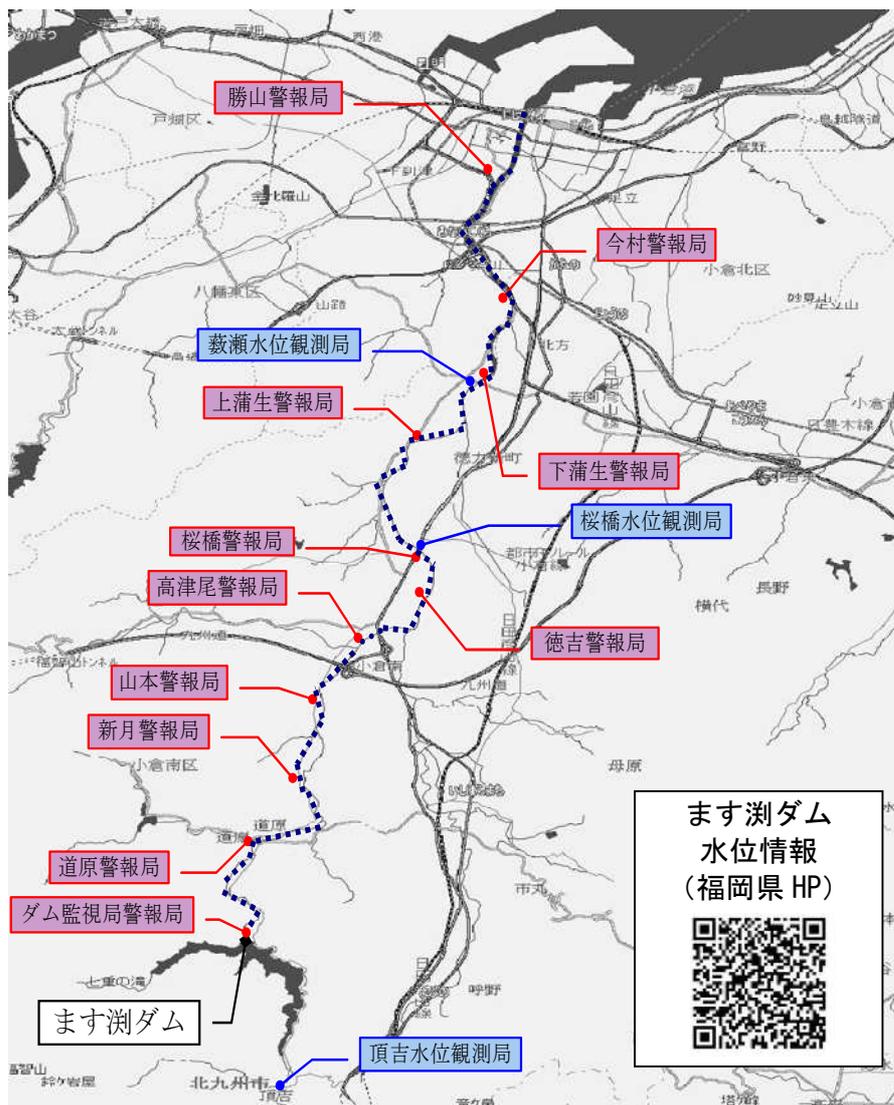
第4節 貯留施設からの放流・越流に関する通報

1) まず渚ダム (影響河川：紫川)

まず渚ダム放流に関する連絡系統は以下のとおりとし、その連絡様式は様式-5-1~10による。ダム放流に伴う河川の水位上昇については資料-6参照による。



(参考) 紫川 (ます淵ダム関係) の警報局・水位観測局



(参考) 北九州市公式 LINE による提供情報

LINE で「北九州市」を友だち登録後、「受信設定」ボタンから、「受信したいダムの放流情報」の項目で、受信を希望するダムを設定することで、ダム放流情報を受け取ることができます。ダムから入手した放流情報をタイムリーに配信します。

【提供情報】

◇ます淵ダム

通常の放流の「1時間前予告」と「開始」の情報に加え、異常洪水時防災操作（緊急放流）「3時間前予告」「1時間前予告」と開始の情報を提供

◇河内貯水池、畑貯水池、松ヶ江貯水池

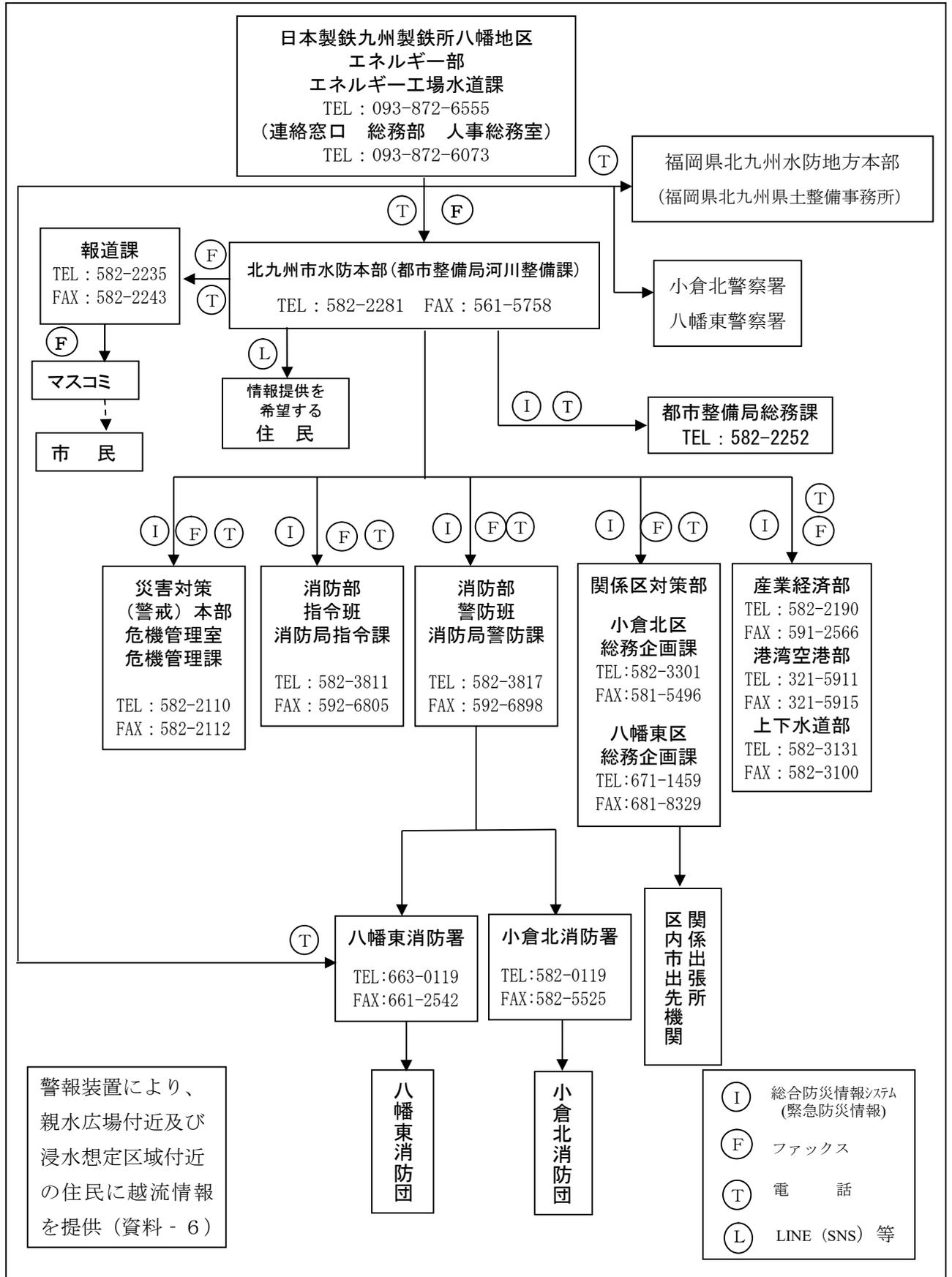
放流越流「1時間前予告」と「開始」情報を提供

※上記情報は、防災情報北九州のトップページにおいても公開することとする。

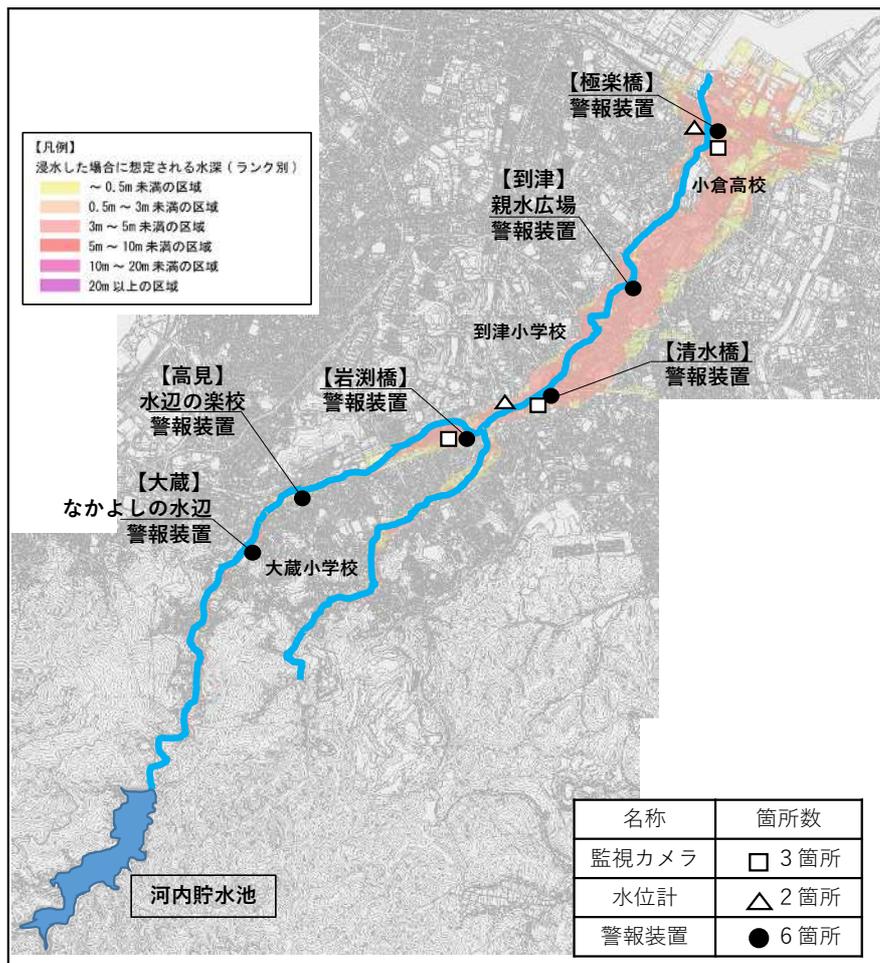


2) 河内貯水池 (影響河川: 板櫃川)

河内貯水池越流連絡系統は以下のとおりとし、その連絡様式は様式-6-1~2による。



(参考) 板櫃川 (河内貯水池関係) の警報局・水位観測局等

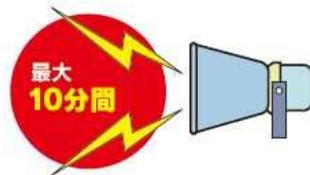
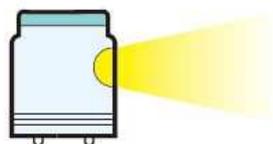


(参考) 板櫃川越流警報装置の概要

河内貯水池から一定量を超える水が流れ始めると、回転灯が回り始めます。

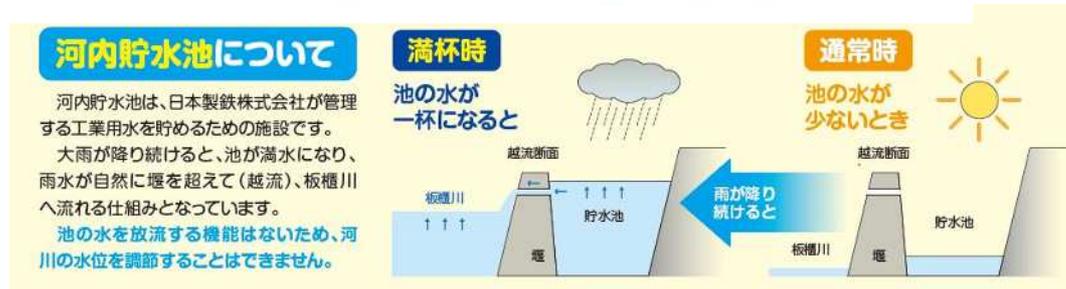
警報装置

河内貯水池の雨水越流をお知らせする施設です。越水量が一定量を超えると、回転灯が回り、音声流れます。



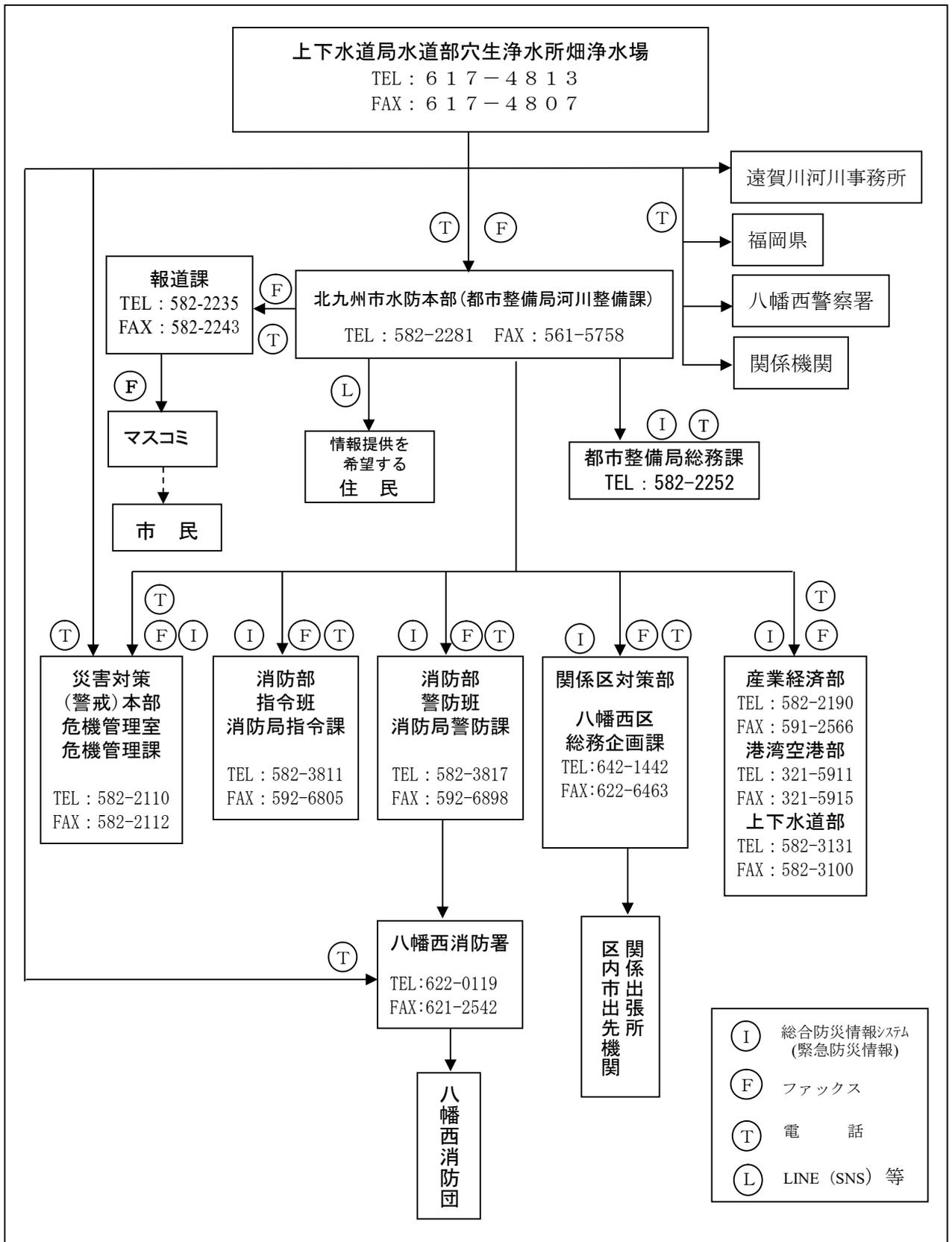
① 回転灯は、越流が止まるまで、回り続けます。

② 音声内容は、「川の水が更に増えてきます。注意してください。」と最大10分続きます。



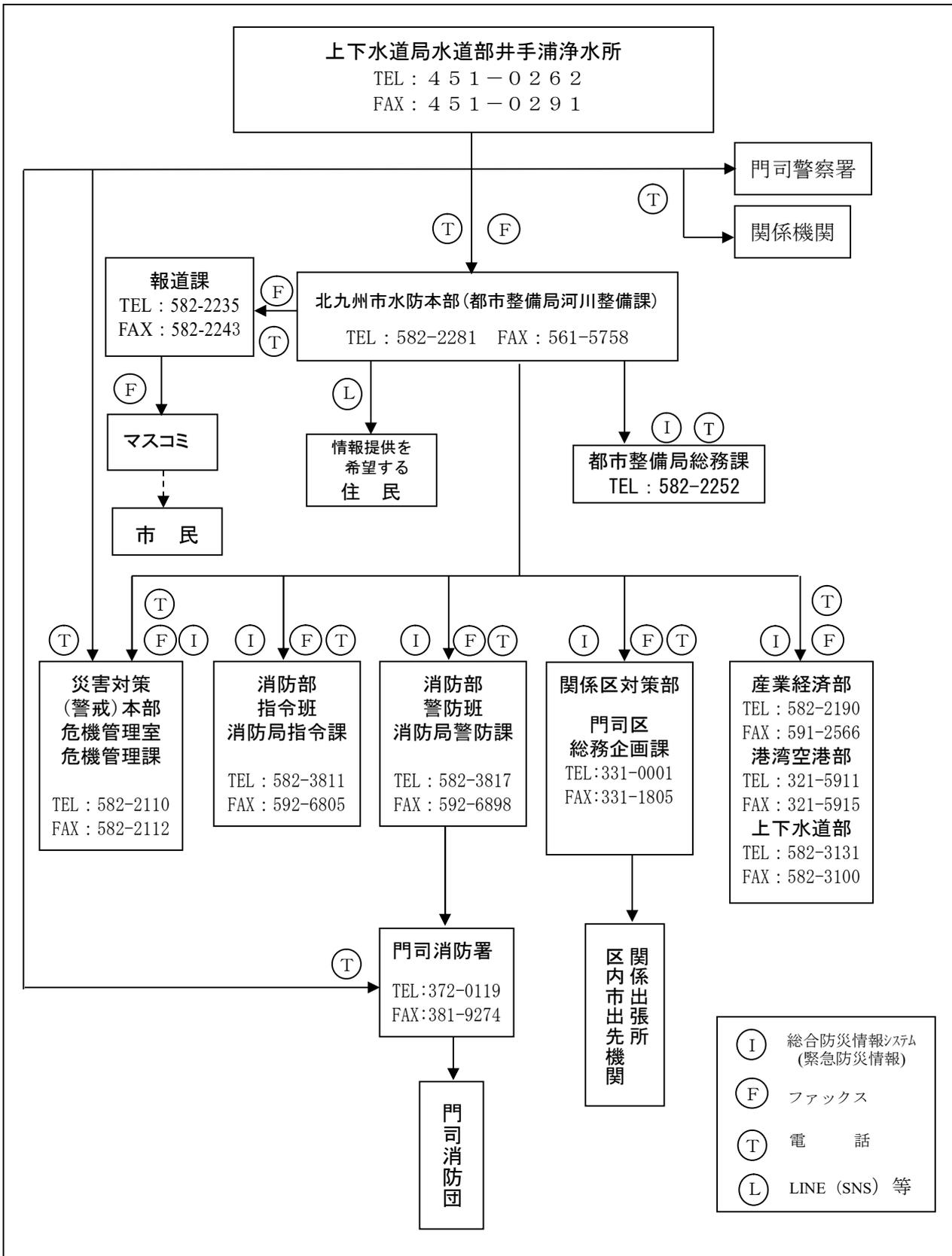
3) 畑貯水池 (影響河川：黒川)

畑貯水池越流連絡系統は以下のとおりとし、その連絡様式は様式－7－1～3による。
ダム放流に伴う河川の水位上昇については資料－6 参照



4) 松ヶ江貯水池 (影響河川：谷川、井出谷川)

松ヶ江貯水池越流連絡系統は以下のとおりとし、その連絡様式は様式-8-1~2による。



第5節 福岡管区気象台が行う水防に関する予報・警報の発表基準

1) 水防に関する特別警報・警報・注意報及び気象情報の概要と発表の基準

種類	概要と発表の基準
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
	大雨特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す 警戒レベル5に相当 。 《発表の基準》 台風や集中豪雨により数十年に一度 ^{※1} の降雨量となる大雨が予想される場合。
	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、発表。 《発表の基準》 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、発表。 《発表の基準》 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、発表。避難が必要とされる 警戒レベル4に相当 。 《発表の基準》 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
警報	大雨、洪水、暴風、波浪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、発表。大雨警報には、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる 警戒レベル3相当 。 《発表の基準》 （浸水害）表面雨量指数 ^{※2} が警報基準以上になると予想される場合。 （土砂災害）土壌雨量指数 ^{※3} が警報基準以上になると予想される場合。
	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等の避難が必要とされる 警戒レベル3相当 。 《発表の基準》 （外水氾濫）流域雨量指数 ^{※4} が警報基準以上になると予想される場合 （内水氾濫）紫川・東谷川・相割川の複合基準 ^{※5} が警報基準以上になると予想される場合
	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、発表。 《発表の基準》 平均風速が20m/s以上になると予想される場合
	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、発表。 《発表の基準》 有義波高 ^{※6} が北九州地方の響灘6.0m以上、瀬戸内側3.0m以上になると予想される場合
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、発表。避難が必要とされる 警戒レベル4に相当 。 《発表の基準》 潮位が標高上、周防灘では3.0m以上、響灘1.9m以上、門司区西部で2.3m以上になると予想される場合。

種類	概要と発表の基準
	災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報。
大雨	大雨によって災害の起こるおそれがあると予想される場合、発表。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる 警戒レベル2 である。 《発表の基準》 (浸水害) 表面雨量指数※ ₂ が注意基準以上になると予想される場合。 (土砂災害) 土壌雨量指数※ ₃ が注意基準以上になると予想される場合。
強風	強風によって災害の起こるおそれがあると予想される場合、発表。 《発表の基準》 平均風速が12m/s以上になると予想される場合
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる 警戒レベル2 である。 《発表の基準》 (外水氾濫) 流域雨量指数※ ₄ が注意基準以上になると予想される場合 (内水氾濫) 紫川、合馬川、東谷川、槻田川、板櫃川、金山川、遠賀川、笹尾川、相割川、天籟寺川の複合基準※ ₅ が注意基準以上になると予想される場合 遠賀川(洪水予報河川) 下流部の中間水位観測所の水位が氾濫注意水位(3.7m)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。
波浪	高い波により災害が発生するおそれがあると予想された場合、発表。 《発表の基準》 有義波高※ ₆ が北九州地方の響灘2.5m以上、瀬戸内側1.5m以上になると予想される場合。
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された場合、発表。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる 警戒レベル2 である。なお、高潮警報に切り替える可能性に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる 警戒レベル3 に相当。 《発表の基準》 潮位が標高上、周防灘では2.5m以上、響灘1.5m以上、門司区西部で1.9m以上になると予想される場合。
気象情報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川が増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

※1 数十年に一度…気象庁ホームページ参照 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/sanko/shihyou.pdf>

※2 表面雨量指数…短時間強雨による浸水害発生の危険度を示す指標。降った雨が地表面に貯まる量を数値化したもの <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/hyomenshisu.html>

※3 土壌雨量指数…降雨による土砂災害発生の危険度を示す指標。土壌中に溜まっている雨水の量を数値化したもの <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/dojoshisu.html>

※4 流域雨量指数…降雨による洪水災害発生の危険度を示す指標。流域に降った雨が流下する流量を指数化したもの <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/ryuikishisu.html>

※5 複合基準…表面雨量指数と流域雨量指数を組み合わせた基準

※6 有義波高…ある地点で連続する波において、波高の高い順に全体の1/3を選び、平均したもの

2) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記なし

注) 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

注) 大津波警報を特別警報に位置づけている。

3) 水防活動用の利用に適合する警報及び注意報

以下の表に掲げる種類ごとに、警報及び注意報をもって代える。

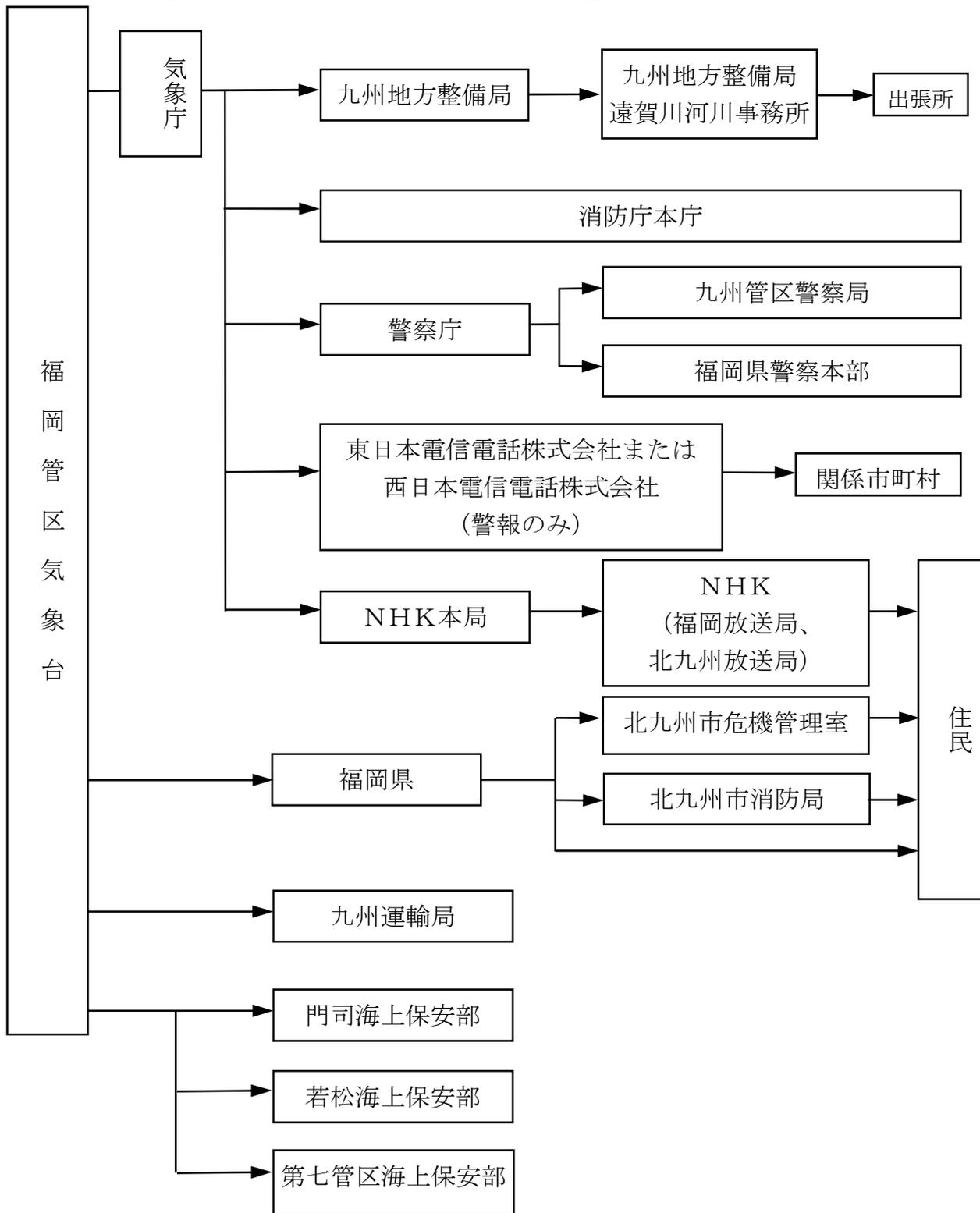
一般の利用に適合する注意報・警報	水防活動の利用に適合する注意報・警報
大雨注意報	水防活動用気象注意報
大雨警報又は大雨特別警報	水防活動用気象警報
高潮注意報	水防活動用高潮注意報
高潮警報注又は高潮特別警報	水防活動用高潮警報
洪水注意報	水防活動用洪水注意報
洪水警報	水防活動用洪水警報
津波注意報	水防活動用津波注意報
津波警報又は津波特別警報(大津波警報)	水防活動用津波警報

(参考) 水防に関する警報・注意報発表基準一覧表

https://www.jma.go.jp/jma/ki/shou/known/ki_jun/fukuoka/ki_jun_4010000.pdf



第6節 福岡管区気象台が行う水防に関する予報・警報の連絡系統図



第4章 気象情報の収集

第1節 雨量

雨量観測については、「地域防災計画（付属資料編）第2章第2節高潮災害予防計画資料」によるもののほか、福岡県河川防災情報システム・気象庁・国土交通省防災情報等インターネット公開のリアルタイムデータを活用するものとする。

1 雨量観測点..... 62 箇所

	気象庁管理 4 箇所	国土交通省管理 4 箇所	福岡県管理 17 箇所	危機管理室管理 11 箇所	上下水道局管理 26 箇所
門司区 11 箇所			門司柳西中学校 和布刈公園	門司区役所 柄杓田小学校	新町、白野江 白野江2、大久保 門司港、片上、吉志
小倉北区 6 箇所			小倉合庁	小倉北区役所	日明、港町、 南小倉、神嶽
小倉南区 12 箇所	東谷、 空港北町		菅生の滝、貫山 湯川公民館、頂吉	小倉南区役所 長行小学校	城野、曾根新田北 曾根、竹馬川第2
若松区 9 箇所			石峰山	若松区役所 安屋	北湊、奥洞海 払川、藤ノ木 高須、中川通
八幡東区 3 箇所			八幡中央高校 八幡高校	八幡東区役所	
八幡西区 9 箇所	八幡		北九州支部 畑貯水池	八幡西区役所 上津役小学校	皇后崎、藤田 楠橋、則松
戸畑区 2 箇所				戸畑区役所	戸畑
市外 10 箇所	行橋	水巻、直方 上野、宮田	福丸、行橋支部 直方支部、福智山ダム 荊田町役場		



2 雨量観測（連絡先リスト）

北 九 州 市	北九州市防災行政無線統制室（危機管理室）			582-2110	
	門司・小倉北・小倉南・若松・八幡東・八幡西・戸畑 各区役所にテレメータ設置				
	消 防 局	指令課	582-3811	若松消防署	752-0119
		門司消防署	372-0119	八幡東消防署	663-0119
		小倉北消防署	582-0119	八幡西消防署	622-0119
		小倉南消防署	951-0119	戸畑消防署	861-0119
	上 下 水 道 局	浄水課			582-3155
		ます淵貯水池（井手浦浄水場）			451-0262
		畑貯水池			617-4813
		本城浄水場			693-1385
そ の 他	気 象 庁	福岡管区气象台 東谷地域雨量観測所		092-725-3600	
		福岡管区气象台 八幡地域気象観測所			
		福岡管区气象台 北九州航空気象観測所(空港北町)			
		下関地方气象台		083-234-4006	
福 岡 県	福 岡	北九州市土整備事務所		道路課	691-2823
				用地課	691-2764
				総務課	691-2761
		ダム管理出張所(ます淵ダム)		451-1130	
	直方県土整備事務所(用地課管理係)		0949-22-5617		

3 雨量情報システム

- 1) 北九州市河川情報システム（市職員向け）
（北九州市総合防災情報システム）

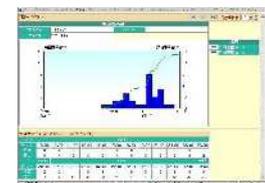
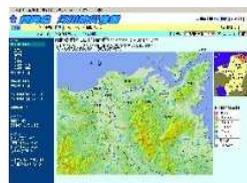


- 2) 防災情報北九州（市民向け）



- 3) 福岡県総合防災情報

スマホ版



4) ナウキャスト（雨雲の動き）（気象庁） <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測と、降水ナウキャストによる5分毎の60分先までの降水強度分布予測を連続的に表示。

顕著な大雨に関する情報が発表された際に、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を赤い楕円で表示。



5) アメダス（気象庁） <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&elem=temp&contents=amedas&interval=60>

「地域気象観測システム」。雨、風、雪などの気象状況を時間的、地域的に細かく監視するために、降水量、風向・風速、気温、日照時間の観測を自動的におこない、気象災害の防止・軽減に重要な役割を果たしている。



6) 今後の雨（降水短時間予報）（気象庁） <https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/>

解析雨量は、国土交通省水管理・国土保全局、道路局と気象庁が全国に設置しているレーダー、アメダス等の地上の雨量計を組み合わせ、1時間の降水量分布を1km四方の細かさで解析したもの。

解析雨量は30分ごとに作成。

降水短時間予報は、6時間先までは10分間隔で発表され、各1時間降水量を1km四方の細かさで予報される。

7時間先から15時間先までは1時間間隔で発表され、各1時間降水量を5km四方の細かさで予報される。



第2節 気象情報の収集

気象情報の収集にあたっては、北九州市による以下のシステムにより気象予測、河川水位、雨量情報をはじめ気象庁、国土交通省、福岡県などが公開するリアルタイムデータを活用する。

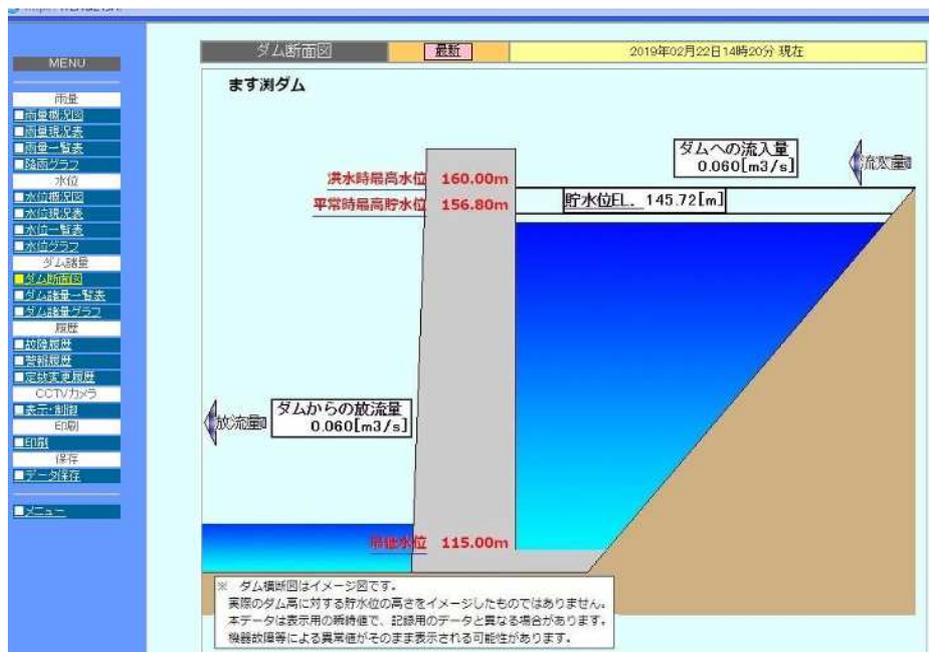
1 北九州市河川情報システム（北九州市総合防災情報システム）（市職員向け）

北九州市総合防災情報システム上で、閲覧可能。
雨量、水位、ダム情報やCCTVカメラの画像を公開。

2 防災情報北九州（P4-1-2にQRコード掲載）（市民向け）

河川情報や避難情報等、様々な防災情報を公開
河川の水位情報に加え、河川監視カメラの映像をリアルタイムで確認が可能

- 1) 雨量観測データ 62箇所（P4-1-1）
- 2) 水位データ 56箇所（33河川） 令和7年2月末時点
設置箇所は次頁のとおり（P4-2-2）
次頁の網掛け箇所は危機管理型水位計（※）
※水位上昇時のみ作動する簡易型の水位計
- 3) 河川監視カメラ 37箇所（20河川） 令和7年2月末時点
- 4) ダム情報 ます湊ダム
 （流入量・放流量・貯水量）



水位計設置箇所一覧

河川名	国・県 設置箇所	市 設置箇所	設置数
遠賀川	【国】勘六橋(S25)/日の出橋/(S29) 中間(S45)/唐熊(S54)		4箇所
笹尾川	【国】野面(H12)/唐熊橋(R1)/真名子橋(R1)		3箇所
紫川	【県】桜橋(H12)/藪瀬(H12)	貴船橋(H12)/城野(H12)/木町(H24)/ 紫橋(H24)/宝来橋(H24)	7箇所
板櫃川	【県】仙房橋(H13)	日明(H24)	2箇所
金山川	【県】下上津役大橋(H13)	水三番橋上流(町上津役東地下調節池)(H24)/ 新大塚橋(下上津役地下調節池)(H24)/ 八兒中学校(R3)	4箇所
黒川	【国】石園(H14)/梅崎橋(R1)		2箇所
神嶽川		小手橋(地下調節池)(H17)/平和橋(H17)	2箇所
砂津川		砂津橋(H17)	1箇所
竹馬川	【県】新竹馬橋(H19)	になた橋上流(R3)/吉田川合流(R3)	3箇所
新々堀川		排水機场上流(H23)/排水機場下流(H23)	2箇所
相割川	【県】相割下橋(R1)	舟木橋(H24)	2箇所
江川	【県】太閤橋(R1)	宿ノ内橋(H24)	2箇所
東谷川	【県】高志橋(H26)	山ヶ迫橋(R3)	2箇所
堀川	【国】塩田橋(R1)		1箇所
貫川	【県】中貫橋(R1)		1箇所
金手川	【県】曳地橋(R1)		1箇所
撥川	【県】湊天満橋(R1)		1箇所
割子川	【県】神ノ木橋(R1)		1箇所
合馬川		御園橋(R3)	1箇所
小熊野川		小熊野橋(R3)	1箇所
朽網川		朽網中央公園(R3)	1箇所
スタスキ川		第4号橋(R3)	1箇所
高瀬川		白野江4丁目(R3)	1箇所
槻田川		宮の下橋(R4)	1箇所
志井川		志井1号橋(R4)	1箇所
井手浦川		井手浦1号橋(R4)	1箇所
大川	【県】小野前橋(R5)		1箇所
奥畑川		宮前新橋(R5)	1箇所
村中川		村中川二の橋(R5)	1箇所
清滝川		下清滝公園(R5)	1箇所
金剛川		金剛公園橋(R5)	1箇所
坂井川		有毛橋(R5)	1箇所
曲川		三ツ頭橋(R5)	1箇所
33 河川	【国】4 河川 10 箇所 【県】12 河川 13 箇所	24 河川 33 箇所	56 箇所

河川監視カメラ設置箇所一覧

河川名	国・県 設置箇所	市 設置箇所	設置数
紫川	【県】桜橋下流(H24)/藪瀬(H24)	亀年橋(H25)/桜橋上流(R3)/ 貴船橋(R3)/大木橋(R3)	6箇所
黒川	【国】石園(H24)	三条橋(H30)	2箇所
笹尾川	【国】野面(H24)	流川排水樋管(H30)	2箇所
神嶽川		平和橋(H25)	1箇所
東谷川	【県】高志橋(R3)	加用橋(H25)/山ヶ迫橋(H30)	3箇所
相割川		恒見橋(H26)/相割下橋(R3)	2箇所
板櫃川	【県】仙房橋(R3)	岩渕橋(H27)/極楽橋(R2)/清水橋(R2)	4箇所
江川	【県】太閤橋(R5)	宿ノ内橋(H27)	2箇所
竹馬川	【県】新竹馬橋(R3)	になた橋上流(R3)/吉田川合流(R3)	3箇所
金山川	【県】下上津役大橋(R3)	八見中学校(R3)	2箇所
高瀬川		白野江4丁目(R3)	1箇所
合馬川		御園橋(R3)	1箇所
小熊野川		小熊野橋(R3)	1箇所
朽網川		朽網中央公園(R3)	1箇所
ヌヌキ川		第4号橋(R3)	1箇所
金手川	【県】曳地橋(R5)		1箇所
貫川	【県】中貫橋(R5)		1箇所
大川	【県】小野前橋(R5)		1箇所
撥川	【県】湊天満橋(R5)		1箇所
割子川	【県】神ノ木橋(R5)		1箇所
20 河川	【国】2 河川 2 箇所 【県】11 河川 12 箇所	【市】15 河川 23 箇所	37 箇所

3 福岡県総合防災情報（P4-1-2 にQRコード掲載）

1) 雨量データ

北九州・遠賀地区

門司区	和布刈公園、門司柳西中学校、門司（市）
小倉北区	小倉合庁局、小倉北（市）
小倉南区	頂吉、湯川公民館、貫山、菅生の滝、小倉南（市）
若松区	石峰山、若松（市）
八幡東区	八幡高校、八幡中央高校、八幡東（市）
八幡西区	北九州支部局、畑貯水池、八幡西（市）
戸畑区	戸畑（市）
市外	水巻、海老津小学校、湯川山中継局

2) 水位データ

《従来型の水位計》

中間・唐熊（遠賀川）、桜橋・藪瀬（紫川）、仙房橋（板櫃川）
 下上津役大橋（金山川）、新竹馬橋（竹馬川）、高志橋（東谷川）
 野面（笹尾川）、石園（黒川）、北九州市管理（15箇所）

《危機管理型水位計》

太閤橋（江川）、相割下橋（相割川）、中貫橋（貫川）、曳地橋（金手川）
 湊天満橋（撥川）、神ノ木橋（割子川）、小野前橋（大川）

3) 河川監視カメラ

桜橋（紫川）、藪瀬（紫川）、仙房橋（板櫃川）、新竹馬橋（竹馬川）、
 高志橋（東谷川）、下上津役大橋（金山川）、曳地橋（金手川）、
 太閤橋（江川）、中貫橋（貫川）、小野前橋（大川）、湊天満橋（撥川）、
 神ノ木橋（割子川）

4) ダムデータ …… まず渚ダム（流入量・放流量・貯水位）

4 国土交通省遠賀川河川事務所リアルタイム雨量水位情報 <https://www.qsr.mlit.go.jp/onga/>

水位データ …… 中間（遠賀川）、野面（笹尾川）、石園（黒川）

危機管理型水位計・唐熊橋・真名子橋（笹尾川）、塩田橋（堀川）、梅崎橋（黒川）

水位上昇時のみ作動する簡易型の水位計。



5 国土交通省「川の防災情報」 <https://www.river.go.jp/index>

全国のリアルタイム雨量・水位・河川監視カメラなどの情報を提供



6 気象庁「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したもの。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。



第3節 潮位

潮位観測については、「地域防災計画（附属資料編）第2章第2節 高潮災害予防計画資料」によるものとする。また、リアルタイムナウファス（国土交通省港湾局 全国港湾海洋波浪情報網）等、インターネット公開のリアルタイムデータを活用するものとする。



※潮位についての解説

潮位	海面の高さを、基準面から測った値。
基本水準面（C.D.L.）	海図に記載されている水深の基準面のこと。港毎に数値がある。
東京湾平均海面（T.P.）	陸地の標高の基準面のこと
推算潮位	観測データから調和分解により潮汐定数を求め、この定数を用いて潮汐を予測計算したもの。推算潮位または潮汐予報という。
実潮位	観測値（1分間（10個：6秒毎）のサンプルデータから、最高値と最低値を抽出して平均した値）をいう。
満潮（干潮）	潮位の極大値（極小値）の時刻および潮位のこと。
朔	旧暦（陰暦）の朔（ついたち）にあたり、新月のこと。この頃に極大の満潮と干潮の潮位の差が現れ、一般的に大潮と呼ばれる。
朔潮位	朔の前2日後4日の満潮（干潮）の中から選んだ最高（最低）潮位
望	旧暦（陰暦）の朔から約15日後にあたる満月のこと。朔期間と同様、極大の満潮と干潮の潮位の差が現れ、一般的に大潮と呼ばれる。
望潮位	望の前2日後4日の満潮（干潮）の中から選んだ最高（最低）潮位
朔望平均満潮面（H.W.L.）	朔望（大潮）の日から前2日後4日以内に現れる各月の最高満潮面を平均した水面のこと。
朔望平均干潮面（L.W.L.）	朔望（大潮）の日から前2日後4日以内に現れる各月の最低干潮面を平均した水面のこと。
平均水面（M.S.L.）	ある期間の海面の平均高さに位置する面をその期間の平均水面といい、毎時の潮位を平均した潮位。 実用上は1ヵ年の潮位を平均して平均水面とする。

第5章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、国土交通省、福岡県において堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

1 国土交通大臣管理区間における重要水防箇所

1) 重要水防箇所評定基準（国土交通大臣管理区間）

種別	重要度		要注意区間
	A：水防上最も重要な区間	B：水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 堤体の土質、法勾配等からみて堤防機能に支障が生じる堤体の変状が生じるおそれがあり、かつ堤防機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 水防団体と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 堤防機能に支障が生じる堤体の変状履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 堤体の機能に支障が生じる堤体の変状履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防機能に支障が生じる堤体の変状が生じるおそれがあると考えられる箇所 水防団体と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所 	
基礎地盤漏水	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 基礎地盤の土質等からみて堤防機能に支障が生じる変状が生じるおそれがあり、かつ堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 水防団体と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状が生じるおそれがあると考えられる箇所 水防団体と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所 	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A：水防上最も重要な区間	B：水防上重要な区間	
水衝 ・ 洗掘	<ul style="list-style-type: none"> ・水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが対策が未施工の箇所 ・橋台取付部やその他工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、対策が未施工の箇所 ・波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、対策が未施工の箇所 	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、対策が未施工の箇所	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管(排・取水管)その他の工作物の設置されている箇所 ・橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所 	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防では計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
陸閘			陸閘が設置されている箇所
工事施工			出水(河川の増水)期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・ 破跡・ 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤(堤防の決壊)跡又は旧川跡の箇所

※遠賀川重要水防箇所について

- (1) 水防上の重要度に応じて2ランク(A・B)に区分
- (2) 特に水防時に重点的に巡視すべき区間として、「重点区間」を設定
※重点区間は、各河川延長の1割程度を目安

2) 遠賀川 重要水防箇所 一覧表 (国土交通大臣管理区間)

①堤防

重要度	番号	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置※	延長(m)	備考	水防工法	
重点区間	6	黒川	八幡西区岩崎地先	左	1/500 - 1/580	80	越水A	積み土俵	
	8	笹尾川	〃 楠橋地先	左	2/500 - 3/100	600	越水A	積み土俵	
	9		〃	右	2/900 - 3/100	200	越水A	積み土俵	
A	21	黒川	八幡西区岩崎地先	左	1/500 - 1/580	80	越水A	積み土俵	
	22		〃	左	1/900 - 2/100	200	越水A	積み土俵	
	25	笹尾川	〃 楠橋地先	左	2/500 - 2/700	200	越水A	積み土俵	
	26		〃 楠橋地先 〃 楠橋西地先	左	2/700 - 3/100	400	越水A	積み土俵	
	27		〃 楠橋地先	右	2/900 - 3/100	200	越水A	積み土俵	
	28		〃 野面地先	右	4/300 - 4/500	200	越水A	積み土俵	
B	76	遠賀川	八幡西区楠橋地先	右	12/900-13/100	200	越水B	積み土俵	
	77		〃	右	13/100-13/900	800	越水B 堤体漏水B	シート張り 積み土俵	
	78		〃	右	14/100-15/780	1,680	越水B	積み土俵	
	133	黒川	〃 岩崎地先	左	0/900 - 0/980	80	堤体漏水B (法崩れ)	シート張り	
	134		〃 岩崎地先	左	2/100 - 2/500	400	越水B	積み土俵	
	135		〃 楠橋地先	左	2/900 - 3/100	200	越水B	積み土俵	
	141		〃 香月西地先	右	2/500 - 2/700	200	越水B	積み土俵	
	142		〃	右	2/900 - 3/100	200	越水B	積み土俵	
	143		〃 香月中央地先	右	3/700 - 3/800	100	越水B	積み土俵	
	145		笹尾川	〃 楠橋地先	左	1/200 - 1/500	300	堤体漏水B	シート張り
	146			〃	左	1/700 - 2/300	600	堤体漏水B	シート張り
	147			〃 木屋瀬地先 〃 野面地先	左	3/900 - 4/700	800	越水B	積み土俵
	148			〃 楠北地先	右	1/300 - 1/500	200	越水B	積み土俵
	149	〃 楠橋地先 〃 楠橋下方地先		右	3/100 - 3/300	200	越水B	積み土俵	
	150	〃 真名子地先		右	3/900 - 4/300	400	越水B	積み土俵	
151	〃 野面地先	右		4/500 - 5/000	500	越水B	積み土俵		
要注意	5	笹尾川	〃 木屋瀬地先	左	3/900 - 4/100	200	破堤履歴	積み土俵	

※1/500 は、河口より 1.5kmを示す

②構造物

重要度	番号	河川名	名称	地先名	左右岸	位置	備考
A	10	黒川	梅崎橋	北九州市八幡西区	—	2/590	許可工作物
	11	笹尾川	楠木橋	〃	—	3/620	許可工作物
B	5	遠賀川	北九鞍手夢大橋	鞍手町・北九州市八幡西区	—	12/837	許可工作物
	6		北九州市水管橋	〃	—	13/730	許可工作物
	7		中島橋	〃	—	15/320	許可工作物
	49	黒川	井手原橋	北九州市八幡西区・中間市	—	1/480	許可工作物
	50		黒川水管橋	北九州市八幡西区	—	2/670	許可工作物
	51		三条橋	〃	—	3/750	許可工作物
	53	笹尾川	芝谷橋	〃	—	1/860	許可工作物
	54		北九州水道橋	〃	—	2/500	許可工作物
	55		筑豊電鉄鉄道橋	〃	—	3/700	許可工作物
	56		真名子橋	〃	—	4/050	許可工作物
	57		野面大橋	〃	—	4/700	許可工作物
	58		四郎丸橋	〃	—	5/050	許可工作物

2 福岡県知事管理区間における重要水防箇所

1) 重要度 (河川 ・ 海岸)

A : 水防上最も重要な区間	背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設(鉄道、主要道路等)があり甚大な被害が予想されるもの
B : 次に重要な区間	背後地に家屋、あるいは公共施設に被害が予想されるもの
C : その他重要な区間	背後地の農地(田畑等)に被害が予想されるもの

2) 選定基準

① 河川

河川断面	河道の未改修による狭小、 または局所的な堆積土砂等に起因して被害が予想される区間
堤防断面強度 護岸脆弱	・ 築堤箇所では堤防天端(上端)幅が 3.0m 以下で一般に刃堤となっているところ ・ 築堤河川において基礎地盤の軟弱により法面崩壊や急激な沈下等が予想される箇所、 または護岸脆弱に起因して決壊する危険が予想されるもの
漏水・水衝 洗掘	堤体あるいは基礎地盤により漏水の実績があるところ、 または水衝部で河岸が洗掘(深掘れ)され護岸がたびたび破損や破堤(堤防の決壊)等により被害が予想される区間
工事施工中	出水(河川の増水)期間中及び長期間にわたって仮締め切りにより樋門樋管※(排水・取水水門)等の工事で堤防を開削している箇所、 または築堤、掘削工事のため堤防を横断方向に切開している箇所で一時的であるが危険が予想される箇所

※樋門樋管 (ひもん・ひかん)

- ・ 用水の取入れや、内水の排水、舟運連絡のために、堤防を横切って設けられる水路
- ・ 同様の目的で水門が設けられるが、水門は通水断面が大きく無蓋であるのに対し、樋門は、これより通水断面が小さく、暗渠(地下を通る水路)の構造である。
また、通水断面が特に小さいものは、一般的に樋管と呼ばれる。

② 海岸

破堤	高潮や波浪、または津波による堤防(護岸)の決壊が予想される箇所
侵食	侵食によって、背後地に被害の発生が予想される箇所
越波	越波によって、背後地に被害の発生が予想される箇所
漏水	堤体や樋門(排・取水水門)からの漏水によって、背後地に塩害の発生が予想される箇所

3) 県知事管理区間 重要水防箇所

① 河川 (A 4箇所、B 3箇所、C 1箇所) ※番号は、福岡県(福岡県水防計画)の統一番号

番号	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	地点名	キロ杭位置	重要度	予想される事態	水防工法
1	紫川	紫川	右左	800 800	小倉北区 室町1丁目 ～ 小倉北区大手町	勝山橋 ～ 中島橋下流	A	溢水	積み土のう工
2			右左	500 500	小倉北区 今町3丁目 ～ 小倉南区 下城野3丁目	小早稲田堰 ～ 藪瀬橋	A	溢水	積み土のう工
3			右左	1,500 1,500	小倉南区 長行東1丁目 ～ 小倉南区徳吉	桜橋上流 ～ 東谷川分岐点	B	漏水・洗掘	詰め土のう工 捨て土のう工
4			右左	750 200	小倉南区春吉	洗出橋下流 550mから上流	C	洗掘	捨て土のう工
5		東谷川	右左	3,510 3,510	小倉南区高津尾 ～ 小倉南区新道寺	紫川合流点 ～ 山ヶ追橋下流	B	溢水・洗掘	積み土のう工 捨て土のう工
8	遠賀川	金剛川	右左	900 900	八幡西区 金剛 1・2・3丁目	都市高速四号線 下流500m ～ 起点(上流端)	B	溢水	積み土のう工
9	竹馬川	竹馬川	右	100	小倉南区 長野1丁目	新上葛原端下流 ～ 高良橋上流	A	溢水	積み土のう工
10	金山川	金山川	右	180	八幡西区 町上津役西 4丁目	八児中学校 ～ 町上津役橋下流	A	溢水	積み土のう工

② 海岸 (C 5箇所)

番号	沿岸名	海岸名	重要水防箇所		重要度	予想される事態	樋門番号
			延長	地先名			
1	豊前豊後	吉田海岸	樋門3カ所 1,888m	小倉南区大字吉田 ～中吉田2丁目	C	漏水	12号 13号 15号
2		磯崎海岸	樋門1カ所 1,150m	小倉南区大字吉田	C	漏水	17号
3		新田朽網海岸	樋門1カ所 1,670m	小倉南区 大字曾根新田	C	漏水	5号

第2節 浸水想定区域

1 浸水想定区域の指定及び公表

水防法第14条

- 1 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川^(※)
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川^(※)
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

※洪水予報河川、水位周知河川

①洪水浸水想定区域を指定公表した河川（水防法 14 条の 1）

【洪水予報河川・水位周知河川】

河川名	対象区	想定の対象降雨	管理者	指定年度	QRコード
遠賀川	八幡西区 若松区	・ 想定最大規模 ・ 河川整備の 計画規模	国土交通省	平成 28 年度	
笹尾川	八幡西区				
黒川	八幡西区				
紫川	小倉北区 小倉南区		福岡県	平成 30 年度	
東谷川	小倉南区				
板櫃川	小倉北区 八幡東区		令和元年度		
金山川	八幡西区				
竹馬川	小倉南区				

【その他、1・2級河川】※想定の対象降雨はすべて想定最大規模

水系	河川名	対象区	管理者	指定年度	QRコード
遠賀川	黒川	八幡西区	福岡県	令和 4 年度	
	笹尾川	八幡西区			
	江川	八幡西区 若松区			
	坂井川	若松区			
	金剛川	八幡西区			
	新々堀川	八幡西区			
	堀川	八幡西区			
	曲川	八幡西区			
紫川	神嶽川	小倉北区			
	砂津川	小倉北区			
	志井川	小倉南区			
	合馬川	小倉南区			
板櫃川	槻田川	八幡東区			
相割川	相割川	門司区			
大川	大川	門司区			
奥畑川	奥畑川	門司区			
清滝川	清滝川	門司区			
村中川	村中川	門司区			
貫川	貫川	小倉南区			
金手川	金手川	八幡西区			
撥川	撥川	八幡西区			
割子川	割子川	八幡西区			

(参考) 氾濫推定図を公表した河川

上記の「洪水浸水想定区域」に加え、1・2級河川水系の水防法に指定されていない市管理河川についても、「氾濫推定図」を作成し、公開している。

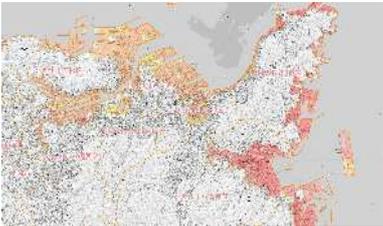
水系	河川名	対象区	管理者	指定年度	QRコード		
黒川	新延川	八幡西区	北九州市	令和5年度			
紫川	小熊野川	小倉北区					
	長行山田川	小倉南区					
	母原川	小倉南区					
	井手浦川	小倉南区					
竹馬川	長野川	小倉南区					
	田原川	小倉南区					
	吉田川	小倉南区					
	新手川	小倉南区					
	山寺川	小倉南区					
	横代川	小倉南区					
	稗田川	小倉南区					
	小原川	小倉南区					
	中条川	小倉南区					
金山川	建郷川	八幡西区					
	中子川	八幡西区					
江川	熊本川	若松区				令和6年度	
相割川	櫛毛川	門司区					
天籟寺川	天籟寺川	戸畑区					

②雨水出水浸水想定区域を公表した地区（水防法 14 条の 2）

※水防法 14 条の 2 に定める区域の指定までは、雨水出水浸水想定区域を内水浸水想定区域と読み替える。

地区名	対象区	想定の対象降雨	指定年度	QRコード
門司港地区	門司区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模 ・ 既往最大規模 	令和 5 年度	
大里排水区	門司区 小倉北区			
日明処理区	小倉北区 八幡東区			
紫川右岸（北部） 地区	門司区 小倉北区 小倉南区			
紫川右岸（南部） 地区	小倉南区			
境川排水区他	小倉北区 八幡東区 戸畑区			
若松地区	若松区			
皇后崎処理区	八幡西区 八幡東区 若松区			
新々堀川排水区他	八幡西区			
折尾排水分区他	八幡西区			
笹尾川排水区他	八幡西区			
戸畑処理区	戸畑区			

③高潮浸水想定区域を公表した海岸（水防法 14 条の 3）

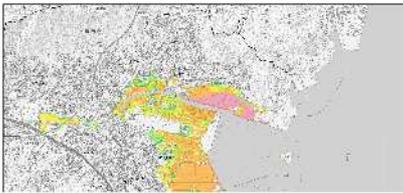
海岸名	対象区	想定 of 台風	浸水想定区域の指定年度
玄界灘沿岸	若松区 八幡西区	日本に接近した台風のうち、 既往最大の台風を基本とし、 台風経路も各沿岸で潮位偏差が 最大となるよう想定し設定	平成 29 年度 
豊前豊後沿岸	門司区 小倉北区 小倉南区 若松区 八幡東区 八幡西区 戸畑区	日本に接近した台風のうち、 既往最大の台風を基本とし、 台風経路も各沿岸で潮位偏差が 最大となるよう想定し設定	令和元年度 

高潮浸水想定区域図（福岡県）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokakentakashio.html>



④津波浸水想定区域を公表した海岸（津波防災地域づくりに関する法律第 8 条）

海岸名	対象区	想定 of 地震	浸水想定区域の指定年度
豊前豊後沿岸	門司区 小倉北区 小倉南区 若松区 八幡西区 戸畑区	国において検討された津波を起 こす断層などから、福岡県に到 達する最大クラスの津波を設定	平成 27 年度 

津波浸水想定区域図（福岡県）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tsunami.html>



2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置

水防法第15条

- 1 市町村防災会議は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。
 - 一 洪水予報等の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - 一 前項第四号イに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の土砂災害警戒区域同法第七条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域同法第五十五条に規定する事項

1) 浸水想定区域の指定があったときの措置内容

浸水想定区域の指定があったときは、一定の地下空間施設^{※1}、要配慮者利用施設^{※2}及び大規模工場^{※3}等に、洪水予報等の伝達を行うとともに、当該施設の所有者又は管理者に、避難の確保及び浸水の防止に関する計画の策定、訓練の実施、自衛水防組織の設置を促す。

①地域防災計画への記載

洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の一定の地下空間施設、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地を記載する。

②浸水想定区域に立地する施設への洪水予報等の伝達

地域防災計画に定めた地下空間施設^{※1}、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者（以下、「事業者」）及び自衛水防組織の構成員に対して、河川の洪水予報等の情報伝達体制の確保を図る。

③浸水想定区域に立地する施設における避難確保計画及び浸水防止計画作成と訓練の実施

事業者に対して避難確保計画及び浸水防止計画の作成を促し、計画に定めた訓練の実施を推進する。必要に応じて助言等を行うことができる。

④浸水想定区域に立地する施設における自衛水防組織の設置

事業者に対して自衛水防組織の設置を促す。

⑤住民への周知

住民に周知するため、洪水予報等の伝達方法や避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載し、ハザードマップを作成し、各戸への印刷物の配布及びインターネット公開を行う。

2) 浸水想定区域に立地する施設に対して水防法第15条で定められた実施事項

実施項目 \ 対象施設	地下空間施設 ^{※1}	要配慮者利用施設 ^{※2}	大規模工場等 ^{※3} (申出のあったもの)
避難確保計画の作成	◎	◎	—
浸水防止計画の作成	◎	—	○
計画を作成した時の市長への報告	◎	◎	◎
訓練の実施、報告	◎	◎	○
自衛水防組織の設置	◎	○	○
自衛水防組織を置いた時の市長への報告	◎	◎	◎

◎義務 ○努力義務

※1 延べ面積 1,000 m²の地下街、地階の床面積合計が 5,000 m²以上の施設。

ただし施設関係者のみが利用する施設は除く。

※2 高齢者施設・児童福祉施設等の社会福祉施設、医療施設、学校

※3 工場、作業場、倉庫のうち、延べ面積が 10,000 m²以上のもの

(参考) 河川ごとに定められている想定最大規模 (L2) と計画規模 (L1) の降雨量

河川名	想定最大規模 (L2)	計画規模 (L1)
遠賀川水系－遠賀川、黒川 (大臣直轄)、 笹尾川 (大臣直轄)	592 mm/12h	405 mm/2d
遠賀川水系－黒川 (知事委任)、 笹尾川 (知事委任)、 金剛川、堀川、江川 (遠賀川側)、 曲川	720 mm/24h	—
遠賀川水系－江川 (洞海湾側)、坂井川	1,067 mm/24h	—
遠賀川水系－新々堀川	1,079 mm/24h	—
紫川水系 ー紫川、東谷川	966 mm/24h	278 mm/24h
紫川水系 ー神嶽川、志井川、合馬川、砂津川	966 mm/24h	—
板櫃川水系－板櫃川	352 mm/3h	328 mm/24h
板櫃川水系－槻田川	352 mm/3h	—
竹馬川水系－竹馬川	337 mm/3h	52 mm/h
金山川水系－金山川	365 mm/3h	236 mm/24h
金手川水系－金手川	1,105 mm/24h	—
割子川水系－割子川	1,092 mm/24h	—
撥川水系 ー撥川	1,106 mm/24h	—
村中川水系－村中川	1,108 mm/24h	—
大川水系 ー大川	1,100 mm/24h	—
清滝川水系－清滝川	1,109 mm/24h	—
奥畑川水系－奥畑川	1,097 mm/24h	—
貫川水系 ー貫川	1,093 mm/24h	—
相割川水系－相割川	1,104 mm/24h	—

第6章 水防活動

水防活動の主なもの、出水期前に行う水防巡視と出水時に行う水防監視からなる。

第1節 河川等の水防巡視（出水期前）

水防法第9条

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

水防活動に携わる関係者（水防本部職員、危機管理室、各区消防署、各区対策部職員、上下水道局下水道部職員）が出水（河川の増水）時に迅速かつ的確な水防活動が行えるよう河川の実態等を把握することを目的に、出水（河川の増水）期前に河川巡視を行うものとする。

なお、水防上危険な箇所があるときは、直ちに河川管理者等に連絡し必要な措置を求める。

水防巡視箇所

行政区	河川名・海岸名	箇所
門司区	相割川	恒見町
小倉北区	紫川	今町2丁目
	神嶽川	魚町4丁目
	板櫃川	上到津4丁目
小倉南区	紫川	徳吉東3丁目
	東谷川	大字徳吉、徳吉南1丁目、大字志井、大字母原、大字石原町、大字新道寺
	吉田海岸	大字吉田・中吉田2丁目
	磯崎海岸	大字吉田
	新田朽網海岸	大字曾根新田
若松区	江川	大字蟹住、高須東2丁目
八幡東区	板櫃川	川淵町
八幡西区	遠賀川	木屋瀬3丁目
	笹尾川	大字野面
	黒川	香月中央2丁目
	江川	浅川町
	金山川	下上津役2丁目、町上津役西4丁目、町上津役東1丁目
		国土交通省 遠賀川河川事務所 と合同巡視

は、洪水予報河川及び水位周知河川

第2節 水防監視（出水時）

洪水、高潮等に対する気象状況の通知を受け、又は、降雨量が相当あって後続雨量が予想されるような場合、その危険が無くなるまでの間において関係担当部門は、概ね次の監視活動を行うものとする。（監視箇所は、P.6－4－2参照）

1 水防監視活動

随時、河川、堤防、ため池等および風水害危険区域（箇所）を巡視し、早期予防等の必要措置を講ずるとともに、異常が発見されれば、それぞれの報告系統（「地域防災計画第3章第5節被害状況等の収集・伝達」参照）によって報告するものとする。

2 水防監視員の配置

前項の巡視結果によって、その状況により水防監視員の配置の必要があると認めた場合、その箇所に水防監視員を配置するものとする。

また、洪水予報河川や水位周知河川においては、別に定める「水防監視マニュアル」の基準に基づき水防監視員を配置する。

ただし、状況によっては消防団又は関係協力団体等の協力を得てその団員又は民間の協力者に依頼するものとする。

第3節 安全確保の原則

水防活動に従事する者は、水防作業を必要とする異常事態が発生したとき、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近隣地域の状況等を考慮して、最も適切な工法を選択するものとする。

その際、水防活動に従事する者自身の安全性を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとし、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

第4節 水門・排水機場等の操作

1) 水防施設

水門の操作担当者は、水位の変動を監視するとともに水防管理者と連絡を密にし、適正な操作を行うものとする。

	名称	行政区	管理者	操 作
水門	竹馬川防潮水門	小倉南区	県 (北九州県土)	北九州市 ※1
	貫川防潮水門	〃	北九州市	北九州市 ※2
	金山川防潮水門	八幡西区	県 (北九州県土)	北九州市 ※1
水閘門 樋 門	洗越第1排水樋管 外24施設	〃	国 (遠賀川事務所)	笹尾川樋管管理組合
	梅崎排水樋管	〃	〃	楠北自治区会
	石園排水樋管	〃	〃	石園井堰管理組合
	寿命水門	〃	〃	地元住民
排水機場	新々堀川排水機場	〃	県 (北九州県土)	北九州市 ※1
	笹尾川排水機場	〃	国 (遠賀川事務所)	地元住民

※1 北九州県土整備事務所と市が協定を締結し、市が民間事業者へ操作委託。

※2 市河川整備課が民間事業者へ操作委託。

2) その他の河川施設

地下調節池は洪水時に河川流量の一部を貯留し、洪水被害を防ぐ目的で整備しており、洪水後、河川の水位が低下した後、調節池下流側を確認のうえ、市が放流を行う。

	名称	行政区	管理者	操 作
その他 (河川施設)	金山川町上津役東 地下調節池	八幡西区	県 (事業完了まで市)	北九州市 ※1
	金山川小嶺調節池	〃	県 (事業完了まで市)	北九州市 ※1
	金山川下上津役 地下調節池	〃	県 (事業完了まで市)	北九州市 ※1
	神嶽川地下調節池	小倉北区	県 (事業完了まで市)	北九州市 ※1
	天籟寺川地下調節池	戸畑区	北九州市	北九州市 ※2

※1 県管理施設。ただし、事業が完了するまでは市が操作。

※2 市管理施設。自然放流のため、洪水時の操作はないが、スクリーンの定期点検を実施。

北九州市水防監視箇所図



水防監視員派遣箇所一覧（6箇所）

- 国（遠賀川河川事務所）管理区間
- 県（県土整備事務所）管理区間
- 市（各区まちづくり整備課）維持管理区間
- 洪水予報河川（1河川）
- 水位周知河川（7河川）
- 番号 水防監視員派遣箇所（6箇所）
- 水防監視員による監視休止箇所※
- ◎ 防潮水門、排水機場
- 河川施設（地下調整池）4箇所

番号	河川名	場所
③	神嶽川	小倉北区魚町（旦過市場）
⑭	東谷川	小倉南区徳吉付近（高津尾橋）
⑮	東谷川	小倉南区志井（新高見橋）
⑯	東谷川	小倉南区母原
⑰	東谷川	小倉南区石原町（ほたる橋）
⑳	遠賀川	八幡西区木屋瀬3丁目

※河川監視カメラと水位計を設置した箇所、または河川改修が進み監視が不要となった箇所は、水防監視員の派遣を休止

第5節 出 動

水防法第 17 条及び災害対策基本法第 58 条

水防管理者(市長)は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(消防団の受け持ち区域)

消防団の受け持ち区域は、「北九州市消防団の組織等に関する規則(昭和 40 年 10 月 1 日規則第 99 号)第 3 条(分団の名称及び区域)」に定める区域とする。

1 準備出動

水防第一信号があった場合で、洪水、高潮のおそれがあると認めた場合の出動に必要な人員をもって直ちに出動準備のため各部署につき水防準備を行う。

2 作業出動

水防第二信号による出動であり、指令によってそれぞれ出動し、水防活動(作業)を行う。

3 居住者の出動

水防第三信号による出動で、水防法第 24 条(居住者の水防義務)の規定に基づき、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防管理者(市長)又は消防機関の長が、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第6節 輸 送

水防についての輸送計画は「地域防災計画第 3 章第 25 節 交通輸送」によるものとする。

(優先通行)

水防法第 18 条

都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに道路を譲らなければならない。

(緊急通行)

水防法第 19 条

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

第7節 水防信号

水防法第20条第1項の規定により県が水防に用いる信号は次のとおり

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位に達したことを知らせる。	●休止●休止●休止	 約5秒 約5秒 休止 約15秒
第二信号	水防団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせる。	●—●—●— ●—●—●— ●—●—●—	 約5秒 約5秒 休止 約6秒
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が、水防の応援に出動すべきことを知らせる。	●—●—●—●— ●—●—●—●— ●—●—●—●—	 約10秒 約10秒 休止 約5秒
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせる。	乱 打	 約1分 約1分 休止 約5秒
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要あれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

第8節 警戒区域の設定

水防法第21条

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

水防上の警戒区域の設定については、「地域防災計画第3章第19節 第3警戒区域の設定」によるものとする。

第9節 自衛隊及び警察官の出動要請

1 自衛隊の災害派遣要請等

災害対策基本法第68条の2に伴う、自衛隊の災害派遣要請については、「地域防災計画第3章第41節 自衛隊災害派遣要請」によるものとする。

2 警察官の援助の要求

水防法第22条の規定により、水防のため必要があると認めるときは、所轄警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第10節 河川管理者による水防活動への協力

河川管理者（国土交通省遠賀川河川事務所、福岡県県土整備事務所）は、本市の水防活動に対して次の協力を行う。

1 国土交通省の水防への協力事項

- 1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、へり巡視の画像）の提供
- 2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 6) 水防活動の記録及び広報

2 福岡県の水防への協力事項

- 1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、CCTVの映像）の提供
- 2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5) 水防活動の記録及び広報

第11節 隣接水防管理団体その他との協定応援

隣接水防管理団体その他との協定応援計画については、「地域防災計画第3章第43節 相互応援協力」によるものとする。

第 1 2 節 水防資器材

水防管理団体は、管内の水防区域を充分調査し、水防活動が十分行えるよう既設の水防倉庫の外、適当な備蓄場所を選定し、十分資器材を備蓄するものとする。

- ①水防資器材保管場所（倉庫）（資料—2 参照）
- ②水防倉庫別、機器材、資材表（資料—3 参照）
- ③水防資材、器材等の点検整備

災害発生時、常に使用できるように、随時、点検、不良品の更新、所定数の確保、整備を図るものとする。

第 1 3 節 通 信

気象情報、災害情報等の情報収集並びに防災指令、応急対策に必要な指示及び命令等の伝達を迅速かつ確実に実施する通信の確保を図るための計画である。

1 実施担当機関

総括部、都市整備部、消防部、産業経済部、港湾空港部、各区対策部、上下水道部、福岡県

2 通信途絶時における処置及び応急対策

- 1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。
- 2) 通信手段の確保
 - ① 北九州市保有の防災行政無線を使用する。
 - ② 警察有線電話の利用を求める。（災害対策基本法第 79 条）
 - ③ 消防無線の利用を図る。
 - ④ 水道無線の利用を図る。
 - ⑤ 国際海上 V H F 港湾無線の利用を図る。
 - ⑥ 気象台、福岡県災害対策本部、同地方本部等との連絡については、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを利用するほか、その情勢に即応したそれぞれの機関の無線施設を電波法第 52 条の非常通信内容のものに限り利用を求める。
 - ⑦ 市職員のアマチュア無線局の利用について協力を求める。
 - ⑧ アマチュア無線局の利用について協力を求める。
 - ⑨ 地域衛星通信ネットワークを活用し、消防ヘリコプターテレビ伝送装置及び監視カメラで収集した映像等を消防庁へ送り、国からの早期応援体制を確立する。

第 1 4 節 公用負担及び証票

水防法第 28 条

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

1 公用負担命令票

水防法第 28 条の規定に基づく公用負担の権限を行使する際には、原則として「様式－9－1」に示す命令票を、目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に手渡すものとする。

2 公用負担命令権限証

水防法第 28 条の規定に基づく公用負担を命ずる権限を行使する者は「様式－9－2」に示す証明証を携行し必要ある場合には、これを提示するものとする。

3 証票及び腕章及び標識

水防法第 49 条の規定により、資料の提出を命じるとき、必要な土地に立ち入るときには、身分を示す証票 (①)・腕章 (②) を携帯するものとする。

また、水防法第 18 条に基づく優先通行車両標識は (③) に示すとおりとする。

① 身分証票 (サイズ; 60 mm(㍍) × 84 mm(㍻) 色; 水色)

(表)

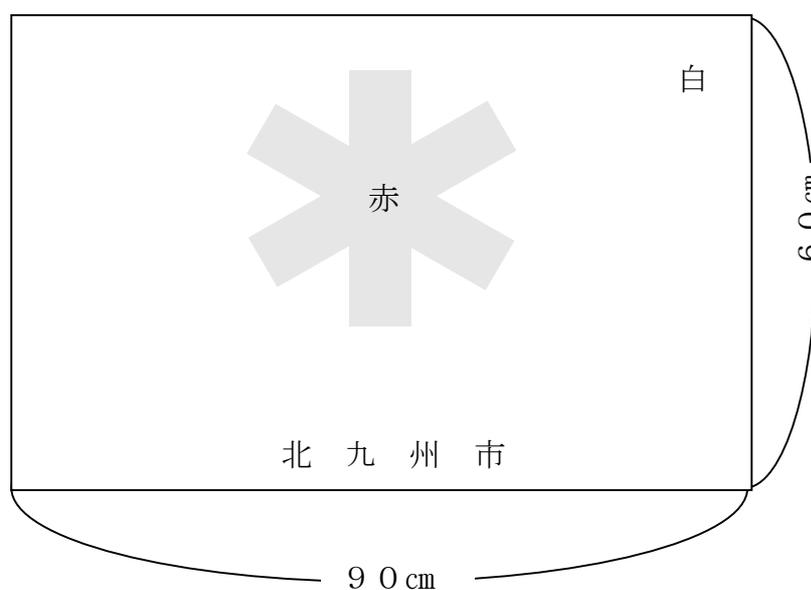
(裏)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">水 防 職 員 証</p> <p>所 属 名 職 名 氏 名 生年月日</p> <p>本市水防職員であることを証明する。 平成 年 月 日</p> <p>北九州市水防管理者 北九州市長 印</p>	<p style="text-align: center;">心 得</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本証は自己の身分を明らかにする。 2. 記名者以外の者の使用を禁ずる。 3. 本証の身分を失ったときは、速やかに本証を返還すること。 4. 本証の身分に異動のあったときは、速やかに訂正すること。 5. 本証は、水防法49条第2項による土地立入証である。
--	--

② 腕章（白地に文字は赤色）



③ 優先通行車両標識（水防法第 18 条により福岡県知事が定める優先通行車両標識）



第 15 節 避難のための立退き

1 立退きの指示

水防法第 29 条

洪水、津波又は高潮によって氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

水防についての避難のための立退き計画については、「地域防災計画第 3 章第 19 節第 2 避難勧告等」によるものとする。

2 避難者の受け入れ

水防における避難者の受け入れについては「地域防災計画第 3 章第 20 節避難者の受け入れ対応」によるものとする。校区别予定避難所については、「地域防災計画（付属資料編）第 3 章第 5 節 避難収容計画資料」によるものとする。

第7章 水防訓練

第1節 水防訓練

水防訓練については、「地域防災計画第2章第23節防災訓練の実施」によるものとする。

第8章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防法第36条に基づき、水防法第37条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体（一般社団法人、一般財団法人、民間法人、法人格を有しない自治会・町内会・ボランティア団体）を、その申請により水防協力団体として指定する。

水防管理者（市長）は、水防協力団体を指定したときは、当該団体の名称・住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

第2節 水防協力団体の業務

- ①水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- ②水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- ③水防に関する情報又は資料を収集し、及び提出すること。
- ④水防に関する調査研究を行うこと。
- ⑤水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- ⑥前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

第9章 費用の負担

水防法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

第10章 雑則

第1節 水防報告と記録

水防法47条第2項の規定に基づき、水防管理者が行う水防報告と記録は、次の要領による。

要 領

水防についての被害状況の収集伝達は、「地域防災計画第3章第5節 被害状況等の収集・伝達」を基本とするが、必要に応じて各機関から直接情報を収集する。

水防法第47条の規定に基づく県知事への報告及び記録は、次によるものとする。

第2節 県知事への報告及び記録

水防体制から平常に復したとき（原則として各四半期終了後10日以内）は、水防管理者（市長）は、水防活動実施報告書（様式－10）に、次の事項をとりまとめて福岡県北九州県土整備事務所を通じて県知事に報告し記録する。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無およびこれに対する措置とその結果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 法第28条の規定による公用負担下命等の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出動の状況
- ⑪ 警察の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲水防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

資 料

資 料 一 覧

北九州市災害対策本部事務分担表	資料－ 1
水防資器材保管場所（水防倉庫）一覧	資料－ 2
北九州市水防資器材及び水防資材一覧表（内訳）	資料－ 3
水防工法一覧表	資料－ 4
令和 6 年度の水防活動について	資料－ 5
ダム（貯水池）等放流に伴う河川の水位上昇について	資料－ 6

北九州市災害対策本部事務分担表

令和6年4月

(部 長) 危機管理監 (副部長) 危機管理室長			
班		構 成	分 担 事 務 内 容
総 括 部	秘書班 (班 長) 市 長 公 室 長 (副 班 長) 秘 書 課 長	秘 書 課 員	1 本部長、副本部長の秘書に関する こと。 2 災害視察者及び見舞者の接遇に 関すること。
	本部 総 括 班 (班 長) 災 害 対 策 担 当 課 長 (副 班 長) 訓 練 研 修 セ ン タ ー 所 長 指 令 課 長 (兼 務) 指 令 第 二 担 当 課 長 (兼 務) 指 令 第 三 担 当 課 長 (兼 務) (報 道 官) 危 機 管 理 課 長 (専 門 官) 防 災 専 門 官	危 機 管 理 課 員 訓 練 研 修 セ ン タ ー 職 員 予 防 課 員 (一 部) 指 導 課 員 (一 部) 規 制 課 員 (一 部) 指 令 課 員	1 災害対策本部及び部の庶務に 関すること。 2 災害対策本部会議に関する こと。 3 災害対策活動の総合調整に 関すること。 4 自衛隊の派遣要請に関する こと。 5 気象情報の収集及び伝達に 関すること。 6 本部長の発する指令等の伝 達に関する こと。 7 報道機関等に対する災害情 報の提供 に関する こと。 8 被害状況等の収集伝達に関 する こと。 9 被害状況報告の統計に関 する こと。 10 災害についての広聴に関 する こと。
	情報班 (班 長) 防 災 企 画 担 当 課 長 (副 班 長) 危 機 管 理 課 長	危 機 管 理 課 員	1 行政機能確保状況の報告に 関 する こと。 2 関係機関との連絡に関 する こと。 3 災害救援協定に関する こと。 4 災害救助法関係事務の連 絡調整 に関 する こと。 5 各部に属する情報のとり まとめ 及び 報告 に関 する こと。
	広報班 (班 長) 市 長 公 室 長 (副 班 長) 広 報 戦 略 課 長 報 道 課 長 人 事 課 長 (兼 務)	広 報 戦 略 課 員 報 道 課 員 人 事 課 員 (一 部 兼 務)	1 災害についての広報に関 する こと。 2 報道機関との連絡に関 する こと。 3 災害写真の収集に関する こと。

(部 長) 産業経済局長 (副部長) 総務政策部長			
班		構 成	分 担 事 務 内 容
産 業 経 済 部	産業経済総務班 (班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 産 業 政 策 課 長	総 務 課 員 渡 船 事 業 所 員 産 業 政 策 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 渡船事業施設の災害対策に関する事。
	地域産業班 (班 長) 中 小 企 業 振 興 課 長 (副 班 長) 企 業 立 地 支 援 課 長	雇用・産業人材政策課員 スタートアップ推進課員 中小企業振興課員 企業立地支援課員 物流拠点推進室員 未来産業推進課員 宇宙産業推進室員 国際ビジネス戦略課員 サービス産業政策課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内企業に関する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 2 商工業者の被害状況調査に関する事。 3 被災中小企業の金融相談及び指導に関する事。 4 学術研究都市に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 5 商業施設、商店街等の被害状況調査に関する事。
	農 林 水 産 班 (班 長) 農 林 課 長 (副 班 長) 水 産 課 長	農 林 課 員 水 産 課 員 鳥 獣 被 害 対 策 課 員 東 部 農 政 事 務 所 員 西 部 農 政 事 務 所 員 総 合 農 事 セ ン タ ー 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急主食供給の総括及び関係機関との連絡に関する事。 2 農地及び農業用施設の災害対策に関する事。 3 農作物の病虫害防除対策に関する事。 4 農作物の被害状況の収集、把握に関する事。 5 技術対策並びに指導計画に関する事。 6 農業災害の金融相談に関する事。 7 応急措置用農作物種苗のあっせんに関する事。 8 林産物、林産施設の災害対策に関する事。 9 林業災害の金融相談に関する事。 10 鉱山の被害状況調査に関する事。 11 総合農事センター施設の災害対策に関する事。 12 家畜及び畜産施設の被害状況の収集把握に関する事。 13 家畜伝染病の防疫についての連絡調整に関する事。 14 水産施設の災害対策に関する事。

資料-1

産業 経済 部	農林 水産 班			<p>15 水産施設、漁船、漁具の被害状況の収集把握に関する事。</p> <p>16 漁業災害の金融相談に関する事。</p>
	中央卸売市場 班	<p>(班 長)</p> <p>市 場</p> <p>(副 班 長)</p> <p>次</p>	<p>長</p> <p>長</p> <p>中央卸売市場員</p>	<p>1 災害時における青果物及び水産物の集荷対策に関する事。</p> <p>2 中央卸売市場施設の災害対策に関する事。</p> <p>3 市場施設等の被害状況調査に関する事。</p>

		(部長) 都市整備局長 (副部長) 総務用地部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
都 市 整 備 部	都市 整備 総務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 用 地 管 理 課 長	総 務 課 員 用 地 管 理 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 部内災害対策活動の総合調整に関する事。 5 応急措置についての工作班等の編成派遣計画に関する事。 6 部関係災害工事用資機材の確保に関する事。 7 災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に関する事。
	道 路 班	(班 長) 道 路 部 長 (副 班 長) 道 路 維 持 課 長	管 道 維 持 課 員 道 路 計 画 課 員 道 路 建 設 課 員 街 路 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等の啓開及び応急措置並びに被害状況の収集把握に関する事。 2 公共土木施設の災害対策及び被害状況の収集、把握に関する事。 3 災害時における道路交通対策に関する事。 4 都市計画街路の災害対策及び被害状況の収集、把握に関する事。 5 公共土木施設(道路)、都市施設(街路)等の災害復旧事業の総括
	河 川 公 園 班	(班 長) 河 川 公 園 部 長 (副 班 長) 河 川 整 備 課 長	水 環 境 課 員 河 川 整 備 課 員 神 嶽 川 旦 過 地 区 整 備 室 員 公 園 管 理 課 員 み どり 公 園 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の被害状況の収集、及び報告。 2 公園、霊園、街路樹等の災害対策及び被害状況の収集、把握に関する事。 3 災害時における河川対策に関する事。 4 水防計画の総括 5 公共土木施設(河川)の災害復旧事業の総括 6 公共土木施設(公園)等の災害復旧事業の総括 7 土砂災害箇所等の砂防事業等の事業要望に関する事 8 河川等の維持補修業務(河川管理施設の現地確認、協議)
	整 備 事 務 所 班	(班 長) 事 務 所 長 (副 班 長) 庶 務 課 長	庶 務 課 員 工 務 第 一 課 員 工 務 第 二 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班及び区対策部建設班との連絡整備に関する事。 2 区対策部建設班への応援職員配備に関する事。 3 施工中の工事箇所の被害状況の収集把握及び応急措置に関する事。 4 道路、公園、霊園、河川、水路の災害復旧に関する事。

都 市 整 備 部	住宅班	(班 長) 住 宅 部 長 (副 班 長) 住 宅 計 画 課 長	住 宅 計 画 課 員 住 宅 管 理 課 員 住 宅 整 備 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の供与に関する事。 (建設型) 2 被災した住宅の応急修理に関する事。 3 市営住宅等の災害対策及び被害状況の把握に関する事。 4 被災者の市営住宅等への入居に関する事。
	建築班	(班 長) 建 築 部 長 (副 班 長) 建 築 支 援 課 長	建 築 支 援 課 員 建 築 課 員 施 設 保 全 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有建築物の災害状況の把握に関する事。 2 市有建築物の災害応急修理に関する事。 3 工事中の市有建築物の災害状況の把握及び安全確保に関する事。
	設備班	(班 長) 設 備 部 長 (副 班 長) 機 械 設 備 課 長	機 械 設 備 課 員 電 気 設 備 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有建築物の災害状況の把握に関する事。 2 市有建築物の災害応急修理に関する事。 3 工事中の市有建築物の災害状況の把握及び安全確保に関する事。

		(部 長) 港湾空港局長 (副部長) 総務部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
港 湾 空 港 部	港 湾 総 務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 空 港 企 画 課 長	総 務 課 員 ク ル ー ズ ・ 交 流 課 員 空 港 企 画 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に関する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 部内災害対策活動の総合調整に関する事。 5 災害対策に必要な業者等との連絡調整に関する事。 6 各種情報の収集、調整、連絡及び記録に関する事。
	港 営 班	(班 長) 港 営 部 長 (副 班 長) 港 営 課 長	港 営 課 員 物 流 振 興 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び保管貨物の被災状況の確認及び使用可能施設等の現状調査に関する事。 2 施設利用者への災害についての各種情報の通知に関する事。 3 各種情報の収集、調整、連絡及び記録に関する事。
	港 湾 整 備 班	(班 長) 港 湾 工 事 担 当 部 長 (副 班 長) 整 備 課 長	整 備 課 員 計 画 課 員 エ ネ ル ギ ー 産 業 拠 点 化 推 進 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 復旧計画に関する事。 2 復旧工事等の実施に関する事。 3 災害査定に関する事。

(部長) 消防局長 (副部長) 総務部長 警防部長 予防部長 救急部長						
班		構成		分担事務内容		
消防部	消防総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 人事課長	総務課	総務課	総務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 非常食料及びその他必要物資の確保に関する事。 4 公務災害の補償及び確定に関する事。 5 職員の衛生管理に関する事。 6 職員の非常招集、待機、配置及び服務に関する事。 7 防災用機械器具の整備保全と配置運用に関する事。 8 応急資器材及び人員の輸送計画に関する事。 9 防災通信施設の保全整備並びに運用に関する事。 10 災害についての広報に関する事。
	予防班	(班長) 予防課長 (副班長) 指導課長	予防課	指導課	指導課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火対象物に対する防災対策に関する事。 2 市民への警報伝達に関する事。 3 危険物等の安全対策に関する事。
	警防班	(班長) 警防課長 (副班長) 消防団課長	警防課	消防団課	消防団課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の指揮、調整に関する事。 2 消防署、消防団の非常招集及び出勤調整に関する事。 3 災害現場の消防統制及び連絡に関する事。 4 災害情報の収集、記録及び報告に関する事。 5 救助、救急対策に関する事。
	指令班	(班長) 指令課長 指令第二担当課長 指令第三担当課長	指令課	指令課	指令課員(一部) 指令課員(二部) 指令課員(三部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害出動の各種指令に関する事。 2 各署間の出動調整に関する事。 3 災害現場の無線運用及び統制に関する事。 4 気象情報、災害情報の収集伝達に関する事。
	航空隊	(班長) 航空隊長	航空隊	航空隊	航空隊員	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内における警報の伝達に関する事。 2 災害状況調査に関する事。 3 災害の警戒及び広報に関する事。 4 災害現場における救急救助活動に関する事。 5 空中消火及び空中輸送に関する事。
	消防隊	(班長) 各消防署長 各消防団長 (副班長) 各消防署副署長(予防課長) 各消防署警防課長・警防担当課長 各消防団副団長	各消防署	各消防団	各消防署員 各消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関との連絡に関する事。 2 管内における警報の伝達に関する事。 3 災害現場における避難の報告に関する事。 4 気象情報、災害情報の収集記録及び報告に関する事。 5 災害危険箇所の警戒及び応急措置に関する事。 6 災害現場における救急救助活動に関する事。 7 災害通信連絡に関する事。 8 災害の各種証明に関する事。

(部 長) 上下水道局長 (副部長) 総務経営部長				
班		構 成		分 担 事 務 内 容
上 下 水 道 部	上下水道総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 経 営 企 画 課 長	総 務 課 員 経 営 企 画 課 員 海 外 事 業 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 部内災害対策活動の総合調整に関すること。 5 部職員の動員に関すること。 6 災害対策従事職員の勤務及び給与に関すること。 7 被災職員の調査及び援護に関すること。 8 上下水道関係、災害対策予算並びに資金の応急調整に関すること。 9 災害時における上下水道関係現金の出納に関すること。 10 被災者に対する上下水道料金の軽減及び免除措置に関すること。 11 車両の配置に関すること。 12 上下水道災害時の広報、広聴及び報道機関との連絡に関すること。 13 災害資料の作成に関すること。 14 他班の応援に関すること。
	水道給水班	(班 長) 水 道 部 長 (副 班 長) 計 画 課 長	計 画 課 員 設 計 課 員 配 水 管 理 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水についての総合調整に関すること。 2 指定給水装置工事事業者に対する連絡に関すること。 3 配水池及び導水、送水、配水等の災害対策に関すること。 4 災害時における配水の調整に関すること。 5 上水道施設の災害対策に関すること。 6 工業用水施設の災害対策に関すること。 7 量水器の整備及び修理に関すること。 8 災害時における資材の輸送に関すること。
	水道浄水班	(班 長) 浄 水 担 当 部 長 (副 班 長) 浄 水 課 長	浄 水 課 員 井 手 浦 浄 水 所 員 穴 生 浄 水 所 員 本 城 浄 水 所 員 水 質 試 験 所 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水施設の災害対策に関すること。 2 水道無線通信施設の防護及び無線通信連絡に関すること。 3 原水及び浄水の確保に関すること。 4 水質検査に関すること。
	水道(下水道)方面班	(班 長) 各 工 事 事 務 所 長	各 工 事 事 務 所 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内上下水道施設に対する災害対策に関すること。 2 管内の応急給水に関すること。 3 管内工事に用いる資材の確保に関すること。 4 区対策部長の指示による管内災害救助の応急給水に関すること。 5 工事施工中の工事現場の安全確認

資料-1

上下水道部	下水道施設班	(班 長) 施設担当部長 (副班長) 施設課長	下水道整備課員(一部) 施設課員 水質管理課員 東部浄化センター職員 西部浄化センター職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポンプ場、浄化センターの被害状況の収集把握に関する事。 2 ポンプ場、浄化センターの災害対策に必要な業者との連絡調整に関する事。 3 ポンプ場、浄化センターの応急復旧に関する事。 4 下水処理水の提供に関する事。
	下水道班	(班 長) 下水道部長 (副班長) 下水道計画課長	下水道計画課員 下水道保全課員 下水道整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害状況の収集、及び報告。 2 災害時における下水道対策に関する事。

区対策部事務分担基準表

資料-1

		(部 長) 区長 (副部長) 区次長、保健福祉担当部長、消防署長、(部付) 消防署警防課長又は警防担当課長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
区 対 策 部	総 務 班	(班 長) 総 務 企 画 課 長	総務企画課員(一部) 出張所員 消防署警防課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内における総合的災害対策に関する こと。 2 本部及び他部との連絡に関する こと。 3 災害対策活動体制の指示に関する こと。その他、諸命令、情報等の伝達に 関すること。 4 情報及び災害状況のとりまとめ及び総 括部への報告に関する こと。 5 警察、消防等関係機関並びに民間諸団 体との連絡に関する こと。 6 災害予算の経理に関する こと。 7 自衛隊並びに応急諸団体の受入、その 他連絡調整に関する こと。 8 部員の動員待機、配置その他勤務に関 する こと。 9 車両の配置、輸送、物資の調達に関す る こと。 10 その他部の他班に属さない こと。 11 罹災証明書の交付に関する こと。
	市民 相 談 班	(班 長) 市 民 課 長	総務企画課員(一部) 市 民 課 員 コミュニティ支援課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における市民からの各種問合 せ、苦情、陳情等の広聴に関する こと。 2 気象情報、災害情報、避難所、収容所 等の周知及び各種の広報活動に関す る こと。 3 災害復旧についての相談に関する こ と。
	民 生 班	(班 長) コミュニティ支援課長 ※状況に合わせて避難 行動要支援者避難支援 班を設置 (班 長) 保 健 福 祉 課 長	総務企画課員(一部) 財政・変革局市税事務所員 国 保 年 金 課 員 コミュニティ支援課員(一部) 保 健 福 祉 課 員 保 護 課 員 (一部) 消防署予防課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査に関する こと。 2 避難所、収容所の設置及び運営管理に 関する こと。 3 被災者の受入れ、保護、遺体対策に関 する こと。 4 被災者に対する非常炊出しに関する こ と。 5 救援物資の確保に関する こと。 6 その他災害救助に必要な こと。 7 被災者に対する応急給水に関する こ と。 8 救護所に関する こと。 9 要配慮者対策に関する こと。 10 被災者に対する医療、助産に関する こ と。 11 被災者の健康管理、こころのケアに関 する こと。 12 被災者生活再建支援法等に基づく被害 認定調査に関する こと。 13 避難行動要支援者の避難支援(福祉避 難所への連絡調整等)に関する こ と。

区 対 策 部	建 設 班	(班 長) まちづくり整備課長	まちづくり整備課職員 (整備事務所員) 都市整備局 折尾総合整備事務所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等公共土木施設の応急対策に関すること。 2 災害応急復旧資材の確保に関すること。 3 堆積土砂その他障害物の除去に関すること。 4 災害発生予想警戒区域（箇所）の調査及び応急対策に関すること。 5 土木関係被害状況調査に関すること。
	協 力 班	(班 長) 保 護 課 長	保 護 課 員 (一 部) (農 委 事 務 局 員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班への応援協力に関すること。 2 その他特命事項

水防資器材保管場所（水防倉庫）一覧

令和3年4月

区別	倉庫名	住所	連絡先	備考	区別	倉庫名	住所	連絡先	備考
区役所	門司区役所	清滝一丁目1-1	331-1881	(代表)	区	若松区役所	浜町一丁目1-1	761-5321	(代表)
	大積(自治会)	大字大積760	同上			若松消防署	桜町1-28	752-0119	
	松ヶ江出張所	吉志新町二丁目1-1	481-1001	自治会倉庫を借用		石峯分署	用勺町2-34	701-0119	
消防局	門司消防署	大里東一丁目4-10	372-0119		区	ひびきの分署	ひびきの北9-5	742-1190	
	老松分署	浜町3-22	331-0119			八幡東区役所	中央一丁目1-1	671-0801	(代表)
	松ヶ江分署	新門司一丁目1996-69	481-3775			八幡東消防署	大谷一丁目3-1	663-0119	
	門司西分署	上馬帯一丁目10-18	371-0119			枝光分署	枝光一丁目1-2	662-0119	
小倉北	小倉北区役所	大手町1-1	582-3301		区	高見分署	高見二丁目8-22	653-0119	
	小倉北消防署	大手町8-38	582-0119			八幡西区役所	黒崎三丁目15-3	642-1441	(代表)
	浅野分署	浅野三丁目10-50	551-0119			上津役出張所	下上津役四丁目8-1	611-0834	
	井畑分署	井畑二丁目7-5	581-0119			折尾出張所	光明一丁目9-22	691-0031	
	富野分署	神幸町2-22	521-0119			八幡南出張所	茶屋の原一丁目6-1	617-0734	
区役所	小倉南区役所	若園五丁目1-2	951-4111	(代表)	区	八幡西消防署	相生町19-19	622-0119	
	曾根出張所	下曾根四丁目22-1	471-7621			折尾分署	光明一丁目9-20	693-0119	
	東谷出張所	大字木下704-1	451-0001			黒崎分署	南八千代町2-10	641-0119	
	小倉南消防署	若園五丁目1-3	951-0119			上津役分署	下上津役一丁目7-3	613-0119	
消防局	三谷分署	徳吉南二丁目2-2	451-0119		区	金剛分署	金剛二丁目1-19	617-0119	
	新曾根分署	大字曾根3947-1	473-0791			戸畑区役所	千防一丁目1-1	871-1501	(代表)
	臨空分署	大字朽網801-1	474-0119			戸畑消防署	新池二丁目1-15	861-0119	
					消防局	大谷分署	東大谷一丁目19-13	883-0119	

保管場所	水防資器材																	水防資材											
	カケヤ	スコップ	ハンマー	木ハンマー	ツルハシ	オノ	ガンツメ	クワ	カマ	カキ板	ノコギリ	トビクチ	ベンチ	ナタ	パール	シノ	テミ	カスガイ	フルコン	杭	針金	トラロープ200m	ビニールひも300m	ビニールシート	ビニールロール	ベニヤ板	ゲル囊		
	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	枚	本	巻	巻	巻	枚	巻	枚	枚		
門司	区役所	門司区役所	0	4	5	0	0	0	0	2	0	3	1	0	1	0	0	0	1,000	100	50	4	0	110	1	30	55		
		松ヶ江出張所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0	0	0	0	15	0	0	0	
	消防署	門司消防署	3	45	1	0	4	3	9	4	16	2	10	2	6	7	6	6	17	44	2518	344	2	5	11	128	0	0	0
		老松分署	5	35	2	1	3	2	7	3	13	3	4	2	1	4	5	0	10	30	359	96	5	1	5	34	0	3	48
		松ヶ江分署	4	12	2	1	2	1	2	1	9	4	5	2	1	4	2	2	8	38	585	50	2	2	5	42	0	0	0
		門司西分署	3	14	1	0	2	0	1	1	10	3	5	0	2	3	0	0	14	28	50	48	1	1	2	14	0	0	0
小計	15	110	11	2	11	6	19	9	50	12	27	7	10	19	13	8	49	140	4762	638	60	13	23	343	1	33	103		
小倉北	区	小倉北区役所	16	58	4	16	8	11	12	24	17	12	11	0	2	5	9	24	7	87	1780	435	22	18	31	150	0	0	1400
		小倉北消防署	9	52	2	2	10	3	6	1	7	3	4	3	2	27	16	1	11	200	2630	160	6	9	3	80	0	40	72
	消防局	浅野分署	3	11	0	1	0	1	1	0	6	8	2	3	2	5	7	7	8	32	0	47	1	2	6	13	0	0	50
		井堀分署	2	6	1	0	1	2	3	0	6	5	3	4	1	4	2	1	17	10	500	29	1	0	2	0	0	0	0
		富野分署	3	14	3	0	1	1	1	0	5	2	6	3	0	1	7	1	12	9	450	15	1	4	2	17	0	0	0
		小計	33	141	10	19	20	18	23	25	41	30	26	13	7	42	41	34	55	338	5360	686	31	33	44	260	0	40	1522
小倉南	区役所	小倉南区役所	6	5	3	0	3	0	1	2	0	3	1	0	0	3	0	0	13	50	900	1080	60	12	2	86	3	0	100
		曾根出張所	2	14	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	800	160	10	0	0	43	0	0	0	
		東谷出張所	1	14	1	0	1	0	0	2	6	1	2	1	1	1	0	0	5	0	510	60	10	3	2	30	10	30	0
	消防局	小倉南消防署	7	44	2	1	3	2	14	2	42	5	9	1	2	9	28	22	44	280	2727	300	27	12	6	76	3	5	40
		三谷分署	4	11	1	2	3	2	6	3	7	6	6	0	1	4	7	2	9	118	200	195	2	4	2	25	0	19	0
		新曾根分署	6	4	1	0	2	1	3	0	10	3	7	0	4	4	1	0	11	84	300	190	2	4	5	18	0	22	0
		臨空分署	3	13	4	4	3	1	3	0	7	0	9	0	3	5	11	4	12	52	100	144	3	4	2	44	0	9	0
小計	29	105	12	7	16	6	27	10	72	20	34	2	11	26	47	28	94	584	5537	2129	114	39	19	322	16	85	140		
若松	区	若松区役所	2	2	1	0	4	1	0	4	0	5	0	5	3	2	0	0	50	1200	500	30	8	20	30	0	0	0	
	消防署	若松消防署	11	23	2	0	1	2	9	0	21	10	20	0	0	10	7	5	9	37	2200	230	22	5	7	20	0	1	0
		石釜分署	3	32	2	1	3	20	4	3	11	10	7	0	0	8	7	0	9	92	77	187	3	5	5	16	0	5	0
		ひびきの分署	3	22	0	0	0	2	2	0	10	5	6	3	2	3	2	0	0	39	40	4	1	3	23	0	0	0	
小計	19	79	5	1	8	25	15	3	46	25	38	3	7	24	18	5	18	179	3516	957	59	19	35	89	0	6	0		
八幡東	区	八幡東区役所	3	10	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1150	460	80	21	4	113	6	20	0	
	消防局	八幡東消防署	6	35	2	2	11	7	5	4	29	5	16	9	3	4	7	9	15	327	2650	150	32	16	5	72	0	33	0
		枝光分署	3	14	1	1	1	2	5	2	9	4	2	1	6	3	8	0	9	12	400	9	4	4	7	38	1	0	0
		高見分署	2	15	0	3	2	3	4	2	7	2	6	3	2	5	1	4	14	39	77	14	3	3	7	25	0	10	0
小計	14	74	5	6	14	13	14	8	45	11	25	13	11	12	17	13	38	378	4277	633	119	44	23	248	7	63	0		
八幡西	区	八幡西区役所	1	11	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	1000	510	0	25	10	190	0	32	200
		上津役出張所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		折尾出張所	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	0	40	0	0	100
		八幡南出張所	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	0	40	0	0	0
	消防局	八幡西消防署	8	28	3	2	2	3	4	0	41	2	8	8	3	6	16	17	29	75	1300	669	3	35	11	104	0	9	300
		折尾分署	4	10	0	0	2	2	3	5	8	5	3	2	0	1	1	5	5	0	86	45	3	2	2	27	0	0	0
		黒崎分署	3	20	2	1	3	1	5	2	12	2	4	0	1	3	2	2	24	42	98	60	3	4	3	13	0	0	0
小計	19	125	9	3	10	9	21	13	86	13	25	13	4	15	26	40	114	117	3939	1457	17	69	38	443	0	55	600		
戸畑	区	戸畑区役所	3	7	0	0	1	1	0	0	0	5	0	1	1	2	0	0	240	1900	300	35	20	23	90	4	0	10	
	消防局	戸畑消防署	11	30	3	2	11	4	10	2	19	5	10	5	6	2	4	2	10	210	650	302	4	6	5	128	0	38	0
		大谷分署	1	8	1	2	0	2	2	2	7	4	8	3	0	2	3	1	9	32	105	10	4	0	4	5	0	0	0
		小計	15	45	4	4	12	7	12	4	26	9	23	8	7	5	9	3	19	482	2655	612	43	26	32	223	4	38	10
危機管理室（浅野倉庫）	23	46	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	340	234	32	24	61	107	0	0	350		
合計	167	725	63	42	91	84	131	72	366	120	199	59	57	143	171	131	387	2218	30386	7346	475	267	275	2035	28	320	2725		

水防工法一覽表（抜粋）

資料—4（1／2）

原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に利用する資材	
溢水 (越水)	積み土俵工	堤防天端に土俵または土のうを数段積み上げる。	一般河川	土のう、防水シート 鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板をたてる。	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土俵の代わりに蛇かごを置く。	急流河川	鉄線蛇かご、玉石 防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端はビニロン帆布製水マットを置く。	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のうポンプ、 鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体 の固い箇所。	むしろ、判割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する。	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン 軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	川裏対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土俵による。	一般河川	土のう、鉄筋ピン、 鉄筋棒、ヒールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ 鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に積み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう パイプ、鉄パイプ杭
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する。	一般河川	土のう、防水シート パイプ鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、杭、土のう、 ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く。	一般河川	たる、防水シート、 土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる。	一般河川 (漏水少ない箇所)	丸太、竹
漏水	川表対策	詰め土俵工	川表のり面の漏水目に土俵など詰める。	一般河川 (構造物のあるところ 水深の浅い部分)	土のう、木杭、竹杭
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土俵 竹ピン

資料-4 (2/2)

原因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所・河川	主に利用する資材
漏水	川表対策	継ぎむしろ工	裏のり、犬走りなどにむしろなど敷きならべる。	一般河川 (漏水少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る。	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、杭、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る。	一般河川 (水深の浅い所)	たたみ、杭、縄、土のう、鉄線
洗堀		むしろ張り 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	家屋のたたみを連結し、損傷部に敷きつめ、傷口の拡大を防止する。	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ。
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土俵をつけて流し局部を被覆する。	急流河川	立木、土のう ロープ、鉄線、杭
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する。	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、杭、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう又は大きい石を投入する。	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土俵を付けて、のり面を被覆する。	緩流河川	竹、杭、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく鳥脚などの合掌水を投入する。	急流河川	わく組み、石俵 鉄線、蛇かご
		築きまわし工	表のり面決壊による断面不足を裏のりに土俵を積む。	凸側堤防 他の工法と併用	杭、割竹、板 土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う。	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ わら、かや、土のう
亀裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで、両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに杭と鉄線を用いる。	砂質堤防	杭、鉄線
	天端く裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ。	粘土質堤防	竹、土のう、なわ ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる。	石質堤防	杭、金網、鉄線、土のう

令和6年度の水防活動について

1. 情報伝達の演習について（12回）

（1）ます淵ダム管理演習（主催：福岡県ます淵ダム管理出張所）

実施日時 令和6年4月23日（火）～24日（水）9時00分～17時00分

活動内容 福岡県ます淵ダム管理出張所から本市水防本部へ放流情報の伝達を実施

（2）畑貯水池洪水対応演習（主催：北九州市上下水道局穴生浄水所畑浄水場）

実施日時 令和6年4月23日（火）9時00分～4月24日（水）15時30分

活動内容 畑貯水池から北九州市水防本部への放流に関する情報伝達訓練を実施

（3）国管理河川における出水時の洪水対応演習（主催：遠賀川河川事務所）

実施日時 令和6年4月23日（火）9時00分～16時00分

活動内容 遠賀川河川事務所が発表する水防情報を福岡県水防本部、北九州水防地方本部及び北九州水防本部（北九州市河川整備課）で情報伝達訓練を実施

（4）福岡県情報伝達演習（主催：福岡県北九州県土整備事務所）

実施日時 令和6年5月31日（金）9時00分～14時00分

活動内容 北九州水防地方本部から本市水防本部を經由し、市関係機関へ情報伝達を実施

（5～11）区役所における風水害シミュレーション訓練（主催：北九州市危機管理室）

実施日時 若松区 令和6年5月15日（水）10時00分～11時30分

小倉南区 令和6年5月16日（木）10時00分～11時30分

門司区 令和6年5月16日（木）14時00分～15時30分

八幡東区 令和6年5月17日（金）10時00分～11時30分

戸畑区 令和6年5月20日（月）10時00分～11時30分

八幡西区 令和6年5月21日（火）14時00分～15時30分

小倉北区 令和6年5月22日（水）14時00分～15時30分

活動内容 危機管理室作成のシナリオに基づきダム放流、水防警報、水位情報等を関係機関に情報伝達するとともに河川監視要員への出動要請等の訓練を実施

（12）建設局・上下水道局合同シミュレーション訓練（主催：北九州市都市整備局河川整備課）

実施日時 小倉北区 令和6年5月22日（水）11時00分～16時00分

活動内容 小倉北区のシミュレーション訓練と併せて、水防本部において、河川部と下水道部が共同で情報整理と伝達訓練を実施

2. 水防巡視等について（2回）

（1）遠賀川合同巡視（主催：遠賀川河川事務所）

実施日時 令和6年5月29日（火）10時00分～12時00分

活動内容 遠賀川重要水防箇所での巡視を実施

（遠賀川河川事務所、北九州県土整備事務所、都市整備局河川整備課、八幡西消防署、八幡西区役所総務企画課）

(2～3) 河川氾濫予想箇所への巡視 (主催：北九州市都市整備局河川整備課)

実施日時 令和6年5月21日 (火) 9時00分 ～ 17時00分

活動内容 浸水想定区域などを基に作成した水防監視箇所図により巡視を実施
(北九州県土整備事務所、都市整備局河川整備課、危機管理室、各消防署、区役所総務企画課、まちづくり整備課、上下水道局下水道整備課)

3. 水防本部の設置について

体制	準備配置～水防警戒本部設置 (大雨警報発令により、警戒要員を配置)	
設置日時	令和6年7月1日 (月)	6時59分
	}	
	令和6年7月1日 (月)	13時44分
	(水防警戒本部)	
	令和6年8月29日 (木)	14時30分
	}	
(水防警戒本部)		
設置日時	令和6年8月30日 (金)	15時45分
	令和6年11月1日 (金)	22時43分
	}	
(水防警戒本部)		
設置日時	令和6年11月2日 (土)	15時45分
活動内容	国や県からの水防情報を関係機関に情報伝達	

ダム（貯水池）等放流に伴う河川の水位上昇について

市内 3 河川の上流部に洪水調整が可能なダム（貯水池）があり、放流時は、以下のとおり警報装置などにより、市民への周知や防災機関への連絡による警戒を行なっている。

河川名	名称 (管理者)	放流による 上昇水位	市民への周知（周知箇所・方法）	防災機関の連絡先
紫川	ます淵ダム (福岡県)	放流量 $2\text{m}^3/\text{s}$ から徐々に増加し、最大 $40\text{m}^3/\text{s}$ まで。 最大 $40\text{m}^3/\text{s}$ のとき 桜橋付近：約 9cm (到達時間：1 時間) 勝山橋付近：約 4cm (到達時間： 1 時間 30 分)	○警報局、警告板（11箇所） ○警報内容 ・事前告知 放流の概ね 1 時間前に、防災部署へ FAX と電話連絡を行う。 警報局及び広報車による周知を行う。 ・放流開始時 警報局による周知を行う。 (遠隔操作を行なうが、職員が警報局に行き、全箇所放送内容を確認する。)	○ます淵ダム放流連絡 系統図のとおり (P. 3-4-1)
黒川	畑貯水池 (上下水道局)	貯水池への流入量を最大として放流する。 $2\text{m}^3/\text{s}$ から開始し、 最大 $152\text{m}^3/\text{s}$ まで。 放流量 $45\text{m}^3/\text{s}$ のとき 石園水位 3.17m (H30) (石園観測所：貯水池 から約 3.2km 下流)	○警告板、警告灯（5箇所） 警報機（1箇所） ○警報内容 ・事前告知 放流の概ね 1 時間前に、防災部署へ FAX と電話連絡を行う。 また警告板設置箇所において、 広報車による周知を行う。 ・放流開始時 警報機等を使用して周知を行う。	○畑貯水池放流連絡系 統図のとおり (P. 3-4-5)
板櫃川	河内貯水池 (日本製鉄株)	— (自然越流のため放流量の定めがない。)	○警報装置（6箇所） ・住民へ越流を知らせるため、 回転灯と音声による警報装置 を設置 【設置箇所】 なかよしの水辺（八幡東区） 水辺の学校（八幡東区） 下到津4丁目（小倉北区） 極楽橋（小倉北区） 清水橋（小倉北区） 岩淵橋（八幡東区） ○警報内容 ・事前告知 越流が予想される概ね 1 時間 前に、防災部署へ FAX と電話連 絡を行う。 ・越流開始時 防災部署へ FAX と電話連絡を行 う。	○河内貯水池越流連絡 系統図のとおり (P. 3-4-3)

<p>谷川 井出谷川</p>	<p>松ヶ江貯水池 (上下水道局)</p>	<p>— (自然越流のため放流量の定めがない。)</p>	<p>○警報内容 ・事前告知 越流が予想される概ね1時間前に、防災部署へFAXと電話連絡を行う。 ・越流開始時 防災部署へFAXと電話連絡を行う。</p>	<p>○松ヶ江貯水池越流連絡系統図のとおり (P. 3-4-6)</p>
<p>紫川</p>	<p>紫川堰 (日本製鉄株)</p>	<p>—</p>	<p>○堰の転倒 ・日本製鉄管理の水位計が2.2mを越える場合に転倒させる。</p>	<p>○日本製鉄(株)が下記防災機関に連絡を行う。 福岡県 北九州市土整備事務所 ますみ管理事務所 北九州市 河川整備課【水防本部】 小倉北区総務企画課 〓まちづくり整備課 環境局環境保全課</p>

様 式

様式総括表

1 水防組織に関する様式

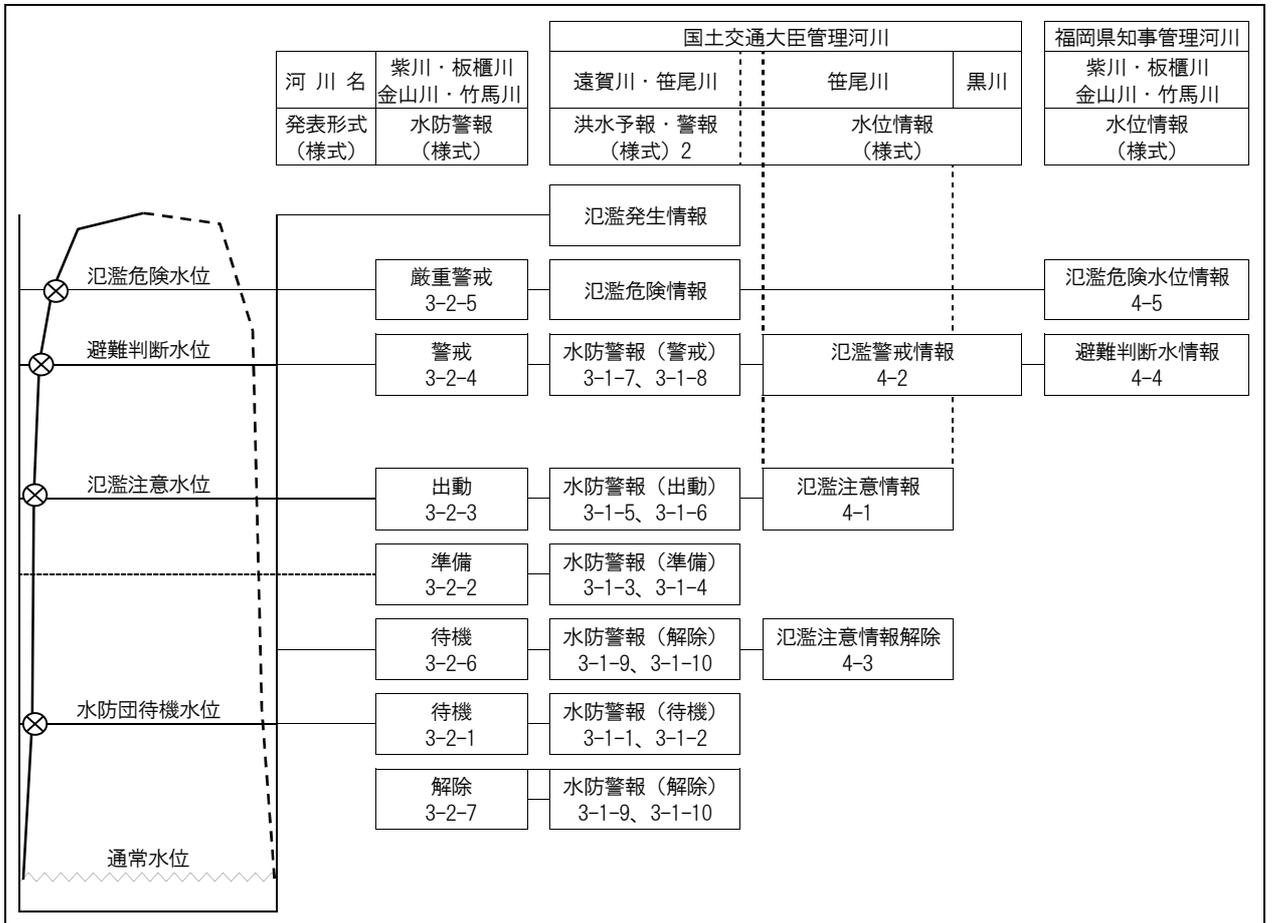
- 北九州市水防（警戒）本部の設置について（通知）様式 1-1
- 北九州市水防（警戒）本部の廃止について（通知）様式 1-2
- 北九州市水防（警戒）本部から水防準備本部への移行について（通知）様式 1-3

2 水防活動に関する様式

① 水防警報・洪水予報・水位情報に関する様式

- 洪水予報 様式 2
- 水防警報 様式 3
- 水位情報 様式 4

各河川と水位の発表情報の関係



② ダム放流に関する様式

- ます淵ダム 様式 5
- 河内貯水池 様式 6
- 畑貯水池 様式 7
- 松ヶ江貯水池 様式 8

③ 公用負担及び証票に関する様式 様式 9

3 県知事への報告に関する様式

- 水防活動実施報告書 様式 10

年 月 日

危機管理監 様
産業経済局長 様
港湾空港局長 様
各区長 様
消防局長 様
上下水道局長 様

北九州市水防本部長
(北九州市長)

北九州市水防（警戒）本部の設置について（通知）

1. 月 日 時 分に 県北九州水防地方本部が設置、
2. 月 日 時 分に 本市災害対策（警戒）本部が設置、

上記に伴い本市水防計画に基づき、 年 月 日 時 分に

北九州市水防（警戒）本部を設置します。

年 月 日

危機管理監様
産業経済局長様
港湾空港局長様
各区長様
消防局長様
上下水道局長様

北九州市水防本部長
(北九州市長)

北九州市水防（警戒）本部の廃止について（通知）

1. 月 日 時 分に 県北九州水防地方本部が廃止、
2. 月 日 時 分に 本市災害対策（警戒）本部が廃止、
上記に伴い本市水防計画に基づき、 年 月 日 時 分に
北九州市水防（警戒）本部を廃止します。

年 月 日

危機管理監 様
産業経済局長 様
港湾空港局長 様
各区長 様
消防局長 様
上下水道局長 様

北九州市水防本部長
(北九州市長)

北九州市水防（警戒）本部から水防準備本部への移行について（通知）

年 月 日 時 分に

本市災害対策（警戒）本部が廃止されましたが、
福岡県水防地方本部は引き続き設置されているため、
本市水防計画に基づき、

年 月 日 時 分に

北九州市水防（警戒）本部を北九州市水防準備本部へ移行します。

発表者
国土交通省 遠賀川河川事務所 気象庁 福岡管区気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

3 3

正規

発信者
水防本部事務局 河川整備課
福岡県からの受付時間 時 分
受信者 ()

遠賀川下流部氾濫警戒情報

遠賀川洪水予報第〇号
洪水警戒情報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
おんが かわかせんじむしょ ふうかかんく きしようたい
遠賀川河川事務所・福岡管区気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】遠賀川下流部では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。遠賀川の日の出橋水位観測所（直方市）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	xxx.x↑				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	xxx.x↑				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	xxx.x↑				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を案分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇〇〇〇×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇市〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

気象関係：気象庁 福岡管区気象台 電話：092-725-3600

水防警報「待機」の発表形式

遠賀川・笹尾川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名:)					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		待機	〇〇川		
年 月 日 時 分		遠賀川河川事務所 発表			
<p>遠賀川河川事務所が発表した水防警報をお知らせします。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 100px; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>発信者</p> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ()</p> </div>					
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名() 発信時刻(:)					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「待機」の発表形式

遠賀川・笹尾川

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

年 月 日 時 分 国土交通省 遠賀川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）の水位は、 日 時 分
現在 m です。

【発表】

水防機関は待機してください。

【特記】

安全には十分配慮してください。

遠賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
川島				
日の出橋				
中間				
秋松橋				
伊田				
春日橋				
富田橋				
木月				
夏吉				
生見				
野面				

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）
（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

(参考)

水位観測所名【福岡県〇〇〇市】

計画高水位 : m
 氾濫危険水位 : m
 避難判断水位 : m
 氾濫注意水位 : m
 水防団待機水位 : m

発信者

水防本部事務局
 河川整備課
 福岡県からの受付時間 時 分
 受信者 ()

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	

水防警報「準備」の発表形式

遠賀川・笹尾川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名:)					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		準備	○○川		
年 月 日 時 分		遠賀川河川事務所 発表			
<p>遠賀川河川事務所が発表した水防警報をお知らせします。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>発信者</p> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ()</p> </div>					
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名 () 発信時刻 (:)					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

正規

水防警報（準備）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

年 月 日 時 分 国土交通省 遠賀川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）の水位は、 日 時 分
現在 m です。

【発表】

水防機関は準備してください。

【特記】

安全には十分配慮してください。

遠賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
川島				
日の出橋				
中間				
秋松橋				
伊田				
春日橋				
富田橋				
木月				
夏吉				
生見				
野面				

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）
（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

(参考)

水位観測所名【福岡県〇〇〇市】

計画高水位 : m
 氾濫危険水位 : m
 避難判断水位 : m
 氾濫注意水位 : m
 水防団待機水位 : m

発信者

水防本部事務局
 河川整備課
 福岡県からの受付時間 時 分
 受信者 ()

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	

水防警報「出動」の発表形式

遠賀川・笹尾川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名:)					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		出 動	○ ○ 川		
年 月 日 時 分		遠賀川河川事務所 発表			
<p>遠賀川河川事務所が発表した水防警報をお知らせします。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 100px;"> <p>発信者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ()</p> </div> </div>					
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名() 発信時刻(:)					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「**出動**」の発表形式

遠賀川・笹尾川

正規

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

年 月 日 時 分 国土交通省 遠賀川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）の水位は、 日 時 分
現在 m です。

【発表】

水防機関は出動してください。

【特記】

安全には十分配慮してください。

遠賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
川島				
日の出橋				
中間				
秋松橋				
伊田				
春日橋				
富田橋				
木月				
夏吉				
生見				
野面				

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）
（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

(参考)

水位観測所名【福岡県〇〇〇市】

計画高水位 : m
 氾濫危険水位 : m
 避難判断水位 : m
 氾濫注意水位 : m
 水防団待機水位 : m

発信者

水防本部事務局
 河川整備課
 福岡県からの受付時間 時 分
 受信者 ()

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	

水防警報「警戒」の発表形式

遠賀川・笹尾川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名:)					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		警 戒	○ ○ 川		
年 月 日 時 分		遠賀川河川事務所 発表			
<p>遠賀川河川事務所が発表した水防警報をお知らせします。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>発信者</p> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ()</p> </div>					
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名() 発信時刻(:)					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「警戒」の発表形式

遠賀川・笹尾川

正規

水防警報（警戒）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

年 月 日 時 分 国土交通省 遠賀川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）の水位は、
日 時 分現在 mです。

【発表】

水防機関は警戒してください。

【特記】

安全には十分配慮してください。

遠賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
川島				
日の出橋				
中間				
秋松橋				
伊田				
春日橋				
富田橋				
木月				
夏吉				
生見				
野面				

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）
（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

(参考)

水位観測所名【福岡県〇〇〇市】

計画高水位 : m
 氾濫危険水位 : m
 避難判断水位 : m
 氾濫注意水位 : m
 水防団待機水位 : m

発信者

水防本部事務局
 河川整備課
 福岡県からの受付時間 時 分
 受信者 ()

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	

水防警報「解除」の発表形式

遠賀川・笹尾川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名:)					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		解 除	○ ○ 川		
年 月 日 時 分		遠賀川河川事務所 発表			
<p>遠賀川河川事務所が発表した水防警報をお知らせします。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 100px; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>発信者</p> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ()</p> </div>					
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名 () 発信時刻 (:)					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

正規

水防警報（解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

年 月 日 時 分 国土交通省 遠賀川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）の水位は、
日 時 分現在 mです。

【発表】

水防警報を解除します。

【特記】

安全には十分配慮してください。

遠賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
川島				
日の出橋				
中間				
秋松橋				
伊田				
春日橋				
富田橋				
木月				
夏吉				
生見				
野面				

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）
（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

(参考)

水位観測所名【福岡県〇〇〇市】

計画高水位 : m
 氾濫危険水位 : m
 避難判断水位 : m
 氾濫注意水位 : m
 水防団待機水位 : m

発信者

水防本部事務局
 河川整備課
 福岡県からの受付時間 時 分
 受信者 ()

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	

水防警報「警戒」の発表形式

紫川・東谷川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名:)					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		警 戒	○ ○ 川		
年 月 日 時 分		北九州水防地方本部長 発表			
<p>○○○○○観測所の 日 時 分現在の水位は m で、 なお上昇しています。 今後、まだ増水の見込みですから、各水防機関は引き続き警戒して下さい。 (参考) ○○川 ○○○○○観測所</p> <p>氾濫危険水位 m 避難判断水位 m 氾濫注意水位 (警戒水位) m 水防団待機水位 m</p> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ レベル 5 氾濫の発生 ■ レベル 4 氾濫危険水位超過 ■ レベル 3 避難判断水位超過 ■ レベル 2 氾濫注意水位 (警戒水位) 超過 ■ レベル 1 水防団待機水位超過 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 発信者 水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 () </div>					
※発信機関名 (北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名 () 発信時刻 (:)					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「**嚴重警戒**」の発表形式

紫川・東谷川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名:)					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		嚴重警戒	〇〇川		
年 月 日 時 分		北九州水防地方本部長 発表			
<p>〇〇〇〇〇観測所の水位は、 日 時 分に m になって、 氾濫危険水位 (レベル4) を超えまだ増水の見込みですから 嚴重警戒を要します。 (参考) 〇〇川 〇〇〇〇〇観測所</p> <p>氾濫危険水位 m 避難判断水位 m 氾濫注意水位 (警戒水位) m 水防団待機水位 m</p> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ レベル5 氾濫の発生 ■ レベル4 氾濫危険水位超過 ■ レベル3 避難判断水位超過 ■ レベル2 氾濫注意水位 (警戒水位) 超過 ■ レベル1 水防団待機水位超過 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 発信者 水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 () </div>					
※発信機関名 (北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名 () 発信時刻 (:)					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「待機」の発表形式

紫川・東谷川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名:)					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		待機	〇〇川		
年 月 日 時 分		北九州水防地方本部長 発表			
<p>〇〇〇〇〇観測所の水位は、 日 時 分になって 氾濫注意水位（レベル2）を下がり減水していますが、再び水位が上昇することも考えられるので、 待機して引き続き注意してください。 (参考) 〇〇川 〇〇〇〇〇観測所</p> <p>氾濫危険水位 m 避難判断水位 m 氾濫注意水位（警戒水位） m 水防団待機水位 m</p> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ レベル5 氾濫の発生 ■ レベル4 氾濫危険水位超過 ■ レベル3 避難判断水位超過 ■ レベル2 氾濫注意水位（警戒水位）超過 ■ レベル1 水防団待機水位超過 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">— 発信者 —</p> <p style="text-align: center;">水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ()</p> </div>					
※発信機関名（北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764） 発表者名（ ） 発信時刻（ : ）					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「解除」の発表形式

紫川・東谷川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名:)					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		解除	〇〇川		
年 月 日 時 分		北九州水防地方本部長 発表			
<p>〇〇〇〇〇観測所の水位は、 日 時 分 mを 最高として、減水を始め、 日 時 分現在では mで、 再び水位の上昇はないと思われますので、水防警報を解除します。 (参考) 〇〇川 〇〇〇〇〇観測所</p> <p>氾濫危険水位 m 避難判断水位 m 氾濫注意水位(警戒水位) m 水防団待機水位 m</p> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ レベル 5 氾濫の発生 ■ レベル 4 氾濫危険水位超過 ■ レベル 3 避難判断水位超過 ■ レベル 2 氾濫注意水位(警戒水位)超過 ■ レベル 1 水防団待機水位超過 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>発信者</p> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ()</p> </div>					
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名() 発信時刻(:)					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「氾濫注意情報」の発表形式

遠賀川・笹尾川

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 遠賀川河川事務所		機関名		機関名		機関名

正規

〇〇川氾濫注意情報

年 月 日 時 分
 国土交通省 遠賀川河川事務所発表
 (第 号)

【主文】

〇〇川の〇〇〇水位観測所(〇〇〇市)では、 日 時 分に氾濫注意水位(m)に達しました。

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

(参考)

〇〇川 〇〇水位観測所(〇〇〇市)
 (受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市から〇〇〇市〇〇区まで、右岸：〇〇市から〇〇市〇〇区まで)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	0.00m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	0.00m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	0.00m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830 (内線) 525

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	

発信者

水防本部事務局
 河川整備課
 福岡県からの受付時間 時 分
 受信者 ()

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 遠賀川河川事務所		機関名		機関名		機関名

正規

〇〇川氾濫警戒情報

年 月 日 時 分
 国土交通省 遠賀川河川事務所発表
 (第 号)

【主文】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）では、 日 時 分に避難判断水位（ m）に達しました。

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

（参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇〇市）
 （受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市から〇〇〇市〇〇区まで、右岸：〇〇市から〇〇市〇〇区まで

氾濫危険水位 (相当換算水位)	0.00m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	0.00m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	0.00m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	

発信者

水防本部事務局
 河川整備課
 福岡県からの受付時間 時 分
 受信者 ()

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 遠賀川河川事務所		機関名		機関名		機関名

正規

〇〇川氾濫注意情報解除

年 月 日 時 分
 国土交通省 遠賀川河川事務所発表
 (第 号)

【主文】

〇〇川の〇〇〇水位観測所(〇〇〇市)では、 日 時 分に氾濫注意水位
 (m)に下回りました。

(参考)

〇〇川 〇〇水位観測所(〇〇〇市)
 (受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市から〇〇〇市〇〇区まで、右岸：〇〇市から〇
 〇〇市〇〇区まで)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	0.00m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	0.00m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	0.00m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断
 断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830(内線)525

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	

発信者

水防本部事務局
 河川整備課
 福岡県からの受付時間 時 分
 受信者 ()

「避難判断水位到達情報」の発表形式 紫川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)																																																																				
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 20px;">○○○川 避難判断水位到達情報</div>																																																																							
年 月 日 時 分			福岡県 北九州 県土整備事務所長 発表																																																																				
<p>○○○川は、hh 時 mm 分に、◇◇水位観測所（北九州市×××区）において 高齢者等避難情報の発令の目安のひとつとなる水位である、避難判断水位 #.##m に達しました。 (hh 時 mm 分現在の水位は、&.&&m)</p> <p>市町村からの避難情報に留意してください。</p> <p>(参 考)</p> <p>○○○川 ◇◇観測所</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">氾濫危険水位</td> <td style="width:10%; text-align: center;">9.99m</td> <td style="width:25%;">避難判断水位</td> <td style="width:10%; text-align: center;">9.99m</td> <td style="width:25%;">氾濫注意水位（警戒水位）</td> <td style="width:10%; text-align: center;">9.99m</td> <td style="width:5%;">水防団待機水位</td> <td style="width:10%; text-align: center;">9.99m</td> </tr> </table> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ レベル 5 氾濫の発生 ■ レベル 4 氾濫危険水位超過 ■ レベル 3 避難判断水位超過 ■ レベル 2 氾濫注意水位（警戒水位）超過 ■ レベル 1 水防団待機水位超過 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>発信者</p> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ()</p> </div>						氾濫危険水位	9.99m	避難判断水位	9.99m	氾濫注意水位（警戒水位）	9.99m	水防団待機水位	9.99m																																																										
氾濫危険水位	9.99m	避難判断水位	9.99m	氾濫注意水位（警戒水位）	9.99m	水防団待機水位	9.99m																																																																
<p>※発信機関名（北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764 ） 発表者名 () 発信時刻 (:)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">送信先</th> <th style="width:15%;">FAX 番号</th> <th style="width:15%;">電話番号</th> <th style="width:15%;">受信者名</th> <th style="width:15%;">送信者名</th> <th style="width:10%;">時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北九州市</td> <td>093-561-5758</td> <td>093-582-2281</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川管理課</td> <td>092-643-3669</td> <td>092-643-3666</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北九州 県土整備事務所</td> <td>093-692-9479</td> <td>093-691-2764</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻	北九州市	093-561-5758	093-582-2281				河川管理課	092-643-3669	092-643-3666				北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764																																													
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻																																																																		
北九州市	093-561-5758	093-582-2281																																																																					
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666																																																																					
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764																																																																					

「氾濫警戒水位到達情報」の発表形式

紫川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)										
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">〇〇〇川 氾濫危険水位情報</p> <p style="text-align: center;">(水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位)</p> <p style="text-align: center;">(観測所名:◇◇◇)</p> </div>													
年 月 日 時 分		福岡県 北九州 県土整備事務所長 発表											
<p>〇〇〇川は、hh 時 mm 分に、◇◇水位観測所(北九州市×××区)において避難指示の発令判断の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位 #.##m に達しました。 (hh 時 mm 分現在の水位は、&&m)</p> <p>(参考) 〇〇〇川 ◇◇観測所</p> <table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="width:20%;">氾濫危険水位</td> <td style="width:15%;">9.99m</td> <td style="width:20%;">避難判断水位</td> <td style="width:15%;">9.99m</td> <td style="width:20%;">氾濫注意水位(警戒水位)</td> <td style="width:10%;">9.99m</td> <td style="width:10%;">水防団待機水位</td> <td style="width:10%;">9.99m</td> </tr> </table> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ レベル 5 氾濫の発生 ■ レベル 4 氾濫危険水位超過 ■ レベル 3 避難判断水位超過 ■ レベル 2 氾濫注意水位(警戒水位)超過 ■ レベル 1 水防団待機水位超過 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">発信者</p> <p style="text-align: center;">水防本部事務局 河川整備課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ()</p> </div>						氾濫危険水位	9.99m	避難判断水位	9.99m	氾濫注意水位(警戒水位)	9.99m	水防団待機水位	9.99m
氾濫危険水位	9.99m	避難判断水位	9.99m	氾濫注意水位(警戒水位)	9.99m	水防団待機水位	9.99m						
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名() 発信時刻(:)													
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻								
北九州市	093-561-5758	093-582-2281											
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666											
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764											

様式1

ダム連絡

通知（受信確認が必要）

ます漕ダム洪水警戒体制の通知

令和 年 月 日 時 分
 ます漕ダム管理出張所
 発信者：

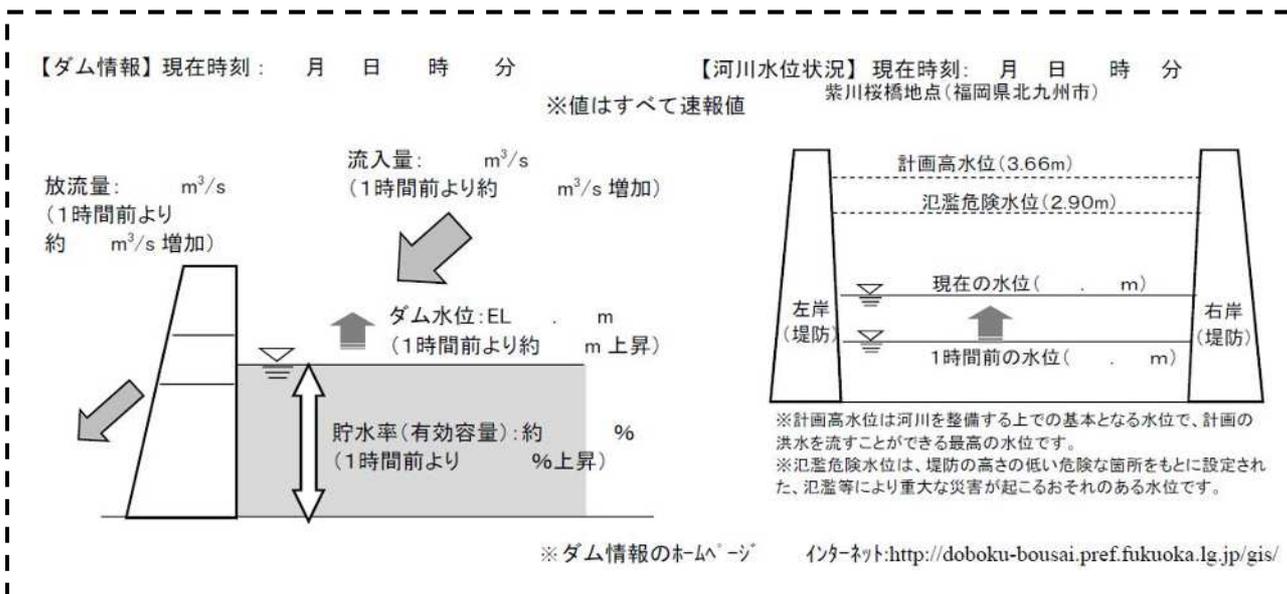
<ダム操作に関する通知>

紫川水系紫川ます漕ダム（福岡県北九州市）では、 月 日 時 分に洪水警戒体制に入りました。
 今後、ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダム流下量（放流量）を徐々に増加させる予定です。流入量の増加が大きい場合は、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。このような放流を行う場合にはおおむね1時間前に事前通知します。

今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。

ダムからの通知はFAXにより行いますので、FAXを常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。

洪水警戒体制	大雨洪水注意報、大雨洪水警報	が発表された。発表時刻： 月 日 時 分
に入った理由	台風、低気圧、前線、融雪、その他	により洪水が予想されるため。



<受信確認> ます漕ダム管理出張所 TEL：093-451-1130 FAX：093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

様式2-(1)

ダム連絡

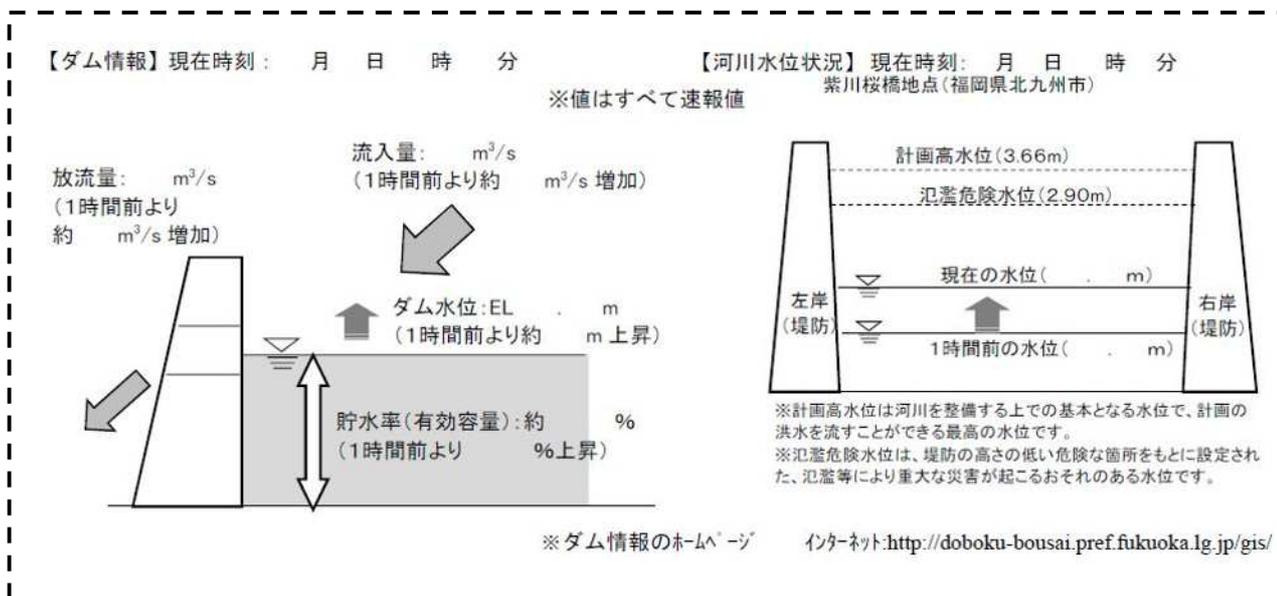
情報（受信確認は行いません）

ます湊ダム洪水警戒体制解除の情報

令和 年 月 日 時 分
 ます湊ダム管理出張所
 発信者：

<ダム操作に関する連絡>

紫川水系紫川ます湊ダム（福岡県北九州市）では、月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。
 ダムへの流入量は洪水量以下に減少しており、雨量及び下流河川水位の状況から今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。



様式2-(2)

情報 (受信確認は行いません)

ダム連絡

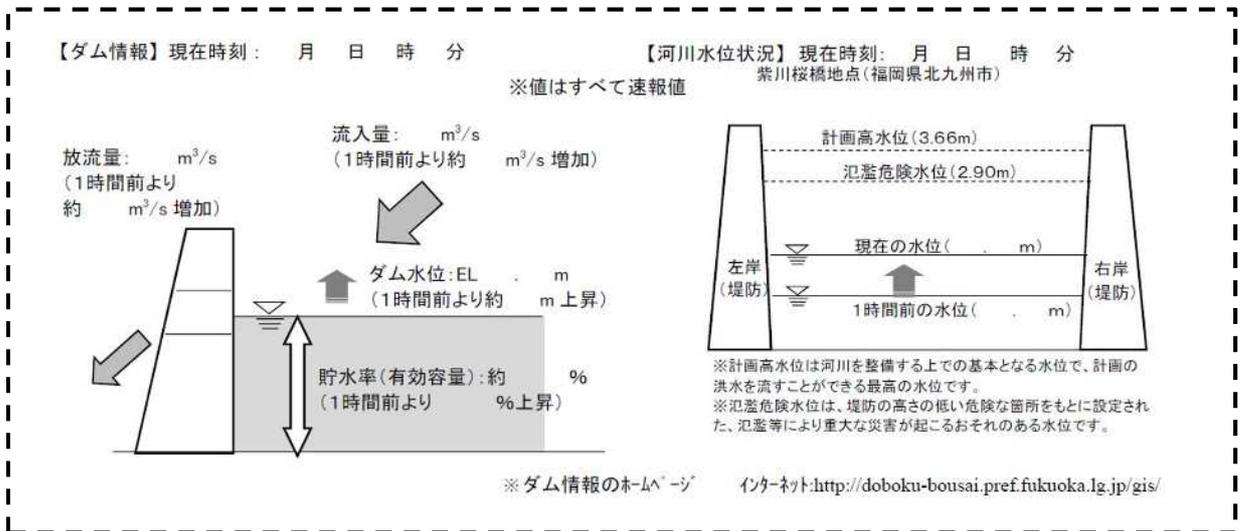
ます湊ダム洪水警戒体制解除の情報

令和 年 月 日 時 分
 ます湊ダム管理出張所
 発信者：

<ダム操作に関する連絡>

紫川水系紫川ます湊ダム (福岡県北九州市) では、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。

雨量及び下流河川水位の状況から、ダムからの情報提供は終了します。



様式3-(1)

通知(受信確認が必要)

ダム連絡

ます湊ダム放流開始の通知

令和 年 月 日 時 分
 ます湊ダム管理出張所
 発信者:

<ダム操作に関する通知>

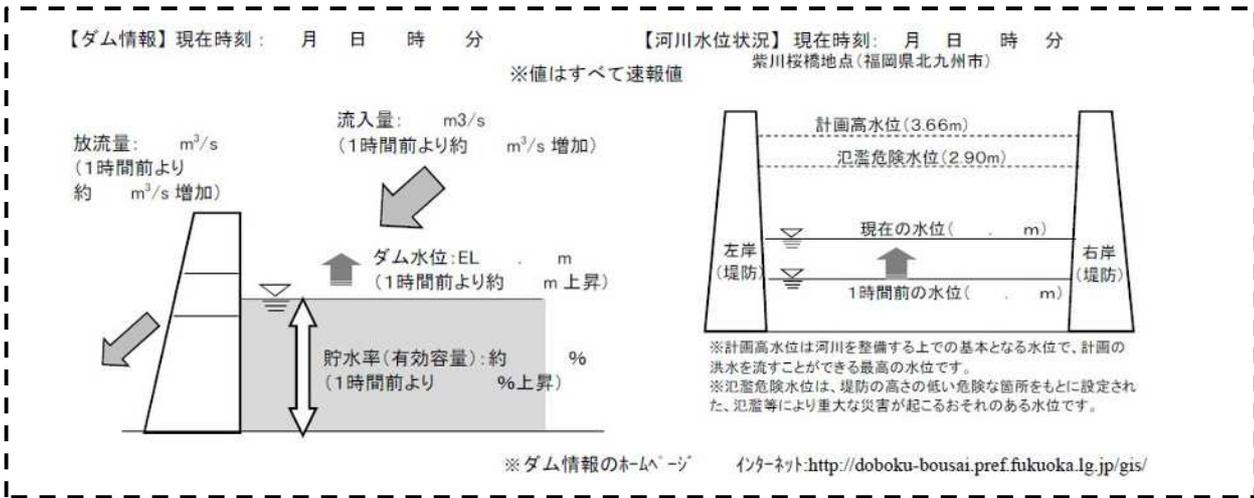
紫川水系紫川ます湊ダム(福岡県北九州市)では、月 日 時 分から m³/s の放流を開始します。

ダムは防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保するため、ダム流下量(放流量)を 月 日 時頃には m³/s まで増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意してください。

放流開始の目的	事前放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位をEL. . mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位をEL. . mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、制限水位(又は常時満水位)EL. . mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	その他	()

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。



<受信確認> ます湊ダム管理出張所 TEL: 093-451-1130 FAX: 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

様式3-(2)

ダム連絡

通知 (受信確認が必要)

ます湊ダム放流量増加の通知

令和 年 月 日 時 分
 ます湊ダム管理出張所
 発信者：

<ダム操作に関する通知>

紫川水系紫川ます湊ダム（福岡県北九州市）では、月 日 時 分から防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダム流下量（放流量）を最大 m^3/s から最大 m^3/s まで増加させる予定です。

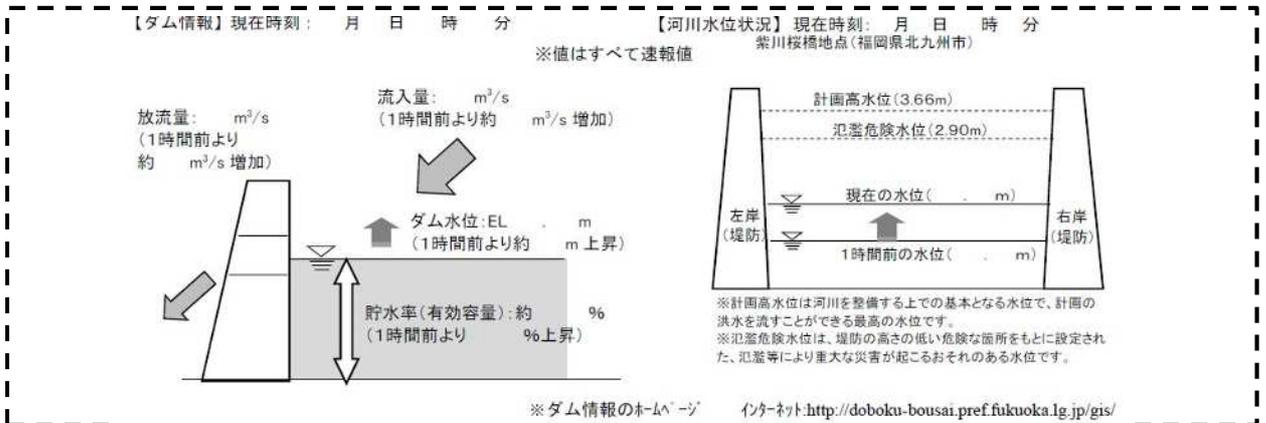
下流河川の水位上昇に注意してください。

また、河川内へ立ち入らないように注意してください。

なお、放流量が洪水量（ $40m^3/s$ ）に達した場合、別途「ます湊ダム防災操作（洪水調節）開始の情報（様式5）」の提供を行います。

放 流 開 始 の 目 的	事前放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、制限水位（又は常時満水位）EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	()

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。



<受信確認> ます湊ダム管理出張所 TEL : 093-451-1130 FAX : 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

様式4

ダム連絡

通知（受信確認が必要）

ます湊ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知

令和 年 月 日 時 分
 ます湊ダム管理出張所
 発信者：

<ダム操作に関する通知>

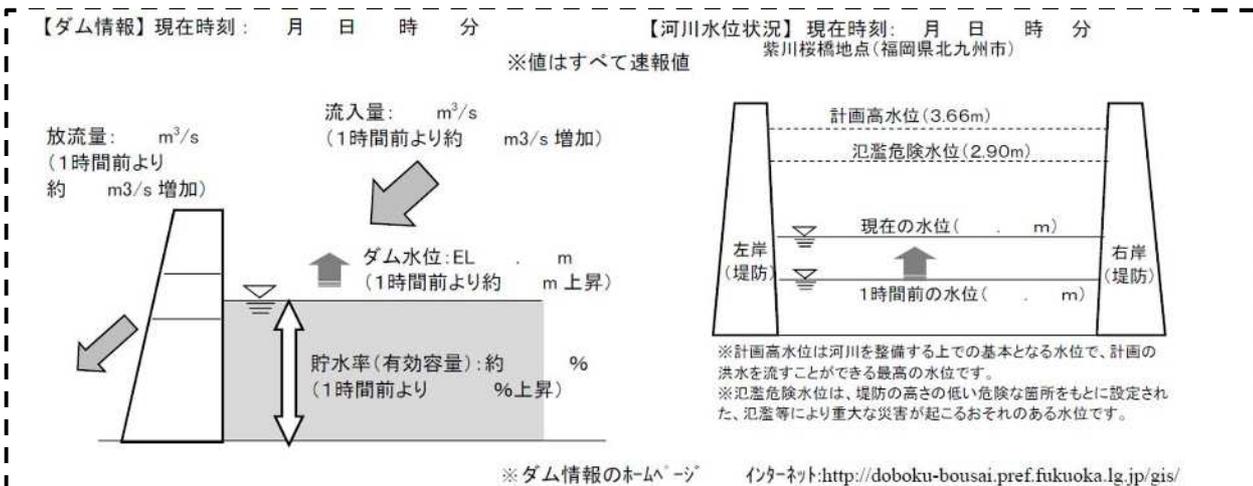
紫川水系紫川ます湊ダム（福岡県北九州市）では、ダム流下量（放流量）を m^3/s から m^3/s に増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意してください。

また、河川内へ立ち入らないように注意してください。

放 流 量 増 加 の 目 的	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を EL. . m に低下させ、 防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、制限水位（又は常時満水位）EL. . m を維持し、 防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	()

・ 下流河川の水位上昇に注意してください。河川内へ立ち入らないように注意してください。



<受信確認> ます湊ダム管理出張所 TEL : 093-451-1130 FAX : 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

情報（受信確認は行いません）

様式5

ダム連絡

まず渚ダム防災操作（洪水調節）開始の情報

令和 年 月 日 時 分
 まず渚ダム管理出張所
 発信者：

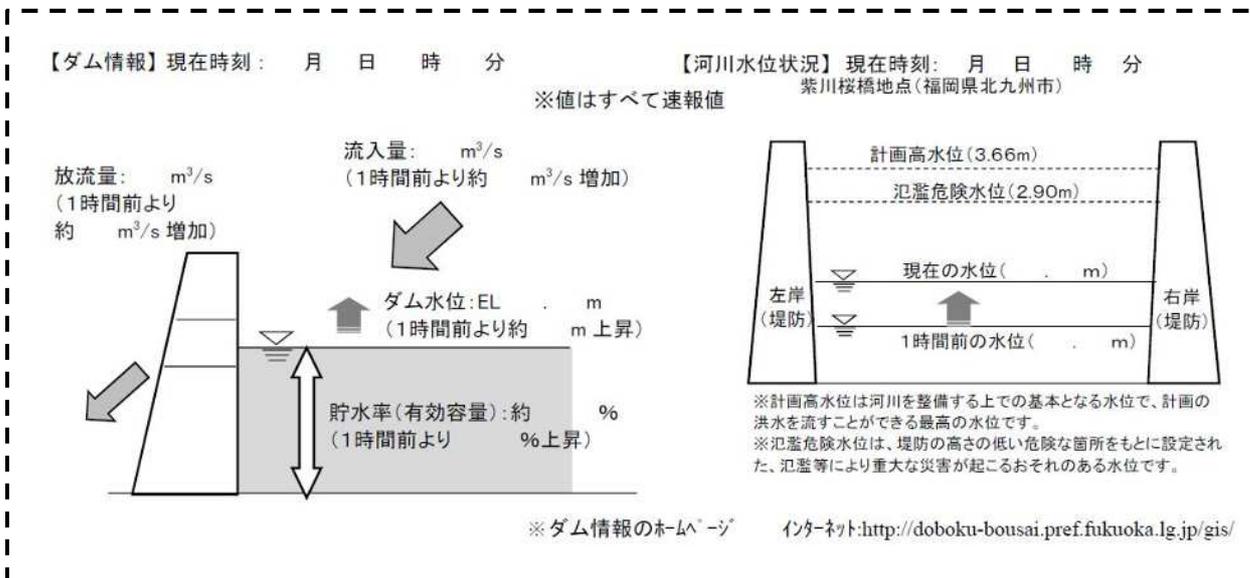
<ダム操作に関する連絡>

紫川水系紫川まず渚ダム（福岡県北九州市）では、ダムへの流入量が洪水量（ $40\text{m}^3/\text{s}$ ）に達したため、
 月 日 時 分に防災操作（洪水調節）を開始しました。

【定量放流の場合】：今後、防災操作（洪水調節）終了まで現在のダム流下量（放流量）を継続し、
 ダム流下量（放流量）を上回る流入量はダムに貯留します。

【定率定量放流の場合】：今後、洪水規模にあわせて流入量の 割をダムに貯留します。その後、計画
 最大のダム流下量（計画最大放流量）（ m^3/s ）に達した場合、計画最大の
 ダム流下量（計画最大放流量）を継続し、ダム流下量（放流量）を上回る流
 入量はダムに貯留します。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。



様式6

ダム連絡

情報（受信確認は行いません）

ます湊ダム防災操作（洪水調節）終了の情報

令和 年 月 日 時 分
 ます湊ダム管理出張所
 発信者：

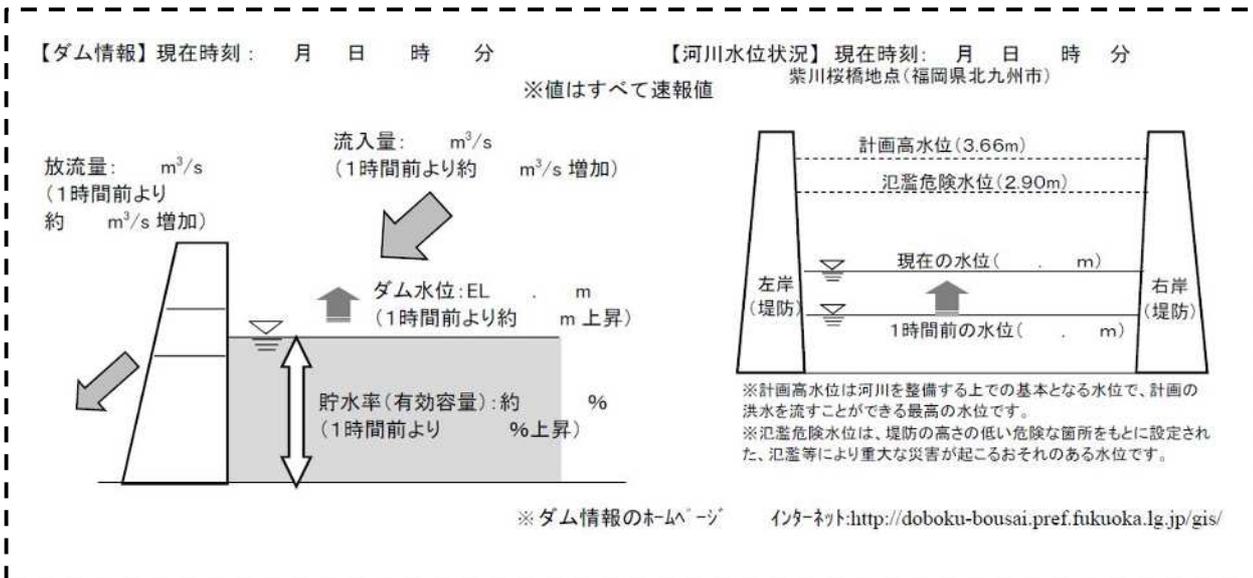
＜ダム操作に関する連絡＞

紫川水系紫川ます湊ダム（福岡県北九州市）では、ダムへの流入量がダム流下量（放流量）を下回ったため、月 日 時 分に防災操作（洪水調節）を終了しました。

今後、ダム水位を低下させるため、現在のダム流下量（放流量）を上限として放流を継続させます。河川水位は徐々に低下していきます。

防災操作（洪水調節）は終了しましたが、河川水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川水位に注意してください。

放流の 目的	防災操作（洪水調節）後の ダム水位の低下	今回の防災操作（洪水調節）で上昇したダム水位を EL. m に低下させ、次の防災操作（洪水調節）に備える。
-----------	-------------------------	---



様式7-(1)

ダム連絡



情報 (受信確認は行いません)

【重要情報 緊急放流 3時間前】

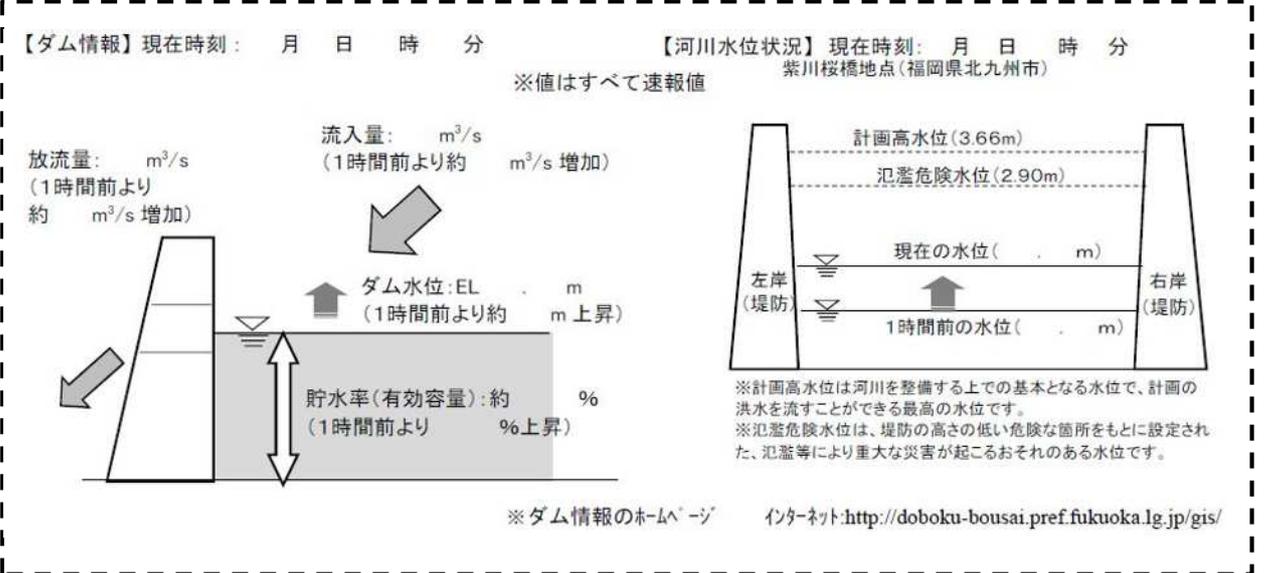
(異常洪水時防災操作)

令和 年 月 日 時 分
 ます淵ダム管理出張所
 発信者：

＜ダム操作に関する連絡＞

紫川水系紫川ます淵ダム（福岡県北九州市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。
 予測では、今後、計画規模を超える洪水となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、
 月 日 時頃から、下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行する可能性
 があります。
 移行する場合は、おおむね1時間前に事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。
 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4 ・ダムの下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
 ・避難指示等の措置が必要。



■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

様式7-(2)

情報 (受信確認は行いません)

ダム連絡

緊急 ます湊ダム

【重要情報 緊急放流 操作開始時間変更】

(異常洪水時防災操作)

令和 年 月 日 時 分
 ます湊ダム管理出張所
 発信者：

<ダム操作に関する連絡>

月 日 時 分に、「緊急ます湊ダム 重要情報 緊急放流 3時間前 (様式7-(1))」にて、月 日 時頃から緊急放流 (異常洪水時防災操作) に移行する可能性があるとのファックスをお送りしました。

その後の降雨状況およびダムへの流入量の変化に伴い、現時点においては、緊急放流 (異常洪水時防災操作) に移行する予想時間は、月 日 時頃となっております。

移行する場合は、おおむね1時間前に事前通知「緊急ます湊ダム 重要情報 緊急放流 1時間前 (様式8-(1))」をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

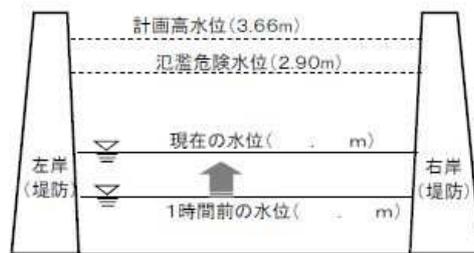
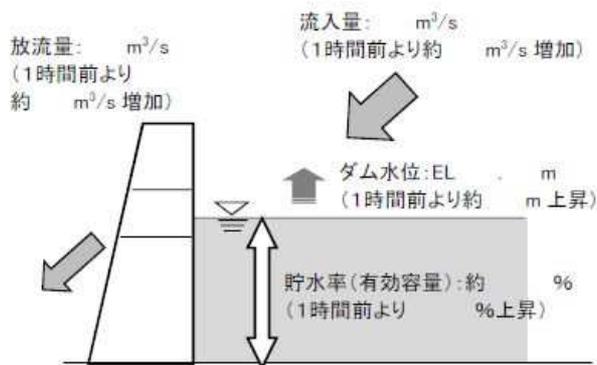
- 警戒レベル4
- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
 - ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】 現在時刻： 月 日 時 分

【河川水位状況】 現在時刻： 月 日 時 分

紫川桜橋地点 (福岡県北九州市)

※値はすべて速報値



※計画高水位は河川を整備する上での基本となる水位で、計画の洪水を流すことができる最高の水位です。
 ※氾濫危険水位は、堤防の高さの低い危険箇所をもとに設定された、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。

※ダム情報のホームページ

インターネット: <http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/>

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作 (異常洪水時防災操作) を行うことです。

様式7-(3)

ダム連絡

情報 (受信確認は行いません)

緊急 ます湊ダム

【重要情報 緊急放流 操作延期】

(異常洪水時防災操作)

令和 年 月 日 時 分
 ます湊ダム管理出張所
 発信者:

<ダム操作に関する連絡>

月 日 時 分に、「緊急」ます湊ダム 重要情報 緊急放流 3時間前 (様式7-(1))」にて、月 日 時頃から緊急放流 (異常洪水時防災操作) に移行する可能性があるとのファックスをお送りしました。

その後の降雨状況およびダムへの流入量の変化に伴い、現時点においては、緊急放流 (異常洪水時防災操作) に移行する可能性は低くなっております。ただし、降雨の状況などにより可能性が高くなった場合は、再度、概ね3時間前に「緊急」ます湊ダム 重要情報 緊急放流 3時間前 (様式7-(1))」をお送りします。

引き続き、降雨状況や河川水位に注意して下さい。

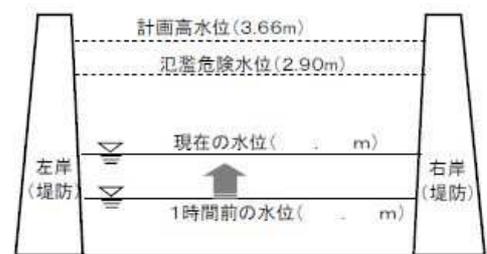
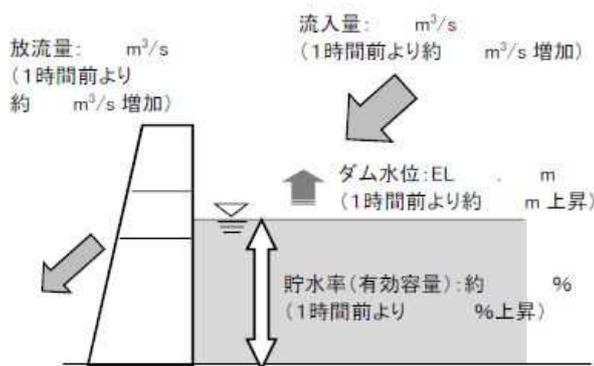
・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。

【ダム情報】現在時刻: 月 日 時 分

【河川水位状況】現在時刻: 月 日 時 分

※値はすべて速報値

紫川桜橋地点 (福岡県北九州市)



※計画高水位は河川を整備する上での基本となる水位で、計画の洪水を流すことができる最高の水位です。
 ※氾濫危険水位は、堤防の高さの低い危険な箇所をもとに設定された、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。

※ダム情報のホームページ

インターネット: <http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/>

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作 (異常洪水時防災操作) を行うことです。

通知（受信確認が必要）

様式8-(1)

ダム連絡

緊急 ます淵ダム

【重要通知 緊急放流 1時間前】

（異常洪水時防災操作）

令和 年 月 日 時 分
 ます淵ダム管理出張所
 発信者：

＜ダム操作に関する通知＞

紫川水系紫川ます淵ダム（福岡県北九州市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、月 日 時 分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

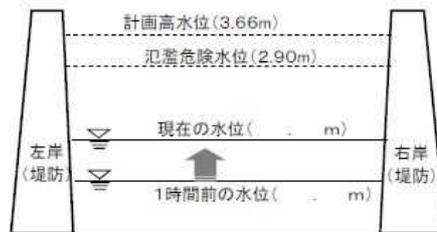
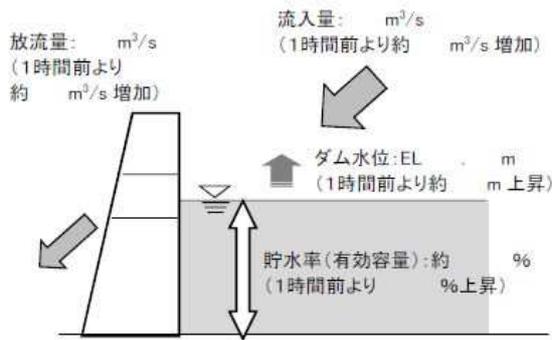
- 警戒レベル**
- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
 - ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】現在時刻： 月 日 時 分

【河川水位状況】現在時刻： 月 日 時 分

※値はすべて速報値

紫川桜橋地点(福岡県北九州市)



※計画高水位は河川を整備する上での基本となる水位で、計画の洪水を流すことができる最高の水位です。
 ※氾濫危険水位は、堤防の高さの低い危険な箇所をもとに設定された、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。

※ダム情報のホームページ インターネット:<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/>

＜受信確認＞ ます淵ダム管理出張所 TEL : 093-451-1130 FAX : 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

様式8-(2)

ダム連絡



ます湊ダム

通知(受信確認が必要)

【重要通知 緊急放流 操作開始時間変更】

(異常洪水時防災操作)

令和 年 月 日 時 分
 ます湊ダム管理出張所
 発信者:

<ダム操作に関する通知>

月 日 時 分に、「緊急ます湊ダム 重要通知 緊急放流 1時間前(様式8-(1))」にて、
 月 日 時 分頃から緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行する可能性があるとのファック
 スをお送りしました。

その後の降雨状況およびダムへの流入量の変化に伴い、現時点においては、緊急放流(異常洪水時防
 災操作)に移行する予想時間は、月 日 時 分頃となっております。(再度、1時間前に

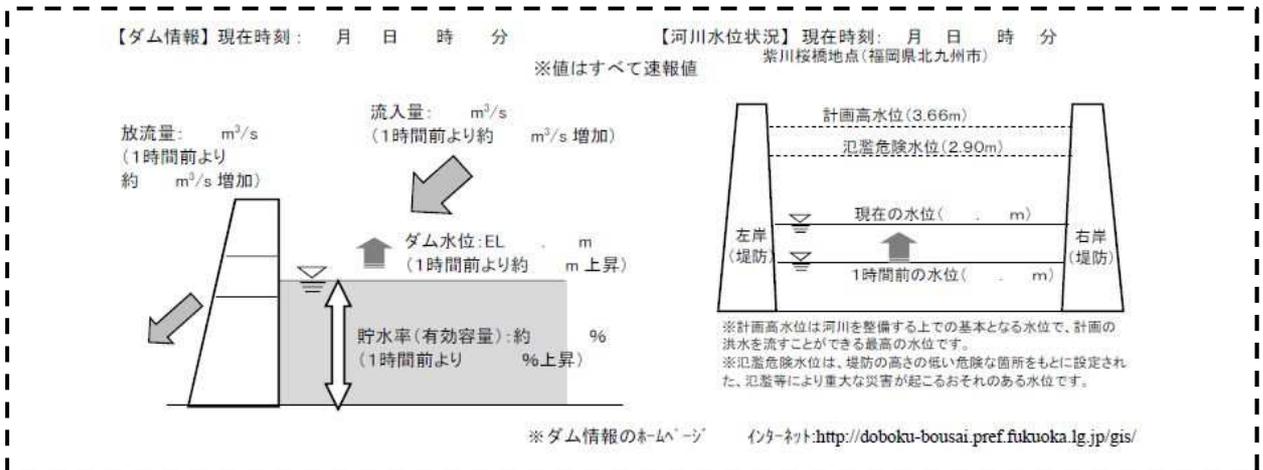
「緊急ます湊ダム 重要通知 緊急放流 1時間前(様式8-(1))」をお送りします。

引き続き、降雨状況や河川水位に注意して下さい。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。



<受信確認> ます湊ダム管理出張所 TEL: 093-451-1130 FAX: 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

通知（受信確認が必要）

様式8-(3)

ダム連絡

緊急 ます淵ダム

【重要通知 緊急放流 操作延期】

（異常洪水時防災操作）

令和 年 月 日 時 分
 ます淵ダム管理出張所
 発信者：

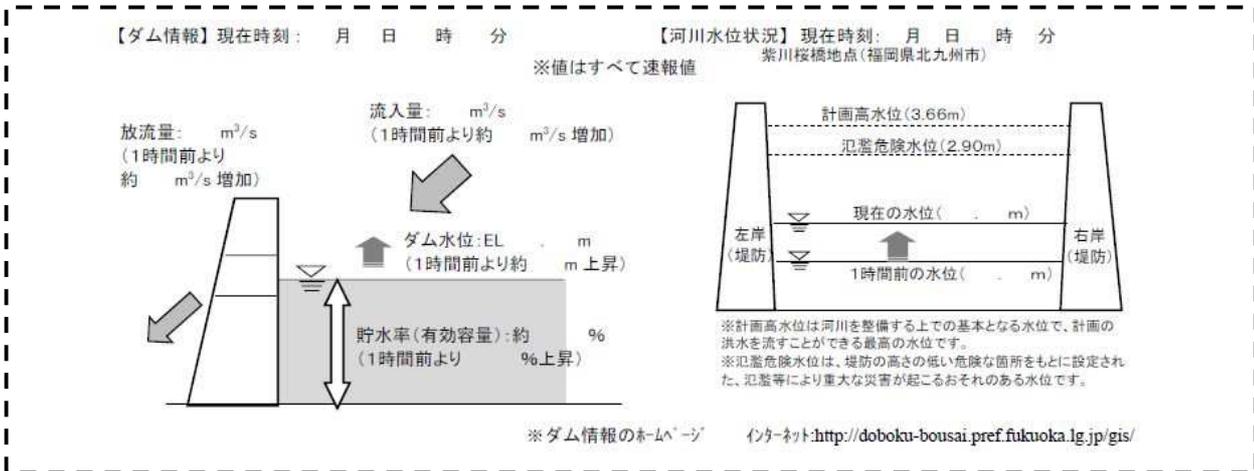
<ダム操作に関する通知>

月 日 時 分に、「緊急」ます淵ダム 重要通知 緊急放流 1時間前（様式8-(1)）」にて、月 日 時 分頃から緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行する可能性があるとのファックスをお送りしました。

その後の降雨状況およびダムへの流入量の変化に伴い、現時点においては、緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行する可能性は低くなっております。ただし、降雨の状況などにより可能性が高くなった場合は、再度、おおむね3時間前に「緊急」ます淵ダム 重要通知 緊急放流 3時間前（様式7-(1)）」をお送りします。

引き続き、降雨状況や河川水位に注意して下さい。引き続き、降雨状況や河川水位に注意して下さい。
 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。



<受信確認> ます淵ダム管理出張所 TEL : 093-451-1130 FAX : 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

様式9

ダム連絡

緊急

ます湫ダム

通知（受信確認が必要）

【重要通知 緊急放流 開始】

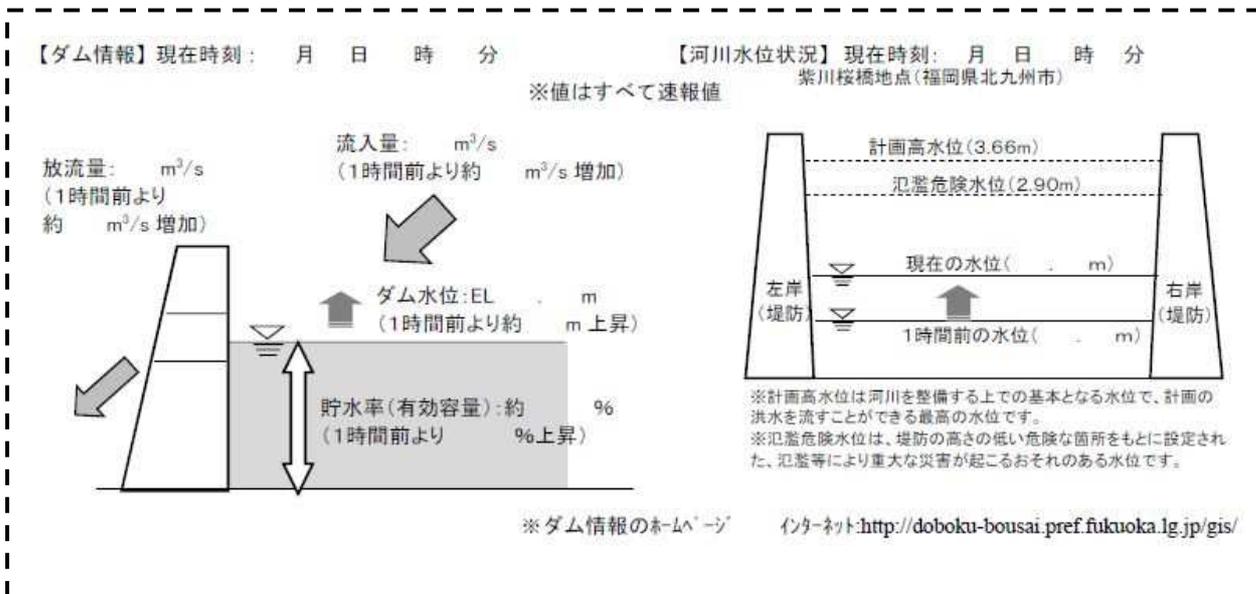
（異常洪水時防災操作）

令和 年 月 日 時 分
 ます湫ダム管理出張所
 発信者：

＜ダム操作に関する通知＞

紫川水系紫川ます湫ダム（福岡県北九州市）では、計画規模を超える洪水のため、 月 日 時 分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。

- 警戒レベル4
- ・ダム下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
 - ・避難指示等の措置が必要。



＜受信確認＞ ます湫ダム管理出張所 TEL：093-451-1130 FAX：093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

様式10

ダム連絡

情報（受信確認は行いません）

ます湊ダム緊急放流 終了の情報

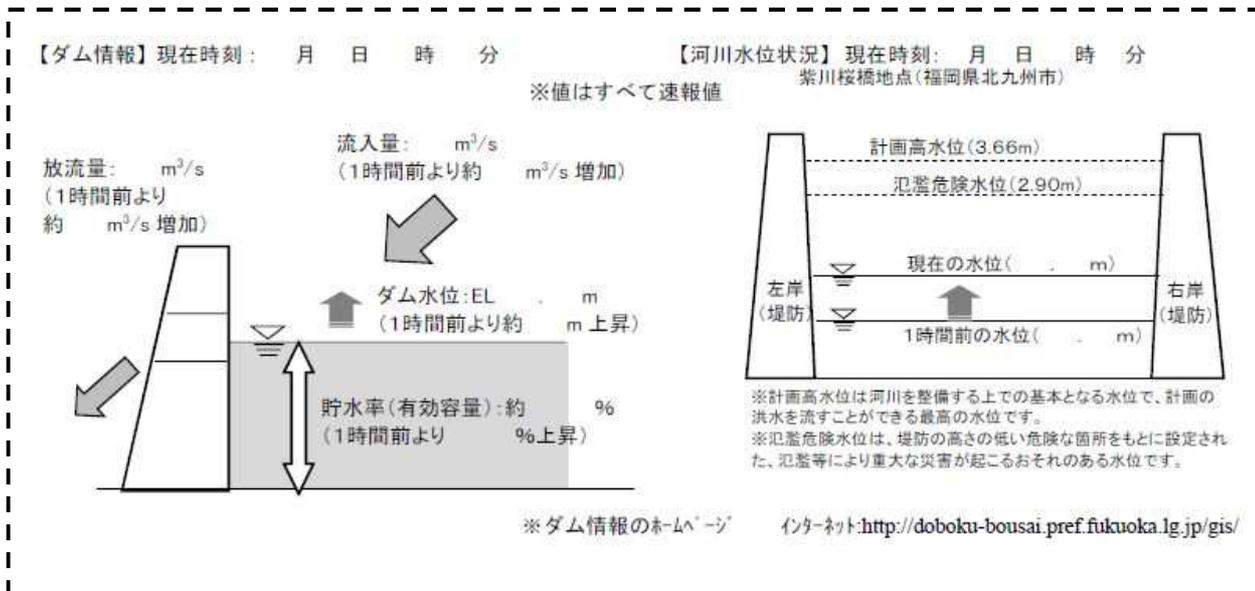
（異常洪水時防災操作）

令和 年 月 日 時 分
 ます湊ダム管理出張所
 発信者：

<ダム操作に関する連絡>

紫川水系紫川ます湊ダム（福岡県北九州市）では、流入量が計画最大のダム流下量（計画最大放流量）を下回ったため、月 日 時 分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。

今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。



■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

年 月 日 時 分
日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区
エネルギー部エネルギー工場水道課

発信者 _____

河内貯水池越流開始予想の通知

河内貯水池では、降雨による流入量の増加により _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分頃
から越流が予想されます。

下流河川(板櫃川)水位の上昇に警戒をお願いします。

都市整備局河川公園部河川整備課
防災係 ; _____

TEL 582-2281

FAX 561-5758

問い合わせ先
日本製鉄(株) 九州製鉄所 八幡地区
総務部 人事総務室
電話番号 093-872-6073

年 月 日 時 分
日本製鉄㈱九州製鉄所八幡地区
エネルギー部エネルギー工場水道課

発信者 _____

河内貯水池越流開始の通知

河内貯水池では、流入量の増加により ____月 ____日 ____時 ____分から越流が始まりました。

____時 ____分の推定越流量は ____ m^3/s です。

下流河川(板櫃川)水位の上昇に警戒をお願いします。

都市整備局河川公園部河川整備課
防災係 : _____

TEL 582-2281

FAX 561-5758

問い合わせ先
日本製鉄㈱ 九州製鉄所 八幡地区
総務部 人事総務室
電話番号 093-872-6073

年 月 日 時 分

上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場
【発信者】 _____

畑ダム放流開始の通知

遠賀川水系 黒川の畑ダムでは、____日 ____時 ____分から放流を開始します。
放流量は当初、2.0m³/秒から、

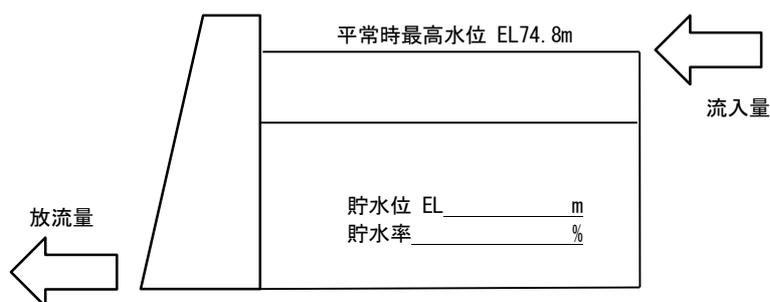
- 現在の流入量である _____ m³/秒を目標として徐々に増加させます。
流入量が増減した場合は、放流量も合わせて増減します。
- _____ m³/秒を目標として徐々に増加させます。(事前放流)

下流河川（黒川）の水位が当初50cm程度上昇しますので注意して下さい。

【放流開始の目的】

<input type="checkbox"/> 貯水位維持	今後の洪水調整に備えて、平常時最高水位 EL74.80m を維持し、洪水調節に活用する空容量を確保する。
<input type="checkbox"/> 事前放流	今後の洪水調整に備えて、貯水位をEL _____ m に低下させ、洪水調節に活用する空容量を拡大する。
<input type="checkbox"/> その他	

【ダム状況】 _____日 ____時 ____分の状況



【参考】

・異常洪水時防災操作を「緊急放流」、「ただし書き操作」と呼ぶ場合があります。

「治水ダム」において、洪水時最高水位を超えると予想される場合に、流れ込んでくる水を通過させる操作です。畑ダムは「利水ダム」ですので、この名称の操作はありません。

都市整備局河川公園部河川整備課
防災係： _____ 様

TEL 582-2281
FAX 561-5758

【問い合わせ先】

上下水道局水道部 浄水課 電話582-3155 FAX583-3521
上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場 電話617-4813 FAX617-4807

年 月 日 時 分

上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場
【発信者】 _____

畑ダム放流状況の通知

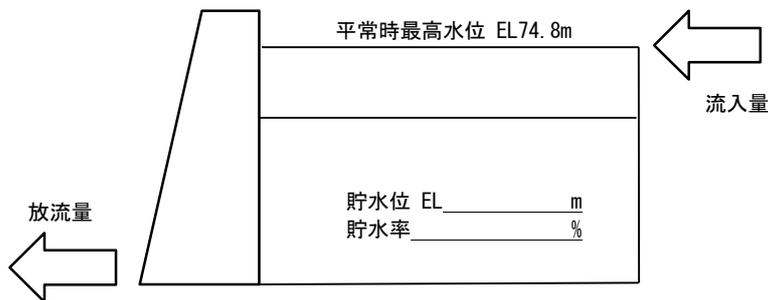
遠賀川水系 黒川の畑ダムにおける、
_____ 日 _____ 時 _____ 分現在の放流量は _____ m^3 /秒です。

今後の放流量は、

- 増加する見込みです。
- 維持する見込みです。

下流河川（黒川）の水位上昇には注意して下さい。

【ダム状況】 _____ 日 _____ 時 _____ 分の状況



【参考】

・異常洪水時防災操作を「緊急放流」、「ただし書き操作」と呼ぶ場合があります。
「治水ダム」において、洪水時最高水位を超えると予想される場合に、流れ込んでくる水を通過させる操作です。畑ダムは「利水ダム」ですので、この名称の操作はありません。

都市整備局河川公園部河川整備課	
防災係：	_____ 様
TEL	582-2281
FAX	561-5758

【問い合わせ先】

上下水道局水道部 浄水課	電話582-3155	FAX583-3521
上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場	電話617-4813	FAX617-4807

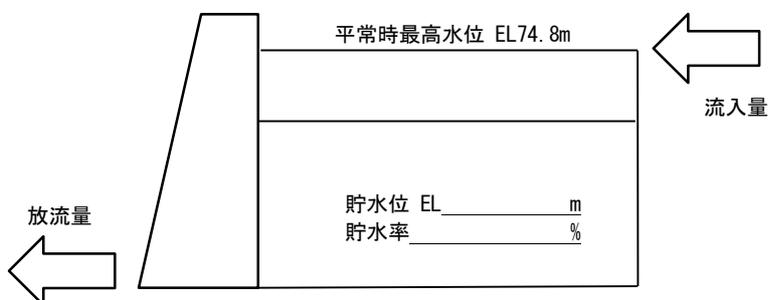
年 月 日 時 分

上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場
 【発信者】 _____

畑ダム放流停止の通知

遠賀川水系 黒川の畑ダムでは、 ____ 日 ____ 時 ____ 分に放流を停止しました。

【ダム状況】 ____ 日 ____ 時 ____ 分の状況



都市整備局河川公園部河川整備課
 防災係 : _____ 様
 TEL 582-2281
 FAX 561-5758

【問い合わせ先】

上下水道局水道部 浄水課 電話582-3155 FAX583-3521
 上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場 電話617-4813 FAX617-4807

年 月 日 時 分
北九州市 上下水道局
水道部 井手浦浄水所

発信者 _____

松ヶ江貯水池越流開始予想の通知

松ヶ江貯水池では、降雨による流入量の増加により ____月 ____日 ____時 ____分頃
から越流が予想されます。

下流河川(谷川及び井出谷川)水位の上昇に警戒をお願いします。

都市整備局河川公園部河川整備課
防災係 ; _____

TEL 582-2281

FAX 561-5758

問い合わせ先
北九州市 上下水道局
水道部 浄水課
電話 093-582-3155
FAX 093-583-3521

年 月 日 時 分
北九州市 上下水道局
水道部 井手浦浄水所

発信者 _____

松ヶ江貯水池越流開始の通知

松ヶ江貯水池では、流入量の増加により _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分から越流が始まりました。

_____ 時 _____ 分の推定越流量は _____ m^3/s です。

下流河川(谷川及び井出谷川)水位の上昇に警戒をお願いします。

都市整備局河川公園部河川整備課
防災係 : _____

TEL 582-2281

FAX 561-5758

問い合わせ先
北九州市 上下水道局
水道部 浄水課

電話 093-582-3155

FAX 093-583-3521

公用負担命令票

第 号 公用負担命令票発行控
 年 月 日 (事務取扱者;)

物品名 規格 数量	物件の所有者管理者または これに準ずべき者の住所氏名	使用収用処分の 目的及び箇所	担当者の氏名	摘 要

① 切 取 線

第 号 公用負担命令票
 年 月 日
 様

水防管理者 北九州市長 印
 (事務取扱者; 印)

物件名	規 格	数 量	負担内容

公用負担命令権限証

第 号

公 用 負 担 命 令 権 限 証

職 名

氏 名

上記のものに、水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者 北九州市長

印

水防活動実施報告書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(北九州市)

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延 人員	主要資材 円	その他資材 円	計 円	使用資材費		計	
						主要資材	その他資材		
水防管理団体分 前回迄		人							
月分 ()									
月分 ()									
月分 ()									
月分 ()									
月分 ()									
月分 ()									
月分 ()									
小計									
累計									

水 防 法

水防法

(昭和二十四年六月四日法律第九十三号)

最終改正：令和五年法律第三十七号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百

五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市

町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺

水 防 法

族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる

箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるとときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水

位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防

管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第

一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。) から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各

号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下こ

の条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めな

ければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の带状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

水 防 法

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を

出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関

の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四

十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百一十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下

の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （昭和二七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

- 1 この法律は、昭和二七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年六月八日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月一日法律第六一号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一日法律第一四一号） 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三二年五月一六日法律第一〇五号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三五年六月三〇日法律第一一三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和三七年六月二三日法律第九四号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和三九年一二月二五日法律第八七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年六月二一日法律第六九号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成六年六月二九日法律第四九号） 抄
（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成七年四月二一日法律第六九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報

告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一三年六月一三日法律第四六号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に

おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条一第六十七条)」を「/第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条一第六十七条)/第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二一第六十七条の七)/」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十

三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年十一月一九日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二〇日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等

の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年五月一九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月三十一日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

令和7年度北九州市水防計画

令和7年2月 北九州市防災会議 修正

発行 北九州市
都市整備局河川公園部河川整備課
〒803-8501
福岡県北九州市小倉北区城内1-1
TEL 093-582-2281
FAX 093-561-5758
